

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

基本目標	担当課	環境指標	基準年実績値 (H22)	R2 達成目標	R元 実績値	取組の現状と課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映 (廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか	統廃合後の担当課
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	環境コーナーの設置 (常設箇所)の設置及び維持	0箇所	1箇所	2箇所	・計画上の目標は達成しているが効果が見えない ・環境指標とする程の重要性を感じない	廃止		
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課 教育総務課 (図書館) (公民館)	環境コーナーの設置 (企画展示等の毎年実施)	1箇所	1箇所/年	3箇所	・計画上の目標は達成しているが効果が見えない ・環境指標とする程の重要性を感じない	廃止		
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	広報紙での環境関連記事掲載件数 (※環境課管理)	50件	50件/年以上の維持	77件	・計画上の目標は達成しているが効果が見えない ・環境指標とする程の重要性を感じない	廃止		
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	環境関連情報ホームページの更新回数 (環境課のみ)	25回	24回/年以上の維持	83回	・計画上の目標は達成しているが効果が見えない ・環境指標とする程の重要性を感じない	廃止		
②1-2 環境教育・環境学習を進める	環境課	環境学習講座や自然観察会の参加人数 (環境課事業)	64人 (H21)	120人以上	3,756人	・現時点での総合計画における目標指標としている。 ・年度によって増減は生じるが、町民の環境への関心度を示す重要な指標。	継続		
③1-3 多様な環境活動を活発に進める	環境課	町内事業者の環境マネジメントシステムの導入社数	60社	69社	50社	・ISO14001など制度の維持に多額の費用がかかるものは返上する傾向にある。 ・町内企業の環境に対する意識や取組の度合いを示す重要な指標。	継続		
③1-3 多様な環境活動を活発に進める	環境課	環境美化活動の参加人数 (美化キャンペーンへの参加も含む)	3,894人	4,673人	4,567人	・現時点での総合計画における施策目標としている。 ・年度によって増減は生じるが、町民の環境美化に対する関心度を示す重要な指標。	継続		
③1-3 多様な環境活動を活発に進める	環境課	環境美化活動の実施団体等	27団体	33団体	43団体	・参加団体の固定化の傾向が見られる。 ・年度によって増減は生じるが、自治会等の団体における環境美化への関心度を示す重要な指標。	継続		
③1-3 多様な環境活動を活発に進める	環境課	さむかわエコネット登録人数 ※毎年度末	28人	37人	32人	・町の自然環境の施策推進に積極的に取り組むボランティア団体であるが、登録人数そのものが環境指標となることには違和感を感じる。 ・「環境団体の環境活動における参加人数 (目久尻川クリーン作戦・新規指標)」にするべき。	廃止		



区分	環境指標	基準年実績値 (R元)	第3次計画で該当する基本目標
継続	環境学習講座や自然観察会の参加人数 (環境課事業)	3,756人	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	町内事業者の環境マネジメントシステムの導入社数	50社	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	環境美化活動の参加人数 (美化キャンペーンへの参加も含む)	4,567人	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	環境美化活動の実施団体等	43団体	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
新規	環境団体の環境活動における参加人数 (目久尻川クリーン作戦)	集計中	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	環境情報の収集整理	環境情報の収集、整理に努めます	環境情報の収集、整理	・国、県、近隣市、先進市、専門機関、新聞報道、インターネットなどの町外の環境情報や現場、町民、環境関係団体などから町内の環境情報を収集し、整理に努めた。	・定量的な評価ができず毎年同じ記載内容になってしまう。	廃止		
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	環境情報の公表	環境報告書を公表します	「環境報告書」の作成、公表	・環境報告書及び地球温暖化対策実行計画(行政編)報告書を作成し公表した。 ・環境報告書の検証結果や総括が次年度の取り組みに活かせるよう、報告書の作成時期を早め、10月に公表した。今後もタイムリーな公表を行う。	・環境報告書の公表は毎年度公表するよう環境基本条例に規定されており、重要な取組の一つ。	継続		
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	環境情報の公表	環境情報を紹介するコーナー等を設置します	役場、図書館、公民館等に環境コーナーの設置(常設・企画)	・寒川広域リサイクルセンター内の情報展示スペースにおいて、リサイクルなどの環境情報を展示するとともに、様々な環境情報を提供した。 ・5月に総合体育館において、各団体の環境活動を紹介する環境パネル展を開催した。(R元年度は3団体が展示)また、図書館において、生物多様性に関する本を集めたコーナーを設置した。 ・12月の温暖化防止月間に総合図書館と連携し、温暖化と気候変動に関する本を集めたコーナーを設置した。また、ツイッター・フェイスブックでも周知を行った。 ・今後も様々な形で継続的に行い、町民や各課への働きかけを行う。	・環境指標にする必要性は感じないが、生物多様性や地球温暖化対策を周知する取り組みとして継続して反映する必要あり。	継続		
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	教育総務課(図書館)	環境情報の公表	環境情報を紹介するコーナー等を設置します	役場、図書館、公民館等に環境コーナーの設置(常設・企画)	・図書館で「国際生物多様性の日」に合わせて、5月に本棚展示を実施した(テーマ:生物多様性ってなあに?わたしたちができること)。 ・図書館で温暖化防止月間に合わせて、12月に本棚展示を実施した(テーマ:ストップ地球温暖化!!~地球にやさしく~)。	・計画上の目標は達成しているが効果が見えない ・環境指標とする程の重要性を感じない	廃止		
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	教育総務課(公民館)	環境情報の公表	環境情報を紹介するコーナー等を設置します	役場、図書館、公民館等に環境コーナーの設置(常設・企画)	・環境に関するチラシ・リーフレットについて配架スペースを確保し、その配布に協力した。	・計画上の目標は達成しているが効果が見えない。 ・環境指標とする程の重要性を感じない	廃止		
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	環境情報の公表	広報、ホームページ等で環境情報を発信します	広報紙及びホームページによる環境情報、イベント情報、市民の活動状況等について紹介	・環境情報を収集整理し、町広報(77件)・町ホームページ(83回)等で情報提供に努めた。今後も町民等に役立つ環境情報の提供に努める。 ・さむかわエコネットなどの市民による環境活動について、町広報や町ホームページ、ツイッター等を活用し、様々なイベント等において情報発信した。(環境課) ・広報にて花植えボランティア及び産業まつり等のPR活動等を行った。(都市計画課)	・環境情報やイベント情報、市民の活動状況の広報、ホームページでの周知は定期的に行っており、取組は今後も継続するものの、第3次計画への反映は不要。	廃止		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	環境情報の公表	環境報告書を公表します	「環境報告書」の作成、公表	①健康で安全なまちを形成します
継続	環境情報の公表	環境情報を紹介するコーナー等を設置します	役場、図書館、公民館等に環境コーナーの設置(常設・企画)	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	環境情報の公表	環境学習教材等の収集と活用を図ります	「さむかわ生き物観察マップ」などの環境学習パンフレット・教材の提供	町にある各種環境学習教材について、環境課を含め町主催の学習会や希望される町民に配布し活用を促す。	<ul style="list-style-type: none"> この取組は環境学習講座や自然観察会の開催とセットで行われる取組であり、取組自体は今後も継続するものの、教材の配布そのものを取り組みとして第3次計画に反映することは不要。 第2次計画基本目標2-1「自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます。」に統廃合するべきと考えられる。 	統廃合	第2次計画基本目標2-1 自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます。	環境課
①1-1 環境に関する情報を収集し、発信する	環境課	環境情報の公表	「環境行動指針」を見直し周知を図ります	環境行動指針の改定、周知、活用	<ul style="list-style-type: none"> H24に策定した「寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)」の調査票を活用し、温暖化対策に関する取組を推進した。 町民や事業所向けの行動指針については、第2次環境基本計画の概要版を町内中学校3校(1年生)および転入者に配布し周知をしている。 区域施策編については、策定が努力義務であること、また、寒川町の規模で策定するのは現実的でないことから策定しないこととし、これに代わる町全体のエネルギー使用量の削減につながる、実効性のある施策を展開していく。(区域施策編の策定検討は取組終了) 	<ul style="list-style-type: none"> 「環境行動指針」は町民編、事業者編、行政編の3つがあり、町民編および事業者編は第1次環境基本計画の策定後、それぞれの望ましい環境行動を促進する目的で平成16年3月に策定され、その後の見直しは行われていない。 このうち行政編の内容は、公共工事などの取組を除いて、ほぼ温暖化対策に特化した内容となっており、その内容は「地球温暖化対策実行計画(行政編)」に引き継がれている。 第2次計画において、計画改定に至る経緯を説明する中で、過去の取組として言及があるものの、第2次計画との関連性は示されていない。 以上のことから選択肢は2つあり、1つは第1次計画での過去の取組として廃止、もう1つは第3次計画に合致するようR3に改定 現時点では仮に「廃止」とする。 	廃止		
②1-2 環境教育・環境学習を進める	環境課	環境に関する生涯学習機会の創出	環境活動への参加機会の提供と参加への呼びかけを進めます	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネットの参加者募集、活動状況の紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> 各環境に関わるイベント等について、今年も広報やホームページなどに加えてツイッターを活用した呼びかけを実施した。 相模川美化キャンペーン、まちぐるみ美化運動については、自治会長連絡協議会での回覧や防災行政無線により呼びかけを行った。また、協力団体や事業所へも参加を呼びかけた。 さむかわエコネットの会員募集イベント時やホームページ、広報等で行った。 今後も同様の取り組みを続け、より効果的な方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各環境に関わるイベント等における広報やホームページ、ツイッターを活用した周知は、各イベントにおいてセットで行われる取組であり、取組自体は今後も継続するものの、周知そのものを取り組みとして第3次計画に反映することは不要。 相模川美化キャンペーン、まちぐるみ美化運動などにおける自治会長連絡協議会を通じた自治会での回覧や、防災行政無線を活用した参加の呼び掛けも同様の考え方。 さむかわエコネットの参加者募集はイベントやホームページ、広報等で定期的に行っており、活動状況の紹介も環境報告書と同じ冊子で公表しているため、第3次計画への反映は不要。 	廃止		
②1-2 環境教育・環境学習を進める	協働文化推進課	環境に関する生涯学習機会の創出	環境活動への参加機会の提供と参加への呼びかけを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 町民大学、出前講座において環境分野の講座を開催 	<ul style="list-style-type: none"> さむかわ町民大学ガイドに町が実施する環境分野の講座等を掲載して、参加を呼びかけた。また、環境課の協力を得て、さむかわ出前講座に環境分野のメニューを設け、学習機会を提供した。(R元 町民大学ガイド掲載数4件/R元 出前講座学習メニュー3件) 引き続きさむかわ町民大学及びさむかわ出前講座において、環境分野の講座を開催し、周知する。(R元 町民大学開催4件/R元 出前講座開催0件) 	各環境に関わるイベント等における広報やホームページを活用した周知は、各イベントにおいてセットで行われる取組であり、取組自体は今後も継続するものの、周知そのものを取り組みとして第3次計画に反映することは不要。	廃止		
②1-2 環境教育・環境学習を進める	教育総務課(公民館)	環境に関する生涯学習機会の創出	環境活動への参加機会の提供と参加への呼びかけを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公民館主催の環境講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 環境講座を開催(町民センター主催、1月25日実施、参加者15人)北部公民館で3月に環境講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 寒川子どもサイエンスフェスティバルを開催した。(町民センター主催、8月3日実施、参加者280人) 	公民館事業として現代的課題の一つとして環境をテーマとすることはあるが、時宜によりテーマ選択は変化し、また多岐に渡る。現代的課題に関する取組自体は今後も継続するものの、環境学習を継続したテーマとすることを取組みとして第3次計画に反映することは不要。	廃止		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	(統廃合後) 第2次計画基本目標2-1 調査等の実施	(統廃合後) 自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます。	(統廃合後) <ul style="list-style-type: none"> 「川の生き物調査隊」及び「野鳥観察会」をさむかわエコネットと連携し開催 「生物多様性」について学ぶイベントの開催 「さむかわ生き物観察マップ」などの環境学習パンフレット・教材の提供 解説案内板の整備 	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②1-2 環境教育・環境学習を進める	環境課	環境に関する生涯学習機会の創出	環境関連施設の見学会などを開催します	環境関連施設の見学会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 寒川広域リサイクルセンターにおいて見学会を実施した。(見学者274人) 湘南エコウェブにおいて、森を知ろう(7月・15人)親子環境バスツアー(8月・10人)と環境バスツアー(11月・3人)を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルセンターの見学会は第2次計画の基本目標5-1、「廃棄物処理施設を活用してリサイクル率の向上を図ります」に統廃合するべき。 湘南エコウェブのバスツアーは第2次計画の基本目標1-3、「県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります」に統廃合するべき 	統廃合	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルセンター：第2次計画基本目標5-1、廃棄物処理施設を活用してリサイクル率の向上を図ります 湘南エコウェブ：第2次計画基本目標1-3、県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります 	環境課
②1-2 環境教育・環境学習を進める	教育総務課(公民館)	環境に関する生涯学習機会の創出	環境関連施設の見学会などを開催します	環境関連施設の見学会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 北部公民館で環境講座として環境関連施設の見学会を3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館事業として現代的課題のテーマの一つとして環境学習とすることはあるが、その内容は環境関連施設の見学会に限らないため、廃止。 	廃止		
②1-2 環境教育・環境学習を進める	協働文化推進課	環境に関する生涯学習機会の創出	生涯学習人材登録制度を活用し、環境活動を進める人材の育成と活用を図ります	生涯学習人材登録制度を活用した人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」を実施し、環境活動に関する人材の活用を図る。環境に関する人材登録人数：1人(R元年度末時点)利用実績：なし 	<ul style="list-style-type: none"> 環境活動に関する登録者が1名いるが、利用実績がないことから第3次計画への反映することは不要。 	廃止		
②1-2 環境教育・環境学習を進める	学校教育課	学校における環境教育の充実	環境調査や体験学習などを取り入れた環境教育を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間を中心とした、児童・生徒の実態に応じた環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校では総合的な学習の時間や社会科において、旭小学校118人・小谷小学校74人の4年生がリサイクルセンター見学、寒川小学校93人、一之宮小学校60人・南小学校81人の4年生に対して環境教室を開催した。また、旭小学校4年生118人が10月には目久尻川自然観察会、小谷小学校87人の3年生がわいわい市見学を行い、環境学習に取り組んだ。 中学校の職場体験学習においては、訪問事業所に寒川広域リサイクルセンターを選択した生徒(3人)が、事前訪問や具体的な職場体験を通して環境問題について学んだ。また、園芸関係で訪問・体験をした48名も環境との関わりについて学んだ。 R元年度の各取組により、各校担当教員から実施後に児童・生徒の環境に対する興味、関心が高まったと評価された。 今後も、さらに環境課やリサイクルセンターとの連携を図り、児童生徒の実態に応じた環境教育の推進を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度によって増減や、対象施設等が変わるが、児童・生徒の環境への関心を示す重要な指標であると考えられる。 	継続		
②1-2 環境教育・環境学習を進める	学校教育課	学校における環境教育の充実	学校での環境教育・環境学習を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 教材、教育プログラムの充実 先進的な取り組み事例の研究 出前授業、教材提供など教職員へ環境学習の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 時間で、調査活動や体験学習を通して身近な環境、地球環境について考える学習を行うことにより、環境教育の推進に努めた。 今後も学校へ向けて、教科内外における有効な環境教育への資料等の発信を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と関わり深い科目において、児童・生徒が調査活動や体験活動を通して学ぶことは大変有意義な活動であると考えられる。 	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後) リサイクルセンター：ごみの適正管理・適正処理の推進 湘南エコウェブ：環境団体の育成・活動促進 	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後) 第2次計画基本目標5-1、廃棄物処理施設を活用してリサイクル率の向上を図ります。 第2次計画基本目標1-3、県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後) 広域リサイクルセンターを活用した効率的な資源リサイクルの推進 「湘南エコウェブ」、「桂川・相模川流域協議会」、「高座地区河川をきれいにする会」等の団体等及び関連市町との連携 	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	学校における環境教育の充実	環境調査や体験学習などを取り入れた環境教育を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間を中心とした、児童・生徒の実態に応じた環境教育の推進 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	学校における環境教育の充実	学校での環境教育・環境学習を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 教材、教育プログラムの充実 先進的な取り組み事例の研究 出前授業、教材提供など教職員へ環境学習の支援 	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②1-2 環境教育・環境学習を進める	環境課	学校における環境教育の充実	児童・生徒の自主的な環境活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒向けに環境情報提供 子どもエコクラブの活動への支援 	<p>広報に子どもエコクラブについての記事を掲載し、参加を呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 湘南エコウェブや寒川町が主催する環境学習事業の周知を町の子ども情報紙「すきっぷ」でも行っている。参加者のほとんどが「すきっぷ」を見て応募されている。 町の子ども情報紙「すきっぷ」に子どもエコクラブについての記事を掲載し、参加を呼びかけた。 学校における環境活動と相互に補える形で取り組みを進める。なお、南小学校では「ごみ問題」をテーマに環境活動に取り組んでおり、町職員の出前講座の受講や、家庭における3R活動などを実践しており、児童の関心は高く意欲的に取り組んでいる。 今後はイベント時などに呼びかけを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 各環境に関わるイベント等における児童・生徒に向けた環境情報の提供媒体として、「すきっぷ」を活用しているが、広報やホームページ、ツイッターを活用した周知とともに、各イベントにおいて開催とセットで行われる取組であり、取組自体は今後も継続するものの、「すきっぷ」での周知そのものを取組みとして第3次計画に反映することは不要。 子どもエコクラブは広報やすきっぷでの周知を行い、参加を呼び掛けているが、個々のクラブの管理者として成人のサポーターを1名以上必要とすることから、参加は伸びていない。(現時点でクラブなし) 子どもエコクラブにこだわらず、学校における環境活動を支援する形で、児童・生徒向けの取組を推進する方向に切り替え、その取組に統廃合するべきと考える。 	統廃合	第2次計画基本目標1-2 環境調査や体験学習などを取り入れた環境教育を支援します。	学校教育課
	学校教育課	学校における環境教育の充実	児童・生徒の自主的な環境活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒向けに環境情報提供 子どもエコクラブの活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関するパンフレットやリーフレットを提供するなど情報提供に努めた。 相模川美化キャンペーン、県道花ボランティア活動等の参加を促し、生徒会をはじめ児童生徒・家庭からの参加を得た。 参加した児童、生徒からは環境活動への関心が高まったとの評価があった。 こうした取り組みを今後も地道に継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒に向けて環境に関する情報を適時提供することで、児童・生徒の環境に対する興味関心を喚起ため、今後も継続して行うことが望ましいと考える。 	継続		
	環境課	学校における環境教育の充実	学校での環境教育・環境学習と、環境団体の連携を支援します	環境団体と学校の連携の支援	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネットが旭小学校と連携し環境学習を実施した。(R元年度の参加者数：旭小学校4年生120人) 今後もさむかわエコネットと学校とのコラボ事業について、協力をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童に身近な自然に触れてもらうとともに、さむかわエコネットの環境活動をしてもらう取組であり、今後も継続が必要。 	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	(統廃合後) 学校における環境教育の充実	(統廃合後) 第2次計画基本目標1-2 環境調査や体験学習などを取り入れた環境教育を支援します。	(統廃合後) 総合的な学習の時間を中心とした、児童・生徒の実態に応じた環境教育の推進	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	学校における環境教育の充実	児童・生徒の自主的な環境活動を支援します	児童、生徒向けに環境情報提供 ・子どもエコクラブの活動への支援	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	学校における環境教育の充実	学校での環境教育・環境学習と、環境団体の連携を支援します	環境団体と学校の連携の支援	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②1-2 環境教育・環境学習を進める	環境課	地域での環境教育・環境学習の普及	環境に関する講演会等イベントを開催します	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェアの開催検討 さむかわエコネットとの協力による環境イベント開催 桂川・相模川流域協議会との協力による河川イベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネットや桂川・相模川流域協議会湘南地域協議会が展示ブース、東京ガスが環境教室(32人)を実施するなど、団体や事業所と協力して環境フェスティバル(5月実施・全合計2,935人)を実施した。 5/26(日)の相模川美化キャンペーンを実施した。 さむかわエコネットと協力して事業を行った。川の生き物調査隊(7月・台風のため中止) 野鳥観察会(1月・12人) 桂川・相模川流域協議会と町が共催で「河原の自然で室内遊び」を開催した。(10月) 環境保全研修会を町内事業所向けに開催した。(1月・23人) 衛生指導員説明会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス拡大防止のため、資源物置き場での分別指導や未分別ごみの分別、不法投棄への対応などについての文書を郵送した。(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> いずれも各分野の環境教育・環境学習として、町民や事業者に環境保全の重要性を伝える取り組みであり、継続が必要。 環境教室は第3次計画の基本目標で「③低炭素」、川の生き物調査隊等は「②自然共生」、環境保全研修会は「①健康で安全なまち」、衛生指導員説明会は「④資源循環」にそれぞれ該当する。 	継続		
	協働文化推進課	地域での環境教育・環境学習の普及	環境に関する講演会等イベントを開催します	<ul style="list-style-type: none"> 町民大学における講演会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> さむかわ町民大学ガイドに町が実施する環境分野の講座等を掲載し、周知を図った。(R元年度町民大学ガイド掲載数4件) さむかわ町民大学ガイドを発行して、町が実施する環境分野の講座等の情報を提供する。 	各環境に関わるイベント等における広報やホームページを活用した周知は、各イベントにおいてセットで行われる取組であり、取組自体は今後も継続するものの、周知そのものを取組みとして第3次計画に反映することは不要。	廃止		
	教育総務課(公民館)	地域での環境教育・環境学習の普及	環境に関する講演会等イベントを開催します	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェアの開催検討 さむかわエコネットとの協力による環境イベント開催 桂川・相模川流域協議会との協力による河川イベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関するチラシ・リーフレットの配布等に協力した。 環境講座等を開催した。(町民センター主催、1月25日実施、参加者15人) 寒川こどもサイエンスフェスティバルを開催した。(町民センター主催、8月3日実施、参加者280人) 	公民館事業として現代的課題のテーマの一つとして環境学習とすることはあるが、その内容は環境に関連する講演会、イベントに限らないため、廃止。	廃止		
	環境課	地域での環境教育・環境学習の普及	町職員に対する環境教育・職員研修を推進します	職員環境研修の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 寒川広域リサイクルセンターにおいて、缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック類などの資源ごみ分別に係る実施研修を行い、資源ごみ回収の現状把握と、分別の徹底への意識啓発を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員への環境教育に係る取組は今後も継続して行うが、第3次計画への反映は不要。 	廃止		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	地域での環境教育・環境学習の普及	環境に関する講演会等イベントを開催します	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェアの開催検討 さむかわエコネットとの協力による環境イベント開催 桂川・相模川流域協議会との協力による河川イベントの実施 	②歴史とともに育まれた自然と共生します



資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②1-2 環境教育・環境学習を進める	環境課	地域での環境教育・環境学習の普及	環境分野における地域間交流を促進します	環境分野における国内他市町村との交流の促進	<p>協働文化推進課が実施している地域間交流促進事業では、民間レベルでの地域間交流(姉妹都市等)の促進を図っており、行政間の環境分野の交流は行っていないため、この取り組みについては協働文化推進課から環境課へ移管し、今後における環境分野での交流は環境課で取り組みを進めることとした。(協働文化推進課での取り組みは完了とし、今後は環境課で取り組みを継続していく。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目久尻川流域4市1町の市民環境団体で活動している「目久尻川ふるさとネットワーク」では、地域間交流を行い、連携して取り組みを行っている。また、環境課では、さむかわエコネットが自主的に行う活動を支援している。 ・2市1町(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)広域連携湘南エコウェーブにおいて、温暖化防止に関する啓発や環境学習事業などを行っている。 ・6市2町(藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、平塚市、鎌倉市、大和市、寒川町、大磯町)温暖化対策担当者情報交換会において、情報交換や各自治体で抱える課題の対策の検討などを行っている。 	同様の取組が第2次計画の同じ基本目標1-3、「県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります」にあり、こちらに統廃合するべきと考える。	統廃合	第2次計画基本目標1-3 県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります。	環境課
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	環境課	環境活動の活発化	町役場は環境マネジメントシステムの導入を検討します	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場の環境マネジメントシステムの導入 ・環境マネジメントシステムに基づく環境管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画の点検票(B票)を活用し、電気使用量やCO2排出量等について把握に努めた。 ・ISO14001などの環境マネジメントシステム導入は、近隣市から情報収集しコンサルタント会社にも相談したが、今の体制では導入が難しいと判断した。取得し維持していくためには、経費に見合った効果も得られない。 ・当初はISO14001取得を目標としていたが、方針の見直しを検討した結果、独自の環境マネジメントシステムを導入することとした。 	・町への環境マネジメントシステムの導入は従来からの懸案事項であり、第3次計画で導入の具体的な検討を進める必要がある。	継続		
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	産業振興課	環境活動の活発化	中小事業所の環境マネジメントシステムの認証取得を支援します	町内中小事業所の環境マネジメントシステム取得支援	<ul style="list-style-type: none"> ・H19年度より実施していた「ISO等認証取得促進事業費補助金」を、H28年度より名称を変更し、「中小企業活性化事業補助金」とし、その中で、環境マネジメントシステムの認証取得に係る経費の補助を行っている。また、2018年食品衛生法の改正によりHACCPの導入が制度化されたため、食品衛生に関する認証登録を新たに対象へ追加。 ・環境マネジメントシステムのISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ、ISO22000(FSSC22000)シリーズ、エコアクション21、エコステージ、KES及びjfsmのいずれかを取得し、各種要件を満たす中小企業者への補助を継続する。(H19年度~R元年度未まで11件。R元年度申請件数:0件) ・HPの改正、広報紙への掲載により情報発信を強化していく。 	マネジメントシステム取得支援に関する取組は引き続き行っていく。加えて、企業の経営安定に向けた環境にも寄与する取組み(省エネ診断の実施に向けた周知、最新設備導入による省エネルギー化等)についても取組方針へ追加を希望する。	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	(統廃合後) 環境団体の育成・活動促進	(統廃合後) 県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります	(統廃合後) 「湘南エコウェーブ」、「桂川・相模川流域協議会」、「高座地区河川をきれいにする会」等の団体等及び関連市町との連携。	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	環境活動の活発化	町役場は環境マネジメントシステムの導入を検討します	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場の環境マネジメントシステムの導入 ・環境マネジメントシステムに基づく環境管理の実施 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	環境活動の活発化	(変更) 中小事業者の環境に関する取組を支援します	(変更) 町内中小事業者の環境に関する取組支援	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の現状と課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	環境課	環境活動の活発化	町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	<ul style="list-style-type: none"> 「相模川・目久尻川小出川美化キャンペーン」の実施 町内の環境美化活動への支援 町内企業による美化活動の推進 各学校における地域美化活動の推進 環境ボランティア団体の横のつながりを作る仕組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネットの活動を広報やホームページ環境フェスティバル、パンフレット、クリーン作戦、産業まつり、目久尻川周辺の常設看板などで周知するとともに、一緒に活動していただける方を呼びかけた。 5月26日に相模川美化キャンペーンを実施(参加人数765人(43団体、個人、職員、議員) 回収量 1,070kg (可燃630kg、不燃270kg、資源170kg) 6月23日に第1回まちぐるみ美化運動を実施(参加49団体、人数は不明) 回収量 13,914kg (可燃13,410kg、不燃390kg、資源114kg) 11月10日に第2回まちぐるみ美化運動を実施(参加団体49団体、参加人数は不明) 回収量 14,560kg (可燃13,640kg、不燃810kg、資源110kg) 町民による自主的な環境美化活動を支援するため、ごみ袋の配布や、ごみ収集の実施をした。(延べ件数56件、延べ参加人数1,805人) 回収量 19,780kg(可燃19,780kg、不燃と資源は少量、処理困難物あり) 町工業協会の協力により、まちぐるみ美化運動と連動して行われている、工場周辺の清掃活動、活動に対し、ごみ袋の提供・ごみの運搬や処分などを支援をした。(延べ39事業所、参加人数1,997人) 	<ul style="list-style-type: none"> 同様の取組が第2次計画の基本目標4-3、「美しく、環境に配慮したまちをつくる」にあり、こちらに統廃合するべきと考える。 	統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画基本目標4-3 自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します 第2次計画基本目標4-3 まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーンなどの取り組みを進めます 	環境課
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	産業振興課	環境活動の活発化	町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	<ul style="list-style-type: none"> 町内企業による美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 労政問題懇話会を通じて町内企業へ美化キャンペーンへの参加を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内の美化活動の推進のために、今後も継続していく必要があると考える。 	継続		
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	学校教育課	環境活動の活発化	町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における地域美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 町内小中学校全8校で、種の提供を受けた「冬のひまわり」を植えた。 町内の小中学校8校が、それぞれ校外での清掃活動(校内美化キャンペーン等の委員会活動等を含む)を実施。 寒川東中学校の生徒会活動として登校時の全校ごみ拾い、分別の取組を行った。 相模川美化キャンペーンへ参加した(一之宮小、旭が丘中)。 県道花植えボランティア(草むしりも含む)へ参加した(旭が丘中、寒川東中)。 チューリップやグラジオラス等の球根の提供を受け、生徒会主導でボランティアを募り、植栽した。(寒川中) 担当教員から諸活動実施後に、種々ボランティア団体との繋がりを持つことで、児童、生徒の環境活動に対する意識向上につながったとの評価を得た。 今後も、学校内外の清掃活動の充実や登校時のごみ拾い活動の推奨を行うとともに、地域の自治会活動への主体的なボランティア参加を促していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が地域美化等の環境活動に参加することで、環境に対する意識向上に繋がるものと考えため、今後も継続が望ましい。 	継続		



第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	(統廃合後) 環境美化活動の推進	(統廃合後) 第2次計画基本目標4-3自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します	(統廃合後) 環境美化活動の推進に関する情報提供(助成制度のPR等)	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	環境活動の活発化	町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	町内企業による美化活動の推進	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	環境活動の活発化	町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	各学校における地域美化活動の推進	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ①【参加と協働】 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の現状と課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	高齢介護課	環境活動の活発化	町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	・シニアクラブによる社会奉仕活動への支援	・シニアクラブによる社会奉仕活動(清掃活動9月20日32人参加)への支援(ごみ袋の提供、処分)を行った。今後も同様の支援を継続していく。	シニアクラブによる社会奉仕活動は会員相互の親睦や地域での生きがいの推進にもつながるため、今後も同様の支援を継続していく。	継続		
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	環境課	環境団体の育成・活動促進	町民や団体の自主的な環境活動の促進のため、活動場所(会議室等)を提供します	町民や環境団体の活動場所として、役場や公民館等の会議室を提供した。	・さむかわエコネットからの要望に応じて、役場の会議室等を提供した。 ・桂川・相模川流域協議会へ会議室を提供した。	・環境団体への活動支援として定期的に会議室の提供を行っており、取組は今後も継続するものの、第3次計画への反映は不要。	廃止		
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	教育総務課(公民館)	環境団体の育成・活動促進	町民や団体の自主的な環境活動の促進のため、活動場所(会議室等)を提供します	町民や環境団体の活動場所として、役場や公民館等の会議室を提供した。	・さむかわエコネットなどの市民活動等に会議室を提供している。	・計画上の目標は達成しているが効果が見えない ・環境指標とする程の重要性を感じない	廃止		
③1-3 多彩な環境活動を活発に進める	環境課	環境団体の育成・活動促進	県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります	「湘南エコウェーブ」、「桂川・相模川流域協議会」、「高座地区河川をきれいにする会」等の団体等及び関連市町との連携。	・湘南エコウェーブにおいて、地球温暖化防止対策への啓発に資する各種の環境学習事業・自然観察会を実施した。 ・桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の団体や関連市町等との連携に努めた。 ・茅ヶ崎・平塚・寒川・神奈川県が参加している桂川・相模川流域協議会と、相模川に設けた絶滅危惧種であるカワラノギクの圃場の管理などを行った。	・今後、広域的な環境への取組の重要性はますます高まっていくものと思われる。 ・同様の取組である第2次計画基本目標1-2、「環境関連施設の見学会などを開催します」の取組と統廃合する。 ・同様の取組である第2次計画基本目標1-2、「環境分野における地域間交流を促進します」の取組と統廃合する。 ・この項目の取り組みを生かす。	統廃合	環境課	

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	環境活動の活発化	町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	・シニアクラブによる社会奉仕活動への支援	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
統廃合	(統廃合後) 環境団体の育成・活動促進	(統廃合後) 県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります	(統廃合後) 「湘南エコウェーブ」、「桂川・相模川流域協議会」、「高座地区河川をきれいにする会」等の団体等及び関連市町との連携。	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ②【自然環境】 自然を守り、育てるまち

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

基本目標	担当課	環境指標	基準年実績値 (H22)	R2 達成目標	R元 実績値	取組の現状と課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映 (廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか	統廃合後の担当課
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	町緑地保全地区の指定	0箇所	1箇所	0箇所	新たな緑地保全地区の指定は困難と判断し廃止します。	廃止		
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	自然環境保全地域面積	11.1ha	11.1ha (現状を維持)	11.1ha	自然環境保全地域面積は現状を維持しており、継続して保全に努めます。	継続		
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	保存樹林指定面積	16,379㎡	16,379㎡ (現状を維持)	15,338㎡	H22に助成を打ち切ったことにより保存樹林面積が減少しています。面積減少を食い止めることを目的とした制度の見直しが必要です。	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	都市計画課	保存樹木指定本数	52本	56本	47本	H22に助成を打ち切ったことにより保存樹木本数が減少しています。本数減少を食い止めることを目的とした制度の見直しが必要です。	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	遊休農地面積	6.8ha	4.0ha	3.47ha	・年度によって増減は生じるが、町内の遊休農地面積を示す重要な指標。	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	新規就農者数 (累計)	0人	4人	2人	・新規就農者数を増やすことが必ずしも農地活用につながっていない。	廃止		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農産物直売施設数	25箇所	35箇所	24箇所	・農業振興と町民の地場産農産物への関心度を示す重要な指標。	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	家庭菜園区画数	230区画	現状維持	179区画	・現時点での総合計画における施策目標としている。 ・町民の農業に対する関心度を示す重要な指標	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	エコファーマー制度認定農家数	8戸	16戸	5戸	・認定農家が減少している。 ・取り組みを進めているが、一部目標を達成できていない。	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業基盤整備受益面積	60.8ha (H23年度)	70.7ha	63.7ha	・農道や幹線用排水路の老朽化が著しい。 ・新規整備から長寿命化対策への転換が必要	廃止		



区分	環境指標	基準年実績値 (R元)	第3次計画で該当する基本目標
継続	自然環境保全地域面積	11.1ha	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	保存樹林指定面積	15,338㎡	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	保存樹木指定本数	47本	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	指導した遊休農地の面積	3.47ha	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農産物直売施設数	24か所	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	家庭菜園区画数	173区画	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	エコファーマー認定農家数	5	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ②【自然環境】 自然を守り、育てるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
①2-1 生き物と生息空間を守る	環境課	野生動植物の生育・生息環境の保全と創造	緑地・河川・湧水等の自然環境の保全に努めます	在来の動植物が生育・生息している緑地、河川、湧水等の環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・桂川・相模川流域協議会やさむかわエコネットと連携し、新たな圃場を設置するなど、在来種のカワラノギクの保全に努めている。 ・さむかわエコネットと連携して湧水調査を実施した。湧水量は全体的に減少傾向にあったが、私有地内の湧水池は清掃が行き届き、適切に管理されていた。 ・在来生物を脅かす特定外来生物のアライグマの調査・捕獲等について、町民や団体等と連携し、22頭捕獲した。(内、12頭は河川や河川周辺で捕獲した)また重点対策外来種のハクビシンを4頭捕獲した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の政策「自然環境の保全」につながる重要な取組であり、継続が必要。 	継続		
①2-2 生き物と生息空間を守る	都市計画課	野生動植物の生育・生息環境の保全と創造	緑地・河川・湧水等の自然環境の保全に努めます	在来の動植物が生育・生息している緑地、河川、湧水等の環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・さむかわエコネットと連携して、樹林や水辺環境にふれあえる自然観察の森の保全を行った。また、生態系への影響を考慮しながらホテル復活プロジェクトを実施した。 ・公園などについて、毎年草刈り等の管理を行っているが、今後についても引き続き環境保全に努める。 ・さむかわエコネットと連携して、さむかわ中央公園ピオトープの清掃及び整備、生態調査をおこなった。 	公園や緑地の整備及び維持管理として、これまでと同様にさむかわエコネットと協力して実施するほか、公園愛護会による活動も支援します。今後はより一層、協働による整備及び維持管理に重点を置いた方向で実施します。	継続		
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	野生動植物の生育・生息環境の保全と創造	自然観察できる場所の整備に努めます	目久尻川ふるさと緑道の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑道の整備については今後、現道を活かしボランティアと協力し、動植物に配慮した環境作りを進めていく。 ・さむかわエコネットの協力により、樹林や水辺環境にふれあえるよう自然観察の森が整備され、H30年度も適正な維持管理及び運営に努めた。 	自然観察の森や旧目久尻川ふるさと緑道の整備及び維持管理については、これまでと同様にさむかわエコネットと協力して実施します。	継続		
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	樹木、樹林地の保全	保存樹林・樹木指定制度等による樹林・樹木の保全に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木等指定制度等による樹木、屋敷林、社寺林の保全 ・緑地保全地区指定に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域は現状維持することができた。引き続き保全に努める。 ・基準年の本数よりも保存樹林指定面積及び保存樹木指定本数が開発行為等により減少している状況。今後、減少を食い止めるため保存樹林等指定制度等の見直しを進めていく。 ・緑地保全地区の指定は今後の検討とする。 	保存樹林及び保存樹木については、H22より助成を打ち切ったことにより、その面積及び本数が減少しています。減少を食い止めるために制度の拡充が必要です。緑地保全地区の指定については困難であると判断し、指定は行わない方向とします。	継続		
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	樹木、樹林地の保全	緑化基金の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化基金の充実 ・緑化基金の活用による緑地の保全と緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き基金の充実を行う ・緑化基金を活用し、公園維持管理のため公園愛護会としての活用検討を行った。 	関係団体や公園愛護会の活動費や支援に要する費用に、積極的に緑化基金の活用を図ります。	継続		



第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	野生動植物の生育・生息環境の保全と創造	緑地・河川・湧水等の自然環境の保全に努めます	在来の動植物が生育・生息している緑地、河川、湧水等の環境の保全	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	野生動植物の生育・生息環境の保全と創造	緑地・河川・湧水等の自然環境の保全に努めます	在来の動植物が生育・生息している緑地、河川、湧水等の環境の保全	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	野生動植物の生育・生息環境の保全	自然観察できる場所の整備と保全に努めます	旧目久尻川ふるさと緑道の維持管理	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	樹木、樹林地の保全	保存樹林・樹木指定制度等による樹林・樹木の保全に努めます	保存樹木等指定制度等による樹木、屋敷林、社寺林の保全	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	樹木、樹林地の保全	緑化基金の充実を図ります	緑化基金の活用による緑地の保全と緑化の推進	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ②【自然環境】 自然を守り、育てるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	樹木、樹林地の保全	町民参加による樹木・樹林の維持・管理活動への支援を行います	・住民参加による保存樹木、樹林等の維持管理体制の構築	・保存樹木・樹木は個人所有であるため、所有者以外の町民個人での参加は難しいが、民間の協力団体と協働で保存樹木・樹木の維持管理支援体制を構築できるような検討をする。	保存樹木及び保存樹林の管理については、所有者の負担になっているのが現状である。引き続き協働による維持管理体制等の構築を検討する。	継続		
①2-1 生き物と生息空間を守る	環境課	調査等の実施	定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します	町内の動植物の生息・生育状況調査の実施	<p>『サギ山へ出入りするサギの調査』 さむかわエコネットがサギコロニー日没前後2時間のサギの出入り調査を実施した。本年も北部福祉会館駐車場とサギ山南西側ビニルハウス横から観察した。 このコロニーには6種のサギがみられるが、個体数は前年度よりも減少した。 【調査結果】 戻り数367羽(サギ類:アサギ:1イサギ=351:2:14) 出た数55羽(サギ類:アサギ:1イサギ=42:1:12) 【年度比較】(基準年/前回/今回) 年月日: H22.8.21/H30.8.17/R元.8.16 戻り数: 825/457/367 出た数: 172/105/55</p> <p>『川の自然調べ(鳥類の調査)』 さむかわエコネットが目久尻川の久保田橋~相模川合流点までの4区間と、小出川の鷹匠橋~追出橋までの3区間において野鳥の調査を行った。 目久尻川: (夏季) 荒天のため中止 (冬季) 27種・472羽 小出川: (夏季) 荒天のため中止 (冬季) 19種・197羽</p> <p>『川の生き物調査隊』 今年度は台風のため中止となりました。</p> <p>『昆虫調査』 さむかわエコネットが越の山および相模川河川敷においてチョウやバッタなどの調査を実施した。 越の山: 8月・51種、10月・0種 相模川河川敷: 8月・28種、10月・63種</p> <p>『三翠会によるタゲリの調査』 茅ヶ崎市の自然保護グループ三翠会が町内でタゲリの調査を実施した際、さむかわエコネットが協力した。 タゲリ: 冬にシベリアから飛来する渡り鳥</p>	・動植物の生息・生育状況の調査は、町内の自然環境の現状を示す重要な取組であり、継続が必要。	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	樹木、樹林地の保全	町民参加による樹木・樹林の維持・管理活動への支援を行います	住民参加による保存樹木、樹林等の維持管理体制の構築	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	調査等の実施	定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します	町内の動植物の生息・生育状況調査の実施	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ②【自然環境】 自然を守り、育てるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
①2-1 生き物と生息空間を守る	環境課	調査等の実施	自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 「川の生き物調査隊」及び「野鳥観察会」をさむかわエコネットと連携して開催 「生物多様性」について学ぶイベントの開催 「さむかわ生き物観察マップ」などの環境学習パンフレット・教材の提供 解説案内板の整備 	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネットと連携して「川の生き物調査隊」及び「野鳥観察会」を開催した。 ニコニコリサイクルフリーマーケット開催時に総合体育館ロビーにて、生物多様性を含んだ環境パネル展を実施した。 イベント時に教材としてパンフレットを提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の目標指標「自然体験機械の回数(町民主権含む)」につながる取り組みであり、また、町内の自然環境を町民に体感してもらう重要な取り組みであるため、継続が必要。 第2次計画基本目標1-1「環境学習教材等の収集と活用を図ります」の取組を統合する。(こちらの取組を生かす) 	統廃合	第2次計画基本目標1-1「環境学習教材等の収集と活用を図ります」	環境課
①2-1 生き物と生息空間を守る	環境課	調査等の実施	外来種や有害鳥獣に対する取り組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣駆除に関する申請に基づき許可 捕獲檻の貸し出し 野生生物等への餌やり防止の普及啓発 住民と連携した外来種の拡大防止 被害状況等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣駆除に関する申請に基づき許可した。ドバト(許可件数1件、捕獲数0羽)、カラス(許可件数1件、捕獲数0羽)、キジの卵(許可件数1件、捕獲数9個)、たぬき(許可件数4件、捕獲数14頭)ハクビシン(許可件数27件、捕獲数4頭)、アライグマ(許可件数19件、22頭捕獲) アライグマやハクビシンなど有害鳥獣の捕獲檻の貸出など周知・啓発をした。 神奈川県アライグマ防除計画に則り住民と連携し、町内数カ所においてアライグマの捕獲を計画的に実施し、8頭捕獲した。 スクミリンゴガイの駆除に向けて、農業関係者へ回覧やホームページで周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の目標指標「外来種被害相談件数」につながる取り組みであり、外来種や有害鳥獣による生活被害・農作物被害の苦情は現在も多く寄せられていることから、継続が必要。 	継続		
①2-1 生き物と生息空間を守る	農政課	調査等の実施	外来種や有害鳥獣に対する取り組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物等への餌やり防止の普及啓発 住民と連携した外来種の拡大防止 被害状況等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 県やJAさがみと連携して啓発活動を行った。また、農作物の被害状況把握に努めた。農作物への大きな被害はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 外来種や有害鳥獣に対する取り組みをすることで、農業の健全な発展につながる。 今後発生する可能性もあるため、継続が必要 	継続		
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	調査等の実施	樹林地や樹木の分布に関する実態を把握します	指定済み保存樹木、樹木の調査等	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に保存樹林・樹木の調査をさむかわエコネットにご協力いただいで実施した。今後できるだけ早急に調査を実施し保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹林・保存樹木の調査においては、前回調査からだいぶ時間が経ってしまったため、なるべく早い段階で協働による実施を検討します。 	継続		
①2-1 生き物と生息空間を守る	都市計画課	調査等の実施	緑についての計画を見直します	緑の基本計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度より、緑の基本計画の見直しに向けて、町内の緑の調査等を実施しているが総合計画改定方針との調整等、上位計画との整合性を認るために、関係課との調整や、緑地面積などの基礎データの更新など、令和元年度は改定に向けて庁内調整を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> みどりの基本計画の見直し作業及び調査については、R2年度中に完了するため、廃止とします。 	廃止		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	(統廃合後) 第2次計画基本目標1-2 調査等の実施	(統廃合後) 自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後) 「川の生き物調査隊」及び「野鳥観察会」をさむかわエコネットと連携して開催 「生物多様性」について学ぶイベントの開催 「さむかわ生き物観察マップ」などの環境学習パンフレット・教材の提供 解説案内板の整備 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	調査等の実施	外来種や有害鳥獣に対する取り組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣駆除に関する申請に基づき許可 捕獲檻の貸し出し 野生生物等への餌やり防止の普及啓発 住民と連携した外来種の拡大防止 被害状況等の情報収集 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	調査等の実施	外来種や有害鳥獣に対する取り組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物等への餌やり防止の普及啓発 住民と連携した外来種の拡大防止 被害状況等の情報収集 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	調査等の実施	樹林地や樹木の分布に関する実態を把握します	指定済み保存樹木、樹木の調査等	②歴史とともに育まれた自然と共生します



資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ②【自然環境】 自然を守り、育てるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業の推進	農地の流動化及び集約化を促進します	・遊休農地の解消 ・農地の認定農業者等への集約化	・遊休農地の解消対策については、農業委員会と連携し、土地所有者38人へ草刈りや維持管理の是正通知を送付し、農地の適正管理に努めた。また、経営規模拡大を希望する農業者に遊休農地を紹介するなどし、農地として活用する用途で、遊休農地の解消を図った。今後は、農地中間管理機構なども活用し取組を継続していく。	・年度によって増減は生じるが、町内の遊休農地面積を示す重要な指標。	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業の推進	農業後継者を育成します	農業後継者の育成及び新規就農者の受け入れ	・農業後継者組織の育成及び農業生産技術の向上を図るため、JAさがみに補助を行った。 ・新規就農者1人に対して、営農の安定を目指すため、補助を行った。 ・広域連携(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)による新規就農者の受入支援、また、新規就農者の集いを開催し、定着促進に努めた。 ・今後も関係機関と協力して、継続して新規就農者の受入に積極的に努める。	・新規就農者数を増やすことが必ずしも農地活用につながっていない。	廃止		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業の推進	環境保全型農業を推進します	・エコファーマー制度の登録、認定に関する普及啓発 ・環境保全型農業に対する補助制度の充実	・JAさがみに補助を行い、野菜、花きの主要病害虫で大きな被害を及ぼしている「ハスモンヨトウ」を誘殺する為、対象地域に「性フェロモントラップ」を設置し、無農薬にて効果的な害虫防除を行った。交信攪乱剤で果樹栽培の減農薬栽培を行った。	・認定農家が減少している。 ・取り組みを進めているが、一部目標を達成できていない。	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業の推進	農道、農業用排水路整備の際には、自然環境に配慮します	・環境に配慮した農道や用排水路の整備	・田端地区及び小動地区の農業用排水路2箇所改修を実施した。養生土を使用したり、低騒音の機械を使用することで、環境に配慮した整備を行った。今後も環境に配慮した材料、機械の使用に努める。	・農道や幹線用排水路の老朽化が著しい。 ・新規整備から長寿命化対策への転換が必要	廃止		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農作物の地産地消の推進	地域の農業育成と地場農産物の品質向上を推進します	都市型農業の地域性を活かした花きや果物などの高付加価値農産物を中心としたブランド化の推進	・花き及びイチゴの優良種苗の導入に対する補助を行った。 ・各種イベント時に、寒川町の特産品の紹介や直売所マップなどを配布し、PR活動を行った。	・現時点での総合計画における施策目標としている。 ・町民の地産地消に対する関心を示す重要な指標	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農作物の地産地消の推進	農産物直売所の情報提供による利用促進に努めます	わいわい市、農産物直売所の利用拡大による地産地消の推進	・農産物品評会、湘南花の展覧会等、各種イベント時に、直売所マップを配布し、地場農産物の消費拡大を図った。(直売所数:24店舗) ・JAさがみと連携し、地場産の食材を利用した親子料理教室を開催した。 ・わいわい市は、新鮮で安全安心な農作物の供給地として、生産者と消費者をつなぐ場であり、地産地消を推進することができた。 ・今後も取組を継続していく。	・現時点での総合計画における施策目標としている。 ・町民の地産地消に対する関心を示す重要な指標	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農作物の地産地消の推進	直接販売や契約栽培などの流通を推進します	直接販売や契約栽培など生産者と消費者を直接結ぶ流通の推進	・農産物直売所「わいわい市」などを中心として地場農産物の流通の促進を図った。今後も取組を継続していく。	・現時点での総合計画における施策目標としている。 ・町民の地産地消に対する関心を示す重要な指標	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	農業の推進	農地の流動化及び集約化を促進します	・遊休農地の解消 ・農地の認定農業者等への集約化	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農業の推進	環境保全型農業を推進します	・エコファーマー制度の登録、認定に関する普及啓発 ・環境保全型農業に対する補助制度の充実	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農作物の地産地消の推進	地域の農業育成と地場農産物の品質向上を推進します	都市型農業の地域性を活かした花きや果物などの高付加価値農産物を中心としたブランド化の推進	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農作物の地産地消の推進	農産物直売所の情報提供による利用促進に努めます	わいわい市、農産物直売所の利用拡大による地産地消の推進	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農作物の地産地消の推進	直接販売や契約栽培などの流通を推進します	直接販売や契約栽培など生産者と消費者を直接結ぶ流通の推進	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ②【自然環境】 自然を守り、育てるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②2-2 農地を守り、活用する	教育施設・給食課	農作物の地産地消の推進	学校給食に地域の安全な農産物の使用を進めます	学校給食への地元産農産物の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ産品学校給食デー」を設け、寒川産をはじめ、神奈川県産の農産物を給食として各小学校で提供し、計14回実施した。 「かながわ産品学校給食デー」の日だけではなく、なるべく地場産(県内、湘南地域)の農産物を給食として提供し、献立表や給食の時間等に紹介している。 栄養教諭を中心に地場産物を活用して給食と食に関する指導の研究を行っている。 給食の時間は、実体験としての食育の場ともなっている。 今後も地場産の利用を広げていく。 	学校給食事業を実施する中で、地産地消は関係機関より求められる施策の一部となっている。その範囲は「神奈川県内」というものではないものの、毎年定例的に実施されており、結果として基本目標につながるものと推察される。	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業とふれあう機会の創出	家庭菜園の利用促進を継続します	<ul style="list-style-type: none"> 家庭菜園利用のPR 需要に応じた家庭菜園の適正利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭菜園4カ所179区画の設置、利用募集、利用促進(全区画の利用)を図った。 3年に1回募集を行う。 都市農業においては、地域住民と生産者が互いに共生していくために、農業に触れ、収穫体験や農業を理解する機会を創出している家庭菜園については、今後も取組を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点での総合計画における施策目標としている。 町民の農業に対する関心度を示す重要な指標 	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業とふれあう機会の創出	農業体験学習を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における農業体験学習の支援 保育園児等を対象とした農業体験の支援 	<ul style="list-style-type: none"> JAさがみ青壮年部と協力し、一之宮愛児園児の児童30人を対象にさつまいもの苗定植、収穫の農業体験を行った(寒川高校南側の畑)。 今後も取組を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の農業に対する関心度を示す重要な指標 	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	学校教育課	農業とふれあう機会の創出	農業体験学習を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における農業体験学習の支援 保育園児等を対象とした農業体験の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域や保護者と連携を図りながら、米作り(小谷小)を始めとした地域の特性を生かした農業体験学習を行った。 低学年の生活科で一人ひとりが植木鉢で育てるミニトマト栽培(全小学校2年生426人)を実施した。また、低学年や特別支援学級で学年園や校外の畑を利用して、野菜等の農作物栽培活動を実施した。こうした教育活動を通して、発達段階に適した農業体験が行われている。 生産や収穫の喜び、食料の大切さを実感することができ、農業に対する興味、関心が高まった。 これらの体験学習を今後も継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校において、地域の方々のご協力のもと、農業体験学習を実施できていることは、児童の学びとして大変有意義であると考えられる。また、教科において、農作物の栽培活動を行っていることも継続して取り組むことで、発達段階に応じた学びがあるため、継続が必要である。 保育園児に関しては、担当課が異なるため、学校教育課としては支援できていないので、廃止したいと考える。 	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	農作物の地産地消の推進	学校給食に地域の農産物の使用を進めます	学校給食への地元産農産物の利用拡大	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農業とふれあう機会の創出	家庭菜園の利用促進を継続します	<ul style="list-style-type: none"> 家庭菜園利用のPR 需要に応じた家庭菜園の適正利用の推進 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農業とふれあう機会の創出	農業体験学習を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 保育園児等を対象とした農業体験の支援 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農業とふれあう機会の創出	農業体験学習を支援します	(変更) <ul style="list-style-type: none"> 小学校における農業体験学習の支援 	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ②【自然環境】 自然を守り、育てるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業とふれあう機会の創出	遊休農地の有効活用を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地を展示圃、お花畑、家庭菜園等として有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地解消のPR活動の一環として、グリーンガーデン寒川(一之宮地区)で、未就学児30人(一之宮愛児園児)による、芋苗定植、収穫体験を行った。 農業委員会が中心となり、花いっぱいプロジェクトとして、ひまわり、コスモス、菜の花を植え、遊休農地の有効活用を図った。 今後も取組を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点での総合計画における施策目標としている。 町民の農業に対する関心度を示す重要な指標 	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	農政課	農業とふれあう機会の創出	他の事業との連携により農業の活性化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 農産物収穫ウォークの開催(春、秋) 	<ul style="list-style-type: none"> 湘南モールフィルで湘南花の展示会を開催し、生産者・JA・行政(2市1町 藤沢・茅ヶ崎・寒川)が一体となって、花のPRを行った。展示会では、生産者指導による寄せ植え体験なども行った。 農産物品評会を開催し、地元の農産物のPRに努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興と町民の地場産農産物への関心度を示す重要な指標。 	継続		
②2-2 農地を守り、活用する	産業振興課	農業とふれあう機会の創出	他の事業との連携により農業の活性化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会主催で、農産物収穫(芋掘り)ウォークを開催した。(R元年度参加者:27人、今まで1人当たりの金額を設定していたが、子連れ等の団体で来られるお客様の負担軽減のため、1株当たりの金額設定に変更し、より集客できた。事前に収穫し蒸かしておいた芋の試食をした、好評だった) 	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会主催で、農産物収穫(芋掘り)ウォークを開催した。(R元年度参加者:27人、今まで1人当たりの金額を設定していたが、子連れ等の団体で来られるお客様の負担軽減のため、1株当たりの金額設定に変更し、より集客できた。事前に収穫し蒸かしておいた芋の試食をした、好評だった) 	<ul style="list-style-type: none"> 町の農産物PRのために、今後も継続していく必要があると考える。 	継続		



第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の取り組み方針	第3次計画で該当する基本目標
継続	農業とふれあう機会の創出	遊休農地の有効活用を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地を展示圃、お花畑、家庭菜園等として有効利用 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農業とふれあう機会の創出	他の事業との連携により農業の活性化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 生産者、JA、行政が一体となった催し物の開催 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	農業とふれあう機会の創出	他の事業との連携により農業の活性化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 観光イベントにおける寒川農産物のPR 	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ③【生活環境】 健康で安心して暮らせるまち

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

基本目標	担当課	環境指標	基準年実績値 (H22)	R2 達成目標	R元 実績値	取組の現状と課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映 (廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統廃合するか	統廃合後の担当課
①3-1 空気と水をきれいにする	下水道課	公共下水道人口普及率	91.94%	95.97%	93.19%	・公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全に関わる指標であるため継続。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	下水道課	公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	93.92%	95.26%	97.59%	・公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全に関わる指標であるため継続。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	基B 準O 適D 合環 率境	目久尻川	100% (91.7%)	100%/年	100%	・河川の水質において、小出川のBODの環境基準超過は第2次計画でも懸案事項であり、第3次計画でも引き続き取り組み必要がある。	継続	
			小出川	54.2% (29.2%)	100%/年	20.8%			
			一之宮第二排水路	100% (58.3%)	100%/年	83.3%			
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	NO ₂ の各測定箇所での環境基準達成率	100%	100%/年	100%	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	SPMの各測定箇所での環境基準達成率	100%	100%/年	100%	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	工場、事業所からの排水基準の適合率	100%	100%/年	県測定 100% 下水道課測定 77.8%	・工場、事業所における環境基準の順守状況を示す環境指標であり、継続が必要。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	町内における電気自動車累積台数	2台 (町内導入台数)	4.2台	68台	・町の補助はH29年度をもって休止したが、自動車の排出ガス対策だけでなく、温室効果ガス排出削減の観点からも継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	道路交通騒音の環境基準達成率	100%	100%/年	100%	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	道路交通振動の要請限度達成率	100%	100%/年	100%	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	臭気の規制基準値の達成状況	100%	100%/年	100%	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	騒音・振動・悪臭の公害苦情件数	65件	毎年、前年度より減らす	27件 (H30/24件)	・町が所管する公害であり、町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課	地下水の環境基準適合率 (4年毎の県メッシュ調査井戸における適合率)	100%	100%	85.7%	・地下水の汚染状況を示す環境指標であり、毎年度汚染が確認される井戸もあり、第3次計画でも引き続き継続が必要。	継続		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課	地盤沈下の状況	2cm以上沈下した水準点なし(調査地点20地点)	年間2cm以上沈下した水準点がないこと	2cm以上沈下した水準点なし(調査地点20地点)	・町民の安心、安全に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
④3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ	環境課	ダイオキシン類の大気調査における最大値	最大値 0.035pg-TEQ/m ³	環境基準値 (0.6pg-TEQ/m ³) 以下の維持	最大値 0.031pg-TEQ/m ³	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
④3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ	環境課	ダイオキシン類の水質調査における最大値	最大値 0.71pg-TEQ/l	環境基準値 (1.0pg-TEQ/l) 以下の維持	最大値 0.28pg-TEQ/l	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
④3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ	環境課	ダイオキシン類の土壌調査における最大値	最大値 3.0pg-TEQ/g	環境基準値 (1,000pg-TEQ/g) 以下の維持	最大値 3.8pg-TEQ/g	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		
④3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ	環境課	ダイオキシン類の底質調査における最大値	最大値21pg-TEQ/g	環境基準値 (150pg-TEQ/g) 以下の維持	最大値 4.9pg-TEQ/g	・町民の健康に関わる環境指標であり、継続が必要。	継続		



区分	環境指標	基準年実績値 (R元)	第3次計画で該当する基本目標
継続	公共下水道人口普及率	93.19%	①健康で安全なまちを形成します
継続	公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	97.59%	①健康で安全なまちを形成します
継続	基B 準O 適D 合環 率境	目久尻川	100%
		小出川	20.8%
		一之宮第二排水路	83.3%
継続	NO ₂ の各測定箇所での環境基準達成率	100%	①健康で安全なまちを形成します
継続	SPMの各測定箇所での環境基準達成率	100%	①健康で安全なまちを形成します
継続	工場、事業所からの排水基準の適合率	県測定 100% 下水道課測定 77.8%	①健康で安全なまちを形成します
継続	町内における電気自動車累積台数	68台	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	道路交通騒音の環境基準達成率	100%	①健康で安全なまちを形成します
継続	道路交通振動の要請限度達成率	100%	①健康で安全なまちを形成します
継続	臭気の規制基準値の達成状況	100%	①健康で安全なまちを形成します
継続	騒音・振動・悪臭の公害苦情件数	27件 (H30/24件)	①健康で安全なまちを形成します
継続	地下水の環境基準適合率 (4年毎の県メッシュ調査井戸における適合率)	85.7%	①健康で安全なまちを形成します
継続	地盤沈下の状況	2cm以上沈下した水準点なし(調査地点20地点)	①健康で安全なまちを形成します
継続	ダイオキシン類の大気調査における最大値	最大値 0.031pg-TEQ/m ³	①健康で安全なまちを形成します
継続	ダイオキシン類の水質調査における最大値	最大値0.28pg-TEQ/l	①健康で安全なまちを形成します
継続	ダイオキシン類の土壌調査における最大値	最大値3.8pg-TEQ/g	①健康で安全なまちを形成します
継続	ダイオキシン類の底質調査における最大値	最大値4.9pg-TEQ/g	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ③【生活環境】 健康で安心して暮らせるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
①3-1 空気と水をきれいにする	下水道課	下水道の整備	下水道事業計画に基づき下水道の整備を進めます	未整備区域の公共下水道整備	汚水整備事業において、小動地域の一部について約0.66ha整備した。	公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全のため継続。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	下水道課	下水道の整備	公共下水道への接続を推進します	未接続家庭等への公共下水道への接続推進	個別訪問と通知による促進を今後も継続する。 R元年度における未接続家屋等(新築除く)の公共下水道への接続件数：18件	公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全のため継続。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	下水道課	下水道の整備	河川へ幹線からの浮遊物の流入を防止するため、スクリーンなどを適切に管理します	・幹線に設置したスクリーンの適正な維持管理 ・ごみ上げの実施	・スクリーン6カ所の清掃をR元年度は年間延べ21回実施した。 ・今後も定期的な清掃を継続して行いごみ等の流出を予防する。	雨水幹線から河川へごみの流入を防止する取組であり、継続が必要。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	水質汚濁・大気汚染対策	県と連携し、工場・事業所からの排水・排出ガスの確認指導を行います	・湘南地域県政総合センターと連携した工場排水、排出ガスの測定と指導の実施	・湘南地域県政総合センターと、水質汚濁防止法の対象となる企業を中心に合同立入調査(18件うち水質汚濁防止法関連15件)を行った。指導する案件は無かった。 ・水質汚濁防止法に基づく特定事業所に対し、県が排出水の調査を行ったところ、すべての事業者が基準を満たしていた。	・水濁法、大防法および県条例の環境基準に適合しているかを確認する取組であり、継続が必要。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	下水道課	水質汚濁・大気汚染対策	県と連携し、工場・事業所からの排水・排出ガスの確認指導を行います	・湘南地域県政総合センターと連携した工場排水、排出ガスの測定と指導の実施	・公共下水道へ接続する事業場のうち9事業場を対象に水質検査を実施。(R元年度の基準超過事業所数は2件、基準超過件数は2件) ※業種によって調査回数を決める	・下水道法および下水道条例の排水基準に適合しているかを確認する取組であり、継続が必要。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	水質汚濁・大気汚染対策	水質事故・水質汚濁、大気汚染の原因究明と発生防止に努めます	・水質事故発生時、湘南地域県政総合センターと発生源、原因の究明 ・環境基準値を上回る小出川の水質対策について、上流域の自治体と定期的に情報交換 ・事業所等への水質事故防止や野焼き禁止の周知・啓発 ・地域住民や環境団体の協力のもと不法投棄や屋外燃焼行為のバトロールの実施	・水質事故発生時、湘南地域県政総合センターなどと発生源、原因の究明に努めた。水質事故発生件数2件 ・水質事故について、広報に掲載、工業協会会員へ周知等啓発を行った。 ・環境基準値を上回る小出川の水質対策について、県大気水質課と流域2市1町で水質改善検討会を開き、県の主導により具体的な改善策を進めるよう強く働きかけを行い、町も積極的に協力することとした。 ・野焼き苦情11件(農業：5件、事業所：1件、個人その他：5件) ※広報やホームページ、ツイッター等で周知啓発を行っているため減少傾向にあるが昨年よりは増加した。 ・今後も農業に伴う野焼きに関する苦情が多い場合は、生産組合長会議で説明が必要か検討する。	・町民の安心、安全や健康および生活被害に関わる取組みであり、継続が必要。	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	下水道の整備	下水道事業計画に基づき下水道の整備を進めます	未整備区域の公共下水道整備	①健康で安全なまちを形成します
継続	下水道の整備	公共下水道への接続を推進します	未接続家庭等への公共下水道への接続推進	①健康で安全なまちを形成します
継続	下水道の維持管理	河川へ幹線からの浮遊物の流入を防止するため、スクリーンなどを適切に管理します	・幹線に設置したスクリーンの適正な維持管理 ・ごみ上げの実施	①健康で安全なまちを形成します
継続	水質汚濁・大気汚染対策	県と連携し、工場・事業所からの排水・排出ガスの確認指導を行います	・湘南地域県政総合センターと連携した工場排水、排出ガスの測定と指導の実施	①健康で安全なまちを形成します
継続	水質汚濁・大気汚染対策	公共下水道へ接続する工場・事業所からの排水について水質検査を行う。	公益財団法人神奈川県下水道公社と連携して水質検査・指導を行う。	①健康で安全なまちを形成します
継続	水質汚濁・大気汚染対策	水質事故・水質汚濁、大気汚染の原因究明と発生防止に努めます	・水質事故発生時、湘南地域県政総合センターと発生源、原因の究明 ・環境基準値を上回る小出川の水質対策について、上流域の自治体と定期的に情報交換 ・事業所等への水質事故防止や野焼き禁止の周知・啓発 ・地域住民や環境団体の協力のもと不法投棄や屋外燃焼行為のバトロールの実施	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ③【生活環境】 健康で安心して暮らせるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	水質汚濁・大気汚染対策	町民へ生活排水に対する配慮や大気汚染についての情報提供を行います	生活排水に対する配慮についての周知啓発 大気汚染防止に関わる普及啓発	広報で生活排水に対する配慮や大気汚染防止について周知した。 光化学スモッグ注意報は、防災行政無線を活用し注意を呼びかけた。(令和元年度：1回) ホームページで水質や大気の測定結果を公表している。	防災行政無線を活用して光化学スモッグ注意報の呼び掛けなど、町民の健康に関わる取り組みであり、継続が必要	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	水質汚濁・大気汚染対策	県、近隣自治体・関係団体との連携により河川流域での水質汚濁防止と大気汚染対策の取り組みを進めます	湘南地域県政総合センター、近隣自治体、桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の団体等との連携	桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の団体等及び関連市町との連携に努めた。 茅ヶ崎・平塚・寒川・神奈川県が参加している桂川・相模川流域協議会と、相模川に設けた絶滅危惧種であるカワラノギクの圃場の管理などを行った。また、寒川の自然に親しむイベントなどを開催した。 今後も県、近隣自治体、関係団体と連携に努める。	桂川・相模川流域協議会や、高座地区河川をきれいにする会など、流域自治体のみならず、民間企業なども含め、河川の環境保全に向けた広域的な活動を行っており、今後も継続が必要。	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	農政課	水質汚濁・大気汚染対策	農業排水に関連する指導啓発等を実施します	農業用排水路に対する指導実施	開発又は汚水流入の申請の際に、申請者に対し流入(雑排水等)に関する適正な指導を行うことで、水質管理に努めた。 今後も取組を継続していく。	農業用排水の適正な水質管理を行うために、今後も継続が必要	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	自動車の排出ガス対策	エコドライブの推進や、低公害車の利用を促進します	「ノーカーデー」の実施、「アイドリングストップ」、「相乗り」の呼びかけ ハイブリッド車等低公害車の利用促進 急発進や空ぶかし防止など運転マナー向上による騒音発生防止のための普及啓発	6月(環境月間)や12月(温暖化防止月間)の広報にエコドライブや電気自動車等の低公害車利用促進の啓発記事を掲載した。	自動車の排出ガス対策だけでなく、温室効果ガス排出削減や騒音発生防止に係る運転マナー向上の観点からもエコドライブ推進の取り組みは継続が必要。(低公害車の利用促進も継続が必要)	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	自動車の排出ガス対策	電気自動車の導入を支援します。	電気自動車の普及推進 電気自動車導入補助	平成29年度をもって、電気自動車導入補助事業を休止した。(町内導入累積台数58台、環境基本計画上の平成30年度達成目標34台)	町の補助はH29年度をもって休止したが、自動車の排出ガス対策だけでなく、温室効果ガス排出削減の観点からも電気自動車普及促進の取り組みは継続が必要。(導入補助は修了とする) この取組は第2次計画基本目標5-1、「化石燃料の使用削減の意識啓発を進めます」に統廃合するか、新たに新設するべきと考える。	統廃合	第2次計画基本目標5-1、化石燃料の使用削減の意識啓発を進めます	環境課
①3-1 空気と水をきれいにする	町民安全課	自動車の排出ガス対策	公共自転車駐車場の利便性を向上し、自転車利用を促進します	自転車利用の利便性向上による自転車利用の削減 放置自転車の撤去による駐輪スペースの有効活用 需要状況に基づき自転車駐車場の整備を検討	平日の通勤時間帯に、各駅駐輪場内に整理員を配置し、利便性の向上を図った。 毎月1回、各駅の駐輪場内に放置されている自転車の撤去を行った。(96台) 平成29年4月1日より、寒川駅南口および北口自転車等駐車場がオープンした。公益財団法人自転車駐車場整備センターが駐車場施設を所有し、管理運営を行う。設置していた寒川駅周辺の仮設の自転車等駐車場は平成29年3月末日に閉鎖した。	各駅駐輪場内への整理員の配置、放置自転車の撤去、需要状況に基づき自転車駐車場の整備をすることは自転車利用を促進し、自転車利用の削減につながるため継続が必要	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	水質汚濁・大気汚染対策	町民へ生活排水に対する配慮や大気汚染についての情報提供を行います	生活排水に対する配慮についての周知啓発 大気汚染防止に関わる普及啓発 (新規)光化学スモッグ注意報発令時における注意喚起	①健康で安全なまちを形成します
継続	水質汚濁・大気汚染対策	県、近隣自治体・関係団体との連携により河川流域での水質汚濁防止と大気汚染対策の取り組みを進めます	湘南地域県政総合センター、近隣自治体、桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の団体等との連携	①健康で安全なまちを形成します
継続	水質汚濁・大気汚染対策	農業排水に関連する指導啓発等を実施します	農業用排水路に対する指導実施	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	自動車の排出ガス対策	エコドライブの推進や、低公害車の利用を促進します	「ノーカーデー」の実施、「アイドリングストップ」、「相乗り」の呼びかけ ハイブリッド車等低公害車の利用促進 急発進や空ぶかし防止など運転マナー向上による騒音発生防止のための普及啓発	①健康で安全なまちを形成します
統廃合	(統廃合後)低炭素社会形成に向けた活動	または (新規)電気自動車等の普及促進に向けた意識啓発を進めます	(統廃合後) 化石燃料の使用削減の意識啓発を進めます または (統廃合後) 電気自動車、燃料電池自動車の普及促進	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	自動車の排出ガス対策	公共自転車駐車場の利便性を向上し、自転車利用を促進します	自転車利用の利便性向上による自転車利用の削減 放置自転車の撤去による駐輪スペースの有効活用 需要状況に基づき自転車駐車場の整備を検討	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ③【生活環境】 健康で安心して暮らせるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
①3-1 空気と水をきれいにする	都市計画課	自動車の排出ガス対策	公共交通機関の充実に向けた取り組みを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に対するJR相模線の行き違い施設の整備や複線化などによる運転本数増便の要請 既存のバス路線の充実促進 コミュニティバスの運行 相鉄いずみ野線の延伸に向けた取組み 	<ul style="list-style-type: none"> 相模線複線化等促進期成同盟会及び神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通して、鉄道事業者及び関係機関に対し要望活動を行った。今後も継続して要望等を行う。また、倉見駅のバリアフリー化についてJR東日本横浜支社と協議を行った。 寒川駅-海老名駅間の路線バスについて、平成29年4月より本格運行開始。海老名市や運行事業者と利用促進策を検討・実施した。 湘南広域都市行政協議会において、新たなバス路線の運行について、検討を行った。 コミュニティバス東ルートにおいて、利用者の利便性向上及び交通空白地解消のため、平成31年4月より一部ルート延長に係る実証運行を開始した。 コミュニティバス倉見大村ルートにおいて、神社参拝客による交通渋滞に伴う慢性的な遅延解消のため、平成31年から年始迂回ルートを設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の排出ガス対策として、自家用車から公共交通機関への利用転換を促す必要があるため、引き続き鉄道事業者及び関係機関に対し、JR相模線等の輸送力増強等の要望活動を実施する。また、相鉄いずみ野線の延伸に向けた取組みを行う。 自動車の排出ガス対策として、自家用車から公共交通機関への利用転換を促す必要があるため、地域住民の貴重な生活交通手段であるコミュニティバスの運行については引き続き継続し、必要に応じた運行改善を進める。また、寒川駅海老名駅間の路線バスの運行についても、引き続き運行支援や利用促進に努める。 	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	倉見拠点づくり課	自動車の排出ガス対策	公共交通機関の充実に向けた取り組みを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線新駅の早期実現に向けた取組み 相鉄いずみ野線の延伸に向けた取組み 	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線新駅設置に向けて鉄道事業者等に要望活動を実施した。今後も継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の健康に関わる取組みであり、継続が必要。 鉄道事業者による駅設置判断およびその時期が課題であるが、引き続き新幹線新駅設置に向けて要望活動を実施していく。 	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	監視・調査の実施	河川など公共用水域の水質調査を実施します	水質調査の継続実施(小出川、目久尻川、一之宮第二排水路)	<ul style="list-style-type: none"> 2河川1排水路(全4地点)(毎月測定)の水質調査を実施した。 BODIについて、小出川は24回(2地点)で調査し5回基準値を超えた。大腸菌群数は町が測定している全4地点で平均値が基準値を超えた。また、pHは排水路で基準値を超えた。それ以外の項目は基準値内であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水質において、小出川のBODの環境基準超過は第2次計画でも懸案事項であり、第3次計画でも引き続き取り組む必要がある。 	継続		
①3-1 空気と水をきれいにする	環境課	監視・調査の実施	大気調査の実施・県大気測定局の常時監視を継続し、状況を把握します	大気調査の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 町の大気調査については、ここ数年、測定数値が環境基準値内であったため、隔年で実施している。 平成22年度に県の一般大気常時測定局を、25年度にPM2.5の測定局を町役場に設置し、継続して測定している。 光化学スモッグ注意報については、湘南地域(5市4町)として発令した(1回)。町内での健康被害の報告はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の健康に関わる取組みであり、継続が必要。 	継続		



第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	自動車の排出ガス対策	公共交通機関の充実に向けた取り組みを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者及び関係機関に対する要望活動の実施 コミュニティバスの運行 寒川駅海老名駅間の路線バスへの運行支援 相鉄いずみ野線の延伸に向けた取組み 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	自動車の排出ガス対策	公共交通機関の充実に向けた取り組みを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線新駅の早期実現に向けた取組み 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	監視・調査の実施	河川など公共用水域の水質調査を実施します	水質調査の継続実施(小出川、目久尻川、一之宮第二排水路)	①健康で安全なまちを形成します
継続	監視・調査の実施	大気調査の実施・県大気測定局の常時監視を継続し、状況を把握します	大気調査の継続実施	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ③【生活環境】 健康で安心して暮らせるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
②3-2 近隣公害を防ぐ	道路課	騒音・振動対策	道路面の適正な維持・管理に努めます	道路面の適正な維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・町道のパトロール等により、交通に支障を与える障害物及び破損箇所その他当該施設の正常な利用を阻害する要因を早期に発見し、破損箇所等の補修を行い、また、緊急を要する異常を発見した場合は応急措置を行い、道路機能を保持し、交通の安全を確保した。(R元年度：穴の補修30件、側溝破損29件、砂利敷23件) ・今後においても適正な維持・管理に努める。 	町民の安心安全な生活、および安全な道路移動に関わるものであり、継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	都市計画課	騒音・振動対策	幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します	都市計画道路藤沢大磯線、中海岸寒川線等の整備促進を要望	<ul style="list-style-type: none"> ・県に整備促進の要望を行った。今後も継続して要望等を行う。 ・藤沢大磯線が開通している。(H25.3) 	幹線道路網整備のため、引き続き要望を行うことが必要であることから、継続とします。尚、概要に宮山線を追加し、藤沢大磯線を削除します。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	騒音・振動対策	工場、事業所、建設作業等における騒音・振動防止の指導を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情の実態把握と改善指導 ・県政総合センターと連携し、法令に基づき低減のための対策の確認、指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情により現地へ外向き実態を確認、湘南県政総合センターと連携し、低減のための対策の対応、指導を行った。 ・工場騒音・建設作業などの作業方法や作業方法について指導した。指導件数10件(苦情件数と同数) ・環境保全研修会で事業所等へ騒音・振動を含む県条例の概要についての研修を開催し、21社23人が参加した。 	町民の健康に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	公共工事発注課(環境課)	騒音・振動対策	公共工事において騒音・振動への配慮を徹底します	環境行動指針に基づき、公共工事発注課において、配慮の周知を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行動指針に基づき、公共工事発注課において、配慮の周知を実施した。 ・法令や開発指導要綱に基づき、指導・啓発している。 	公共工事における環境配慮は重要な取り組みであるが、公共工事発注課において浸透しており、第3次計画への反映は不要。	廃止		
②3-2 近隣公害を防ぐ	公共工事発注課(道路課、下水道課)	騒音・振動対策	公共工事において騒音・振動への配慮を徹底します	環境行動指針に基づき、公共工事発注課において、配慮の周知を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工事発注の際、騒音・振動に配慮している。 ※県の土木工事共通仕様書に基づき対応している ※重機等は環境基準に適合する機種を採用している。(R元年度工事件数：道路課19件、下水道課27件) 	公共工事における環境配慮は重要な取り組みであるが、公共工事発注課において浸透しており、第3次計画への反映は不要。	廃止		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	騒音・振動対策	生活騒音等に対する配慮について啓発します	近隣騒音、生活騒音に対する配慮についての周知、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情発生時に近隣騒音に対する配慮について周知、啓発をした。 	町民の健康に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	騒音・振動対策	鉄道騒音などについては適切な対応窓口を紹介し、必要に応じ連携します	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道騒音に関する対応窓口の紹介 ・問題発生時の関係機関への対策要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道に関する騒音・振動に関する苦情について0件であった。 	ここ数年、鉄道騒音に関する苦情は寄せられていないが、町民の健康に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	悪臭防止対策	工場、事業所、畜産などにおける悪臭防止について指導、啓発を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止の普及・啓発(広報、町工業協会、商工会だより等) ・農家に対する畜産臭気対策への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や町工業協会や商工会だよりを通じて周知、啓発を行った。 	町民の健康に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	騒音・振動対策	道路面の適正な維持・管理に努めます	道路面の適正な維持・管理に努めます	①健康で安全なまちを形成します
継続	騒音・振動対策	幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します	都市計画道路宮山線、中海岸寒川線等の整備促進を要望	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	騒音・振動対策	工場、事業所、建設作業等における騒音・振動防止の指導を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情の実態把握と改善指導 ・県政総合センターと連携し、法令に基づき低減のための対策の確認、指導を実施 	①健康で安全なまちを形成します
継続	騒音・振動対策	生活騒音等に対する配慮について啓発します	近隣騒音、生活騒音に対する配慮についての周知、啓発	①健康で安全なまちを形成します
継続	騒音・振動対策	鉄道騒音などについては適切な対応窓口を紹介し、必要に応じ連携します	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道騒音に関する対応窓口の紹介 ・問題発生時の関係機関への対策要請 	①健康で安全なまちを形成します
継続	騒音・振動対策	工場、事業所、畜産などにおける悪臭防止について指導、啓発を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止の普及・啓発(広報、町工業協会、商工会だより等) ・農家に対する畜産臭気対策への支援 	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ③【生活環境】 健康で安心して暮らせるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
②3-2 近隣公害を防ぐ	農政課	悪臭防止対策	工場、事業所、畜産などにおける悪臭防止について指導、啓発を行います	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止の普及・啓発(広報、町工業協会、商工会だより等) 農家に対する畜産臭気対策への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産臭気対策として、消臭剤、環境対策薬剤等の薬剤購入に対して補助を行った。今後も取組を継続していく。現在町内の畜産農家は3件。 養鶏農家2件に対し、県と合同で畜産環境保全巡回で臭気対策等の指導を行った。 	農業の振興と周辺住民への環境対策という観点から、今後も継続した取り組みが必要	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	悪臭防止対策	屋外燃焼行為による迷惑防止について啓発します	屋外燃焼行為防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 広報で屋外燃焼行為の防止に関して啓発した。町工業協会や商工会だよりを通じて周知、啓発を行った。 	屋外燃焼行為(野焼き)の苦情件数は多く、また、町民の生活被害にもつながるため継続した取り組みが必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	悪臭防止対策	日常生活による臭気に対する配慮について啓発します	近隣への臭気に対する配慮について周知、啓発	<ul style="list-style-type: none"> 開発事前協議の際に、公害を発生させないよう努めることとし、公害関係法令に該当する場合は、速やかに手続きをとるよう指導している。 苦情があった際には臭気に対する配慮について周知啓発を行っている。 	町民の健康に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	監視・調査の実施	道路交通騒音・振動の調査を実施します	道路交通騒音、振動調査の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音・振動の調査については、ここ数年、測定数値が環境基準値内及び要請限度内であったため、隔年で実施している。 	ここ数年、環境基準を超過したことはないが、町民の健康に関わる取り組みであり、継続して調査・監視する必要がある。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	監視・調査の実施	臭気調査を実施します	臭気調査の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 臭気濃度調査については、ここ数年、測定数値が環境基準値内であったため、隔年で実施している。 	ここ数年、環境基準を超過したことはないが、町民の健康に関わる取り組みであり、継続して調査・監視する必要がある。	継続		
②3-2 近隣公害を防ぐ	環境課	環境保全協定による公害防止	環境保全協定に基づき事業者と連携して公害防止に努めます	一定規模以上の事業所と新たに結んだ環境保全協定に基づき、公害の未然防止や発生時の速やかな対策を実施	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の事業所と結んだ環境保全協定に基づき、公害の未然防止や発生時の速やかな対策などの状況を確認した。(32事業所と締結) 	環境保全協定を締結した事業所と連携して公害を未然に防ぐ重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	悪臭防止対策	工場、事業所、畜産などにおける悪臭防止について指導、啓発を行います	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止の普及・啓発(広報、町工業協会、商工会だより等) 農家に対する畜産臭気対策への支援 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	悪臭防止対策	屋外燃焼行為による迷惑防止について啓発します	屋外燃焼行為防止に関する啓発	①健康で安全なまちを形成します
継続	悪臭防止対策	日常生活による臭気に対する配慮について啓発します	近隣への臭気に対する配慮について周知、啓発	①健康で安全なまちを形成します
継続	監視・調査の実施	監視・調査の実施	道路交通騒音・振動の調査を実施します	①健康で安全なまちを形成します
継続	監視・調査の実施	監視・調査の実施	臭気調査を実施します	①健康で安全なまちを形成します
継続	環境保全協定による公害防止	環境保全協定による公害防止	一定規模以上の事業所と新たに結んだ環境保全協定に基づき、公害の未然防止や発生時の速やかな対策を実施	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ③【生活環境】健康で安心して暮らせるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課	土壌・地下水汚染対策	事業者などへ土壌汚染や地下水汚染についての情報提供・周知啓発を行います	県総合センターと連携した土壌、地下水汚染対策の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県との合同立ち入り時に、過去から現在にかけて有害化学物質を使用している事業所は土地の区画形質の変更の予定等があれば、法、条例に基づき手続きが必要な旨説明した。 土壌汚染については、基本的には法、条例に基づき、県と連携して行っている。 	県との合同立ち入り調査時に土壌・地下水汚染対策の周知啓発を行うとともに、実際に汚染があれば指導・対策を行うため、第2次計画基本目標3-3、「県との連携による土壌及び地下水汚染の適切な指導・対策を実施します」に統廃合すべきと考える	統廃合	第2次計画基本目標3-3、県との連携による土壌及び地下水汚染の適切な指導・対策を実施します	環境課
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	農政課	土壌・地下水汚染対策	環境保全型農業の推進による土壌・地下水への負荷低減効果を周知します	環境保全型農業の推進による土壌・地下水への負荷低減効果の周知	<ul style="list-style-type: none"> 露地、施設栽培の土作り対策に有機物を利用し、地力効果を上げる農地の土壌改良に対し補助を行うことで、作物の品質の向上に努めた。 今後も取組を継続していく。 	環境保全型農業を推進するために継続が必要	継続		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課	土壌・地下水汚染対策	県との連携による土壌及び地下水汚染の適切な指導・対策を実施します	県と連携し汚染対策及び原因者への指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県との合同立ち入り時に、過去から現在にかけて有害化学物質を使用している事業所は土地の区画形質の変更の予定等があれば、法、条例に基づき手続きが必要な旨説明した。 土壌汚染については、基本的には法、条例に基づき、県と連携して行っている。 	県との合同立ち入り調査時に土壌・地下水汚染対策の周知啓発を行うとともに、実際に汚染があれば指導・対策を行うため、第2次計画基本目標3-3、「事業者などへ土壌汚染や地下水汚染についての情報提供・周知啓発を行います」の取組を統廃合すべきと考える(こちらの取組を生かす)	統廃合	第2次計画基本目標3-3、事業者などへ土壌汚染や地下水汚染についての情報提供・周知啓発を行います	環境課
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	農政課	地下水保全対策	地下水涵養機能がある農地・樹林地を保全します	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 農業用排水路の適正管理 樹林地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 田端地区及び小動地区の農業用排水路等2箇所の改修を実施した。発生土を使用したり、低騒音の機械を使用することで、環境に配慮した整備を行った。今後も環境に配慮した材料、機械の使用に努める。 	地下水涵養機能がある農地・樹林地を保全のために継続が必要	継続		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	都市計画課	地下水保全対策	地下水涵養機能がある農地・樹林地を保全します	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 農業用排水路の適正管理 樹林地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の樹林地については保全に努めた。また、目標値確保に向けて指定条件の見直しを行うと共に、新たな樹林地指定に向けた検討をおこなっていく。 	新たな樹林地指定の検討は行わず、現存する樹林地の保全に努めます。	継続		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	下水道課	地下水保全対策	雨水の敷地内浸透の促進を図ります	宅地造成等建築行為に対する雨水浸透樹・浸透管の設置指導	<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透樹、浸透管の設置を指導した。(令和元年度：開発関連30件、建築関連157件) 	地下水保全に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	道路課	地下水保全対策	道路排水の地下浸透を図ります	道路浸透樹の設置	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為による帰属道路は浸透性集水樹設置の協議を行っている。 寒川は腐食土が多く水を含みやすい。そのため越の山以外は地下水位が高く、浸透しづらい地域であるため効果は高くないが、継続して浸透性集水樹設置の協議を行う。 R元 開発15件中、15件に採用 	現在、町へ帰属する道路においては原則浸透性集水樹の設置を行っているが、既設道路側溝等への負担軽減を主たる目的としているため、第3次環境基本計画への反映は不適合。	廃止		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課 農政課	地下水保全対策	地下水に関する情報提供に努めます	パンフレット、ホームページ等による地下水保全に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県の条例に基づき、年2回事業所の揚水量を調査して県に報告している。(18事業所37本の井戸を調査) 地下水かん養に寄与する水田所有者に水田保全事業補助金を交付した。なお、交付対象者は水田所有者で、平成28年度より実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組状況の現状においては、地下水に関する情報提供ではなく、各事業所の揚水量を把握しているため、第2次計画基本目標3-3、「地下水の揚水量、地下水水位の状況を把握します」に統廃合するべき。 農政課の取組は「地下水涵養機能がある農地・樹林地を保全します」に該当すると思われる。 	統廃合	第2次計画基本目標3-3、地下水の揚水量、地下水水位の状況を把握します	環境課

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	(統廃合後) 土壌・地下水汚染対策	(統廃合後) 県との連携による土壌及び地下水汚染対策の周知啓発および適切な指導・対策を実施します	(統廃合後) 県と連携し土壌・地下水汚染対策の周知啓発及び原因者への指導・対策の実施	①健康で安全なまちを形成します
継続	土壌・地下水汚染対策	環境保全型農業の推進による土壌・地下水への負荷低減効果を周知します	環境保全型農業の推進による土壌・地下水への負荷低減効果の周知	②歴史とともに育まれた自然と共生します
統廃合	(統廃合後) 土壌・地下水汚染対策	(統廃合後) 県との連携による土壌及び地下水汚染対策の周知啓発および適切な指導・対策を実施します	(統廃合後) 県と連携し土壌・地下水汚染対策の周知啓発及び原因者への指導・対策の実施	①健康で安全なまちを形成します
継続	地下水保全対策	地下水涵養機能がある農地・樹林地を保全します	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 農業用排水路の適正管理 樹林地の保全 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	地下水保全対策	地下水涵養機能がある農地・樹林地を保全します	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地の保全 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	地下水保全対策	雨水の敷地内浸透の促進を図ります	宅地造成等建築行為に対する雨水浸透樹・浸透管の設置指導	①健康で安全なまちを形成します
統廃合	(統廃合後) 監視・調査の実施	(統廃合後) 地下水の揚水量、地下水水位の状況を把握します	(統廃合後) 県条例許可井戸の地下水利用報告及び地下水水位測定結果の把握	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ③【生活環境】 健康で安心して暮らせるまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課	監視・調査の実施	土壌汚染・地下水汚染の状況把握に努めます	県による土壌汚染、地下水汚染の監視と検査の実施状況の把握	・県の立ち入り検査時に事業所から報告を受け、状況把握をしている。また、地下水については、県が事業所の地下水を採取し、検査結果の報告を受けている。	県と連携した町民の安心、安全に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課	監視・調査の実施	地盤沈下の調査を実施します	地盤沈下状況の監視(水準測量調査の実施)	・平成26年度以降、県内市町村は隔年(奇数年)の実施となっており、令和元年度に実施した。	町内の20地点の地盤沈下状況を調査する重要な取り組みで継続が必要。	継続		
③3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課	監視・調査の実施	地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します	県条例許可井戸の地下水利用報告及び地下水位測定結果の把握	・県条例許可井戸の地下水利用の企業等からの報告書を年2回受理し状況を把握している。 ・日量10,290m ³ (18事業所、37本) ・水位については、経年変化を確認しているが問題ない。	県と連携した町民の安心、安全に関わる取り組みであり、継続が必要。 (この取組を生かす)	統廃合	第2次計画基本目標3-3、地下水に関する情報提供に努めます	環境課
④3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ	環境課	有害化学物質に関する情報提供	有害化学物質に関する情報収集と情報提供を行います	・有害化学物質に関する情報収集、情報提供 ・PRTR(環境汚染物質排出移動登録)制度の情報提供	・パンフレット等を窓口で配布した。 ・町ホームページからかながわPRTR情報室(神奈川県環境科学センターHP)にリンクし、情報提供を行った。	県と連携した町民の健康に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		
④3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ	環境課	有害化学物質の排出防止	県と連携し、工場・事業所の化学物質使用状況やダイオキシン類発生抑制の確認指導を行います	・ダイオキシン類調査の実施 ・ダイオキシン類及び有害化学物質の使用抑制、適正管理についての普及啓発、指導	・湘南地域県政総合センターとの合同立入調査時に確認し、指導する案件はなかった(ダイオキシン類及び有害化学物質の調査12件)。また、ダイオキシン類及び有害化学物質の使用抑制や適正管理について普及啓発を行った。	・同様の取組が第2次計画の基本目標4-4、「県と連携し公害防止施設等を把握し、有害化学物質などの適切な管理について確認します」にあり、この取組と統廃合するべきと考える。(こちらの取組を生かす)	統廃合	第2次計画基本目標4-4、県と連携し公害防止施設等を把握し、有害化学物質などの適切な管理について確認します	
④3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ	農政課	有害化学物質の排出防止	農業・除草剤等の適正な使用について啓発します	農業・除草剤等の適正な使用についての普及、啓発	・野菜・花きの主要病害虫で被害を及ぼしている「ハスモンヨトウ」に対し、「性フェロモントラップ」を設置し、無農薬で効果的な害虫防除を行うための補助金の交付を行った。	環境への負荷軽減と農家の生産性向上の両立のため、継続が必要	継続		
④3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ	環境課	監視・調査の実施	ダイオキシン類の環境調査を実施します	ダイオキシン類調査の継続実施	・水質(3河川、隔年で実施) ・底質(3河川、隔年で実施) ・ダイオキシン類の水質及び底質については、ここ数年、測定数値が環境基準内であったため、隔年で実施している。 ・ダイオキシン類の大気及び土壌調査については、経年変化から毎年測定しなくても安全は確保できるため、5年に1度の測定とし、令和元年度に実施した。 ・測定の結果、すべて環境基準値内であった。	県と連携した町民の健康に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	監視・調査の実施	土壌汚染・地下水汚染の状況把握に努めます	県による土壌汚染、地下水汚染の監視と検査の実施状況の把握	①健康で安全なまちを形成します
継続	監視・調査の実施	地盤沈下の調査を実施します	地盤沈下状況の監視(水準測量調査の実施)	①健康で安全なまちを形成します
統廃合	(統廃合後) 監視・調査の実施	(統廃合後) 地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します	(統廃合後) 県条例許可井戸の地下水利用報告及び地下水位測定結果の把握	①健康で安全なまちを形成します
継続	有害化学物質に関する情報提供	有害化学物質に関する情報収集と情報提供を行います	・有害化学物質に関する情報収集、情報提供 ・PRTR(環境汚染物質排出移動登録)制度の情報提供	①健康で安全なまちを形成します
統廃合	(統廃合後) 有害化学物質の排出防止	(統廃合後) 県と連携し、工場・事業所の化学物質使用状況やダイオキシン類発生抑制の確認指導を行います	(統廃合後) ・ダイオキシン類調査の実施 ・ダイオキシン類及び有害化学物質の使用抑制、適正管理についての普及啓発、指導	①健康で安全なまちを形成します
継続	有害化学物質の排出防止	農業・除草剤等の適正な使用について啓発します	「性フェロモントラップ」の設置を推奨	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	監視・調査の実施	ダイオキシン類の環境調査を実施します	ダイオキシン類調査の継続実施	①健康で安全なまちを形成します

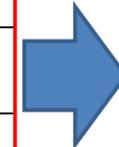
資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ④【都市環境】 緑や文化を大切にす快適で安全なまち

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

基本目標	担当課	環境指標	基準年実績値 (H22)	R2 達成目標	R元 実績値	取組の現状と課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映 (廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統廃合するか	統廃合後の担当課
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	都市計画区域面積に対する緑地の割合	28.8%	31%以上	27.8%	緑地保全及び緑化推進の観点から継続とします。	継続		
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	1人当たりの公園面積	3.8㎡	4.0㎡	3.8㎡	子どもの遊び場及び町民の憩いの場確保の観点から継続とします。	継続		
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	緑化活動ボランティア	26人 (川とのふれあい公園花壇育成者)	30人	12人	緑地保全及び緑化推進の観点から継続とします。	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	環境課	河川を活用した事業実施回数 (他団体との連携含む)	1回	2回/年以上	13回	自然の中でも河川に特化した環境指標であり、環境学習講座や自然観察会の参加人数にも影響するため、継続が必要。	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	都市計画課	小出川の多自然型河川工法 (現在は、「多自然川づくり」という) 等による整備延長	320m (町内河川延長3,100m)	現状より増やす	2692.9m	水辺環境創出の観点から継続とします。	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	都市計画課	親水護岸の箇所数	2箇所	3箇所	2箇所	親水護岸を新たに整備できる見込みがないことから廃止とします。	廃止		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	電線類等中化事業担当課 (道路課)	電線共同溝整備道路指定区間延長	541m (H23までの指定区間延長)	現状より増やす	541m	電線共同溝等の整備には多大な費用と時間、通信事業者の理解が必要であるが、現段階で新たに整備する計画がなく、目標等の設定が困難。	廃止		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	不法投棄パトロールによる不法投棄確認箇所数	10箇所	0箇所	3箇所	取り組みの推進により、不法投棄の状況は改善されつつあるが、今後も継続して取り組む必要がある。	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	自主的な環境美化活動の回数	64回	82回	56回	美化キャンペーン等の回数を含まない環境指標であり、実際に何回行われたかを把握する重要な指標。すべての環境美化活動の参加人数にも影響するため、継続が必要。	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	道路課	町道維持工事着手率 (90路線)	10% (平成24年度より把握)	100%	93.3%	町民の安心安全な生活、および安全な道路移動に関わるものであり、継続が必要。	継続		
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	環境課	環境保全協定締結の対象事業所との締結割合	83%	100%	100%	事業所と連携して公害を未然に防ぐことを目的に締結した環境保全協定の締結割合を示す重要な環境指標であり、締結が必要。	継続		



区分	環境指標	基準年実績値 (R元)	第3次計画で該当する基本目標
継続	都市計画区域面積に対する緑地の割合	28.20%	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	1人当たりの公園面積	3.9㎡	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	緑化活動ボランティア人数	12人	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	河川を活用した事業実施回数 (他団体との連携含む)	13回	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	小出川の多自然型河川工法 (現在は、「多自然川づくり」という) 等による整備延長	2692.9m	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	不法投棄パトロールによる不法投棄確認箇所数	3箇所	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	自主的な環境美化活動の回数	56回	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	町道維持工事着手率 (90路線)	93.30%	①健康で安全なまちを形成します
継続	環境保全協定締結の対象事業所との締結割合	100%	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ④【都市環境】 緑や文化を大切にす快適で安全なまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	公用地内の緑化	公園整備を進めます	公園、緑地の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> 今後の公園の整備については提供公園等による整備となる。現在ある公園については、樹木の剪定や植え込みの草刈りなど適切な整備に努めた。 今後も継続して、適切な整備に努める。 	拠点づくりや開発に伴い提供される公園について整備が行われるため、継続とします。	継続		
①4-1 身近な緑を守り、育てる	道路課	公用地内の緑化	街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 町道の緑地帯の適切な維持管理 都市計画道路整備と併せた緑化 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の剪定や植樹帯の除草等を行った。 ※樹木剪定：21件 植樹帯の除草：21路線、26回 寒川駅北口駅前広場において、四季の花による緑化を推進した。(年三回花の植替え) ※実施日(令和元年6月27日、令和元年12月4日、令和2年3月17日) 	緑地帯の適切な管理は、景観の向上および自然環境保護に資するものである。なお、(③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる)と類似した内容であり、目標も同一であると判断したため、統廃合が妥当(こちらの取組を生かす)	統廃合	③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	道路課
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	公用地内の緑化	街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 町道の緑地帯の適切な維持管理 都市計画道路整備と併せた緑化 	<ul style="list-style-type: none"> 歩きやすい歩道の整備に努めるため、県道において、住民等から除草依頼等があった場合は、迅速に県へ報告し、適正な対応をするよう呼びかけている。 街路等の緑化推進については担当課と協議する。 	整備予定の都市計画道路において緑化を行う計画がないものの、現状の植樹帯を適正に維持・管理する必要があることから、継続とします。	継続		
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	公用地内の緑化	公共施設の緑化を進めます	緑の基本計画における、施設緑地の整備目標及び配置方針を踏まえ、各事業担当課での緑化	<ul style="list-style-type: none"> みどりの基本計画における緑化目標を踏まえ、事業担当課での取組を指導する。 	継続して緑化推進を行う必要があることから、継続とします。	継続		
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	公用地内の緑化	町民との協働により、公園等の維持管理を推進します	ボランティア等による公園、道路、河川等の維持管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から平成29年度にかけて協働事業として川とのふれあい公園花壇の会の発足により、環境に配慮した循環型の花壇整備に努めた。平成30年度より、自主組織として、川とのふれあい公園花壇の会ボランティア活動として継続しており、令和元年度は花壇の空き区画を利用して冬まわりの育成等を行った。 さむかわエコネットの協力により、樹林や水辺環境にふれあえるよう自然観察の森が整備され、管理については良好な維持管理となるよう、随時連絡調整を行っている。 	協働による公園や緑地の整備や維持管理については、今後ともより一層積極的に推進していくことから、継続とします。	継続		
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	民有地内の緑化	生垣など身近な場所での緑づくりを支援します	生垣設置支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度より生垣設置支援制度を廃止し、身近な緑の支援として緑化フェア開催時の苗木配布拡充を行った。 	生垣についての制度を廃止したことから、廃止とします。	廃止		
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	民有地内の緑化	町民及び事業者による緑化活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 緑のフェスティバルや緑化フェアにおいて、花の苗や苗木を配布 「(仮称) 身近な緑マップ」等の普及啓発パンフレットの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化フェア(産業まつり)にて、緑化推進ポスターコンクールの展示を行った。 緑化フェア(産業まつり)にて、苗木(ジュンベリー)を190本配布した。 普及啓発のパンフレット作成については今後の検討とする。 	今後も緑化フェアにおいて苗木の配布を行うことにより、民地における緑化活動推進を図ります。	継続		
①4-1 身近な緑を守り、育てる	都市計画課	民有地内の緑化	開発時などにおける緑化を指導します	開発協議の際、緑地の確保や生垣設置等の指導	<ul style="list-style-type: none"> 開発協議の際に、開発指導要綱に基づき、緑地の確保の指導を行った。 	今後も開発時における緑化指導を継続的に推進します。	継続		

第3次環境基本計画へ
※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	公用地内の緑化	公園整備を進めます	公園、緑地の計画的整備	②歴史とともに育まれた自然と共生します
統廃合	(統廃合後) 公用地内の緑化	(統廃合後) 街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます	(統廃合後) 町道の緑地帯の適切な維持管理 ・都市計画道路整備と併せた緑化 (統廃合後)	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	公用地内の緑化	街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます	県道の緑地帯の適正な維持管理	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	公用地内の緑化	公共施設の緑化を進めます	各事業担当課における公共施設の適切な緑化推進指導	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	公用地内の緑化	町民との協働により、公園等の維持管理を推進します	ボランティア等による公園、緑地等の維持管理の実施	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	民有地内の緑化	町民による緑化活動を推進します	緑化フェアにおいて、花の苗や苗木を配布	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	民有地内の緑化	開発時などにおける緑化を指導します	開発協議の際、緑地の確保や生垣設置等の指導	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **④【都市環境】 緑や文化を大切にす快適で安全なまち**

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②4-2 水辺を守り、親しむ	都市計画課	水辺環境の保全と整備	河川改修工事において、関係機関へ必要に応じ環境配慮を求めます	小出川の護岸整備の推進	・県に整備促進の要望を行った。今後も継続して要望等を行う。	小出川の護岸整備に関しては、継続して促進要望を行います。	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	農政課	水辺環境の保全と整備	農業用排水路などの整備において、水辺環境に配慮します	農業用排水路などの整備の際には水辺環境に配慮	・田端地区及び小動地区の農業用排水路等2箇所の改修を実施した。発生土を使用したり、低騒音の機械を使用することで、環境に配慮した整備を行った。今後も環境に配慮した材料、機械の使用に努める。	水辺環境保全と農業用排水路等の整備を両立するため、継続が必要	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	環境課 都市計画課	水辺環境の保全と整備	町内の湧水地の状況を把握し、保全活用を検討します	・湧水地の実態調査の実施 ・湧水地の保全	・さむかわエコネットの協力により、延べ5人で、町内にある湧水池を訪れ、R元年度も15箇所の湧水(ゆうすい)調査を行った。一部の湧水量に大幅な減少が見られ、全体的にも減少傾向にあった。今後も定期的な調査を実施し、湧水の現状の把握に努めていく。	ボランティアとの協働により町内の湧水池の実態を把握する、湧水に関する唯一の取組であり、継続が必要。	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	環境課	水辺と町民のふれあい創出	町民との協働による水辺の保全活動を推進します	ボランティア等による水辺環境の維持管理活動を支援(さむかわエコネットの目久尻川クリーン作戦、川とのふれあい公園花壇利用など)	・さむかわエコネットが実施する、目久尻川クリーン作戦及び小出川クリーン作戦に参加、協力して実施の支援をした。(R元年度:目久尻川5回、小出川1回) ・クリーン作戦の参加者募集のため、広報とホームページ、レディオ湘南でのPRを活用した。	ボランティアとの協働による身近な河川の清掃活動を通して水辺環境の維持管理を行う重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	都市計画課	水辺と町民のふれあい創出	町民との協働による水辺の保全活動を推進します	ボランティア等による水辺環境の維持管理活動を支援(さむかわエコネットの目久尻川クリーン作戦、川とのふれあい公園花壇利用など)	・川とのふれあい公園の花壇については、利用者等への支援を行った。 ・平成28年度から平成29年度にかけて協働事業として川とのふれあい公園花壇の会の発足により、環境に配慮した循環型の花壇整備に努めた。平成30年度より、自主組織として、川とのふれあい公園花壇の会ボランティア活動として継続しており、令和元年度は花壇の空き区画を利用して冬まわりの育成等を行った。 ・花壇については、12人の利用があった。 ・今後も引き続き花壇利用を促進する。	ボランティアとの協働による身近な河川の清掃活動を通して水辺環境の維持管理を行う重要な取り組みであり、継続とします。 川とのふれあい公園花壇の会については利用者が減少しているため、利用者を増やす方策を検討します。	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	都市計画課	水辺と町民のふれあい創出	水辺環境にふれあえる機会を創出します	・目久尻川ふるさとの川整備 ・自然観察公園の整備 ・さがみグリーンラインの整備促進要請	・緑道の整備については今後、現道を活かしボランティアと協力し、動植物に配慮した環境作りを進めていく。 ・さむかわエコネットの協力により、樹林や水辺環境にふれあえるよう自然観察の森が整備され、H30年度も適正な維持管理及び運営に努めた。 ・令和元年度は神奈川県において、町区間における整備に着手されており、次年度以降も継続して町内区域の整備が行われる。	目久尻川ふるさとの川整備については整備が停滞しているものの、引き続き整備を行う方針で進めます。 自然観察の森については今後も適正に維持管理することとし、必要に応じて新たな自然観察の場の整備を行います。 さがみグリーンラインについては継続して整備の促進要望を行います。	継続		

第3次環境基本計画へ
※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	水辺環境の保全と整備	河川改修工事において、関係機関へ必要に応じ環境配慮を求めます	小出川の護岸整備の推進	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	水辺環境の保全と整備	農業用排水路などの整備において、水辺環境に配慮します	農業用排水路などの整備の際には水辺環境に配慮	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	水辺環境の保全と整備	町内の湧水地の状況を把握し、保全活用を検討します	・湧水地の実態調査の実施 ・湧水地の保全	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	水辺と町民のふれあい創出	町民との協働による水辺の保全活動を推進します	ボランティア等による水辺環境の維持管理活動を支援(さむかわエコネットの目久尻川クリーン作戦、川とのふれあい公園花壇利用など)	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	水辺と町民のふれあい創出	町民との協働による水辺の保全活動を推進します	ボランティア等による水辺環境の維持管理活動を支援(さむかわエコネットの目久尻川クリーン作戦、川とのふれあい公園花壇利用など)	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	水辺と町民のふれあい創出	水辺環境にふれあえる機会を創出します	・目久尻川ふるさとの川整備 ・自然観察の場の整備と保全 ・さがみグリーンラインの整備促進要請	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ④【都市環境】 緑や文化を大切にす快適で安全なまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
②4-2 水辺を守り、親しむ	環境課	水辺と町民のふれあい創出	関係機関や関係団体との連携により、河川流域での取り組みを進めます	桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の事業を支援しつつ、県及び近隣市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> 桂川・相模川流域協議会湘南地域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の団体等及び関連市町との連携に努めた。 桂川・相模川流域協議会湘南地域協議会は、茅ヶ崎市、平塚市、寒川町および一般会員で構成され、県が事務局として参加している。 町民や事業所、協力団体、県などと協力して相模川美化キャンペーンを実施した。 さむかわエコネットと協力して野鳥観察会、産業まつりでのブース出店、目久尻川クリーン作戦、小出川クリーン作戦、目久尻ウォーキング、自然観察会などを行った。 さむかわエコネットや桂川相模川流域協議会湘南地域協議会、事業所と協力して環境フェスティバルを開催した。 河川会は、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町が交代で事務局をしており、各市町の事業所が参加している。相模川、目久尻川、小出川などの水質保全や環境の維持向上を目的とし、河川美化啓発街頭キャンペーンや河川パトロール、河川環境美化活動を実施した。 今後も県、近隣自治体、関係団体と連携に努める。		統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画の基本目標1-2、環境分野における地域間交流を促進します 基本目標1-3、「町民や団体が行う環境活動を支援、協力します」にあるが、これらの取組と統廃合するべきと考える。(基本目標1-3を生かす) 基本目標1-3、町民や団体が行う環境活動を支援、協力します 	環境課
②4-2 水辺を守り、親しむ	産業振興課 農政課	水辺と町民のふれあい創出	関係機関や関係団体との連携により、河川流域での取り組みを進めます	桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の事業を支援しつつ、県及び近隣市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> 「小出川彼岸花まつり」において、小出川に隣接する彼岸花の団体と連携(2市1町)して実施した。R元年度の観光客は約20,000人。当日は天候に恵まれ、各会場がにぎわっていた。(小出川大黒橋～追出橋下流付近) ※おおぞう彼岸花の会(H22～) 遊休農地を活用して、景観作物として、ひまわり・菜の花の栽培を行った。 今後も継続して支援していく。 	遊休農地活用のため、継続が必要	継続		
②4-2 水辺を守り、親しむ	都市計画課	水辺と町民のふれあい創出	関係機関や関係団体との連携により、河川流域での取り組みを進めます	桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の事業を支援しつつ、県及び近隣市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> 川とのふれあい公園の花壇利用許可については、管理者である県への連絡調整を行っている。 平成28年度から平成29年度にかけて協働事業として川とのふれあい公園花壇の会の発足により、環境に配慮した循環型の花壇整備に努めた。平成30年度より、自主組織として、川とのふれあい公園花壇の会ボランティア活動として継続しており、令和元年度は花壇の空き区画を利用して冬ひまわりの育成等を行った。 花壇については、12人の利用があった。 今後も引き続き花壇利用を促進する。 	川とのふれあい公園における花壇整備や冬ひまわりの育成、相模川におけるカワラノギクの圃場整備等の河川流域における取り組みの推進を継続して取り組みます。	継続		

第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	(統廃合後) 環境団体の育成・活動促進	(統廃合後) 県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります	(統廃合後) 「湘南エコウェーブ」、「桂川・相模川流域協議会」、「高座地区河川をきれいにする会」等の団体等及び関連市町との連携。	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	水辺と町民のふれあい創出	関係機関や関係団体との連携により、河川流域での取り組みを進めます	桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の事業を支援しつつ、県及び近隣市町との連携	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	水辺と町民のふれあい創出	関係機関や関係団体との連携により、河川流域での取り組みを進めます	桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の事業を支援しつつ、県及び近隣市町との連携	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ④【都市環境】 緑や文化を大切にす快適で安全なまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	教育総務課	美しい景観の保全と創出	自然環境と一体となった歴史的文化的環境の保全に努めます	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の保全 歴史観察ガイド、散策コースの充実 町の郷土や文化に関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財については保全状況を確認し、必要に応じ文化財保護委員会に報告し意見をいただいた。 ガイド誌である「寒川の文化財」を販売した。(200円) 町広報やホームページにて情報を随時発信した。 今後も文化財保護の充実、情報発信に努める。 R元 文化財学習センター来場者数：530人 	歴史的文化的環境の保全のため、今後とも文化財保護の取り組みが必要のため、継続とする。	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	道路課	美しい景観の保全と創出	電線類の地中化に取り組みます	地域整備等において電線類地中化事業の検討・推進	<ul style="list-style-type: none"> 寒川駅北口地区土地区画整理事業において電線類の地中化を実施している。 電力及び通信関係企業へ管類の地中化を推奨する。 	電線共同溝等の整備には多大な費用と時間、通信事業者の理解が必要であるが、現段階で新たに整備する計画がなく、目標等の設定が困難。	廃止		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	美しい景観の保全と創出	落書き行為の禁止についての啓発を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 落書き防止の普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔において、条例で禁止している行為(落書き等)を掲示し啓発を図った。(三面啓発塔はR2に更新) 5/18に来場者が多いニコニコリサイクルフリーマーケットに合わせて、条例啓発キャンペーンを行った。 小中学生を対象に住みよい環境を守り育てるまちづくりポスターコンクールを実施し、町民センターで展示会を開催した。また、最優秀作品をポスターにし、病院や事業所、コンビニなどに配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 町役場本庁舎正門前に設置している寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔において、条例で禁止している行為(落書き等)を掲示し啓発を図った。(三面啓発塔はR2に更新) 5/18に来場者が多いニコニコリサイクルフリーマーケットに合わせて、条例啓発キャンペーンを行った。 小中学生を対象に住みよい環境を守り育てるまちづくりポスターコンクールを実施し、町民センターで展示会を開催した。また、最優秀作品をポスターにし、病院や事業所、コンビニなどに配布した。 	美しい景観の保全のため、落書き行為禁止の啓発は継続の必要あり。	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	農政課	美しい景観の保全と創出	遊休農地等を活用した景観作物の栽培などを進めます	遊休農地をお花畑や景観作物の栽培に活用	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地にひまわり・菜の花を植え、景観作物の栽培を行った。 	遊休農地活用と景観保全のため、継続が必要	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	都市計画課	美しい景観の保全と創出	景観まちづくりについて調査検討を行います	地域の特性に合った景観まちづくりについての調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりに関する情報収集を行った。 	総合計画2040上での景観まちづくりについての位置づけがなくなったため。	廃止		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	散乱ごみ・不法投棄対策	ポイ捨て防止の啓発を進めます	<ul style="list-style-type: none"> マナー向上のための普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例)の横断幕の掲示、啓発看板の設置、キャンペーンの実施等) 	<ul style="list-style-type: none"> 町役場本庁舎正門前に設置している寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔において、条例で禁止している行為(ポイ捨て等)を掲示し啓発を図った。 5/18に来場者が多いニコニコリサイクルフリーマーケットに合わせて、条例啓発キャンペーンを行った。 ポイ捨て禁止の啓発看板の交付(枚数大50枚、小30枚) 小中学生を対象に住みよい環境を守り育てるまちづくりポスターコンクールを実施し、町民センターで展示会を開催した。また、最優秀作品をポスターにし、病院や事業所、コンビニなどに配布した。 	ごみのポイ捨てや不法投棄に対する苦情は現在も多く寄せられており、引き続き継続が必要。	継続		

第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	美しい景観の保全と創出	(変更) 歴史的文化的環境の保全に努めます	(変更) 各種文化財の保全 歴史観察ガイド、散策コースの充実 町の郷土や歴史文化に関する情報発信	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	美しい景観の保全と創出	落書き行為の禁止についての啓発を図ります	(変更) 落書き防止の普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例)の啓発キャンペーンの実施など)	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	美しい景観の保全と創出	遊休農地等を活用した景観作物の栽培などを進めます	遊休農地をお花畑や景観作物の栽培に活用	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	散乱ごみ・不法投棄対策	ポイ捨て防止の啓発を進めます	(変更) マナー向上のための普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例)の啓発看板の設置、キャンペーンの実施等)	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します

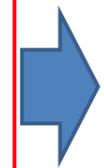
資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ④【都市環境】 緑や文化を大切にす快適で安全なまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方)	統廃合後の担当課
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	散乱ごみ・不法投棄対策	不法投棄防止対策を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄パトロールの実施 不法投棄箇所の看板設置等啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町内各協力企業、県、国等関係団体との連携により不法投棄パトロールを4月を除いて毎月実施した。また、平成29年度に県の事業である不法投棄監視カメラ設置事業に要望を提出し実現し、平成30年度より継続して監視を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 同様の取組が第2次計画の基本目標4-3、「不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います」にあり、この取組と統廃合するべきと考える。(こちらの取組を生かす) 	統廃合	第2次計画基本目標4-3、不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います	環境課
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	散乱ごみ・不法投棄対策	ごみ集積場での散乱を防止します	<ul style="list-style-type: none"> 集積場の適正管理の指導 不法投棄、ポイ捨て防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生指導員会議は、新型コロナウイルス拡大防止のため中止としたが、管理方法などを記載した書面を郵送した。自治会へは集積場の適正管理について協力を依頼。また、適正な出し方等がされていない集積場については、警察と協力し、パトロールを実施。集積場の状況に応じて張り紙などを作成、設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生指導員の協力により、ごみ集積場は概ね適正管理がなされているが、一部ごみ出しのマナーが守られていない現状があり、継続して取り組む必要がある。 	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	散乱ごみ・不法投棄対策	ペットの糞は放置しないよう啓発します	<ul style="list-style-type: none"> マナー向上のための普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の横断幕の掲示、啓発看板の設置等) 	<ul style="list-style-type: none"> 町役場本庁舎正門前に設置している寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔において、条例で禁止している行為(犬のフンの放置等)を掲示し啓発を図った。(三面啓発塔はR2に更新) 5/18に来場者が多いニコニコリサイクルフリーマーケットに合わせて、条例啓発キャンペーンを行った。 希望があった自治会へ犬のフン放置禁止チラシを回覧した。 犬のフン放置禁止等の啓発看板の交付(枚数大43枚、小39枚) 条例に基づき、猫の屋内飼養について広報で周知した。 小中学生を対象に住みよい環境を守り育てるまちづくりポスターコンクールを実施し、町民センターで展示会を開催した。また、優秀な作品をポスターにし、病院や事業所、コンビニなどに配布した。 鑑札や注射済票発行時に、犬の飼い方のチラシを配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ペットのフン放置の苦情は現在も多く寄せられており、飼い主のマナーの向上のため継続が必要。 	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	環境美化活動の推進	自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動の推進 環境美化活動に関する情報提供(助成制度のPR等) 	<ul style="list-style-type: none"> 広報で条例の啓発を実施した。 自治会長連絡協議会で環境美化活動の説明を行い、協力を依頼した。 衛生指導員会議で環境美化活動の説明を行った。 環境美化活動に対する支援として、ごみ袋の配布や、ごみ収集の実施をした。(延べ件数56件、延べ参加人数1,805人) 町民、協力団体、事業所などの協力を得て、まちぐるみ美化運動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 同様の取組が第2次計画の基本目標1-3、「町民や団体が行う環境活動を支援、協力します」にあり、この取組と統廃合するべきと考える。(基本目標4-3を生かす) 	統廃合	基本目標1-3、町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	環境課
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	環境美化活動の推進	まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーンなどの取り組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーン等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町工業協会の協力により、まちぐるみ美化運動と連動して行われている、工場周辺の清掃活動、活動に対し、ごみ袋の提供・ごみの運搬や処分などを支援をした。 町民、協力団体、事業所などの協力を得て、まちぐるみ美化運動を実施した。 自治会、さむかわエコネット、一般の方が参加して、県の協力のもと相模川美化キャンペーンを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 同様の取組が第2次計画の基本目標1-3、「町民や団体が行う環境活動を支援、協力します」にあり、この取組と統廃合するべきと考える。(基本目標4-3を生かす) 	統廃合	基本目標1-3、町民や団体が行う環境活動を支援、協力します	環境課

第3次環境基本計画へ
(※行先(取組)を新たに(1)地声(取組)に決めました(2)新規として(人)を(1)にする)

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	(統廃合後) 散乱ごみ・不法投棄対策	(統廃合後) 不法投棄防止対策を進めます	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後) 不法投棄パトロールの実施 不法投棄箇所の看板設置等啓発活動の実施 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	散乱ごみ・不法投棄対策	ごみ集積場での散乱を防止します	<ul style="list-style-type: none"> 集積場の適正管理の指導 不法投棄、ポイ捨て防止の啓発 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	散乱ごみ・不法投棄対策	ペットの糞は放置しないよう啓発します	<ul style="list-style-type: none"> マナー向上のための普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の横断幕の掲示、啓発看板の設置等) 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
統廃合	(統廃合後) 環境美化活動の推進	(統廃合後) 自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後) 環境美化活動の推進 環境美化活動に関する情報提供(助成制度のPR等) 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
統廃合	(統廃合後) 環境美化活動の推進	(統廃合後) まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーンなどの取り組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後) まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーン等の実施 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します



資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ④【都市環境】 緑や文化を大切に作る快適で安全なまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	道路課	人にやさしい道づくり	安全で歩きやすい歩道の整備を進めます	歩道の整備(車道の維持管理も合わせて記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聖天橋架け替えに伴い、歩道幅員を確保できるようにしている。 ・ 今後も緊急度の高い路線を整備していく。 ・ 道路維持工事については、年10路線を行う計画であるが、令和元年度は10路線行った。 	町民の安心安全な生活、および安全な道路移動に関わるものであり、継続が必要。	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	環境課	人にやさしい道づくり	不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法占拠物の撤去指導 ・ 放置自転車の撤去 ・ 快適な道づくりに関する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内各協力企業、県、国等関係団体との連携により不法投棄パトロールを4月を除いて毎月実施した。その際不法占拠物や放置自転車等について発見した場合には、関係機関等と連絡を取っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同様の取組が第2次計画の基本目標4-3、「不法投棄防止対策を進めます」にあり、この取組に統廃合するべきと考える。 	統廃合	第2次計画基本目標4-3、不法投棄防止対策を進めます	環境課
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	道路課	人にやさしい道づくり	不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法占拠物の撤去指導 ・ 放置自転車の撤去 ・ 快適な道づくりに関する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車を撤去した(32件)。 ・ 広報さむかわの8月号に道の日(8月10日)に合わせて快適な道づくりに関する啓発記事を掲載した。不法占拠物を発見した際は所有者に撤去するよう指導を行い、また、道路に越境した樹木等を剪定するよう指導を行った。今後も同様の周知啓発を行う。 	不法占拠物や放置自転車について、継続して撤去等を行う必要があり、同時に啓発の重要性も高いため、継続が妥当。	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	町民安全課	人にやさしい道づくり	不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法占拠物の撤去指導 ・ 放置自転車の撤去 ・ 快適な道づくりに関する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「寒川町自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、毎週1回、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域に放置されている自転車の警告・撤去を行った。(17台) ・ 今後も放置自転車に対する取組を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川駅の南口及び北口自転車等駐車場の整備により寒川駅周辺の放置自転車の台数はそれ以前と比べ減少しているものの、快適で通行しやすい道づくりを推進するため、放置自転車に対する取り組みは継続するべきと考える。 	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	都市計画課	人にやさしい道づくり	さがみグリーンラインの整備を関係機関に要請します	さがみグリーンラインの整備を関係機関に要請します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度は神奈川県において、町区間における整備に着手されており、次年度以降も継続して町内区域の整備が行われる。 	さがみグリーンラインについては、継続して整備の促進要望を行います。	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	都市計画課	人にやさしい道づくり	自然とふれあう散策路を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目久尻川ふるさとの川整備 ・ 目久尻川ふるさとの川整備事業の中で導入施設として野鳥観察の森の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑道の整備については今後、現道を活かしボランティアと協力し、動植物に配慮した環境作りを進めていく。 ・ さむかわエコネットの協力により、樹林や水辺環境にふれあえるよう自然観察の森が整備され、令和元年度も適正な維持管理及び運営に努めた。 ※当初は野鳥観察の森として整備を進めていたが、サギ山と比較して多数の野鳥の飛来が見込めないことから、名称を自然観察の森としている。 	目久尻川ふるさとの川整備については整備が停滞しているものの、引き続き整備を行う方針を進めます。自然観察の森については、継続して適正に保全を行います。	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	道路課	地域整備における環境配慮	環境に配慮したまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川駅前周辺整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川駅北口駅前広場、都市計画道路に植栽帯(オタフクナンテン等)を設け、植栽の剪定を実施している。 ・ 四季の花による緑化を推進した(歩行者専用道路へプランターを設置)。年3回、花の植え替えを実施した。※実施日(令和元年6月27日、令和元年12月4日、令和元年3月17日) 	寒川駅前周辺整備事業はほぼ完了しており、以後は通常の用地内の緑化と同等に取り扱うことが適切と判断したため、統廃合が妥当。	統廃合	①4-1 身近な緑を守り、育てる	道路課
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	寒川駅前周辺整備事務所	地域整備における環境配慮	環境に配慮したまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川駅前周辺整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した整備については、完了しているため評価4とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川駅北口の整備が完了していることから、第3次計画への反映は不要。 	廃止		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	人にやさしい道づくり	安全で歩きやすい歩道の整備を進めます	歩道の整備(車道の維持管理も合わせて記載)	①健康で安全なまちを形成します
統廃合	(統廃合後) 散乱ごみ・不法投棄対策	(統廃合後) 不法投棄防止対策を進めます	(統廃合後) <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄パトロールの実施 ・ 不法投棄箇所の看板設置等啓発活動の実施 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	人にやさしい道づくり	不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法占拠物の撤去指導 ・ 放置自転車の撤去 ・ 快適な道づくりに関する普及啓発 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	人にやさしい道づくり	不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法占拠物の撤去指導 ・ 放置自転車の撤去 ・ 快適な道づくりに関する普及啓発 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	人にやさしい道づくり	さがみグリーンラインの整備を関係機関に要請します	さがみグリーンラインの整備を関係機関に要請します	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	人にやさしい道づくり	自然とふれあう散策路を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目久尻川ふるさとの川整備 ・ 自然観察の森の適正な保全 	②歴史とともに育まれた自然と共生します
統廃合	(統廃合後) 用地内の緑化	(統廃合後) 街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます	(統廃合後) <ul style="list-style-type: none"> ・ 町道の緑地帯の適切な維持管理 ・ 都市計画道路整備と併せた緑化 (統廃合後)	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ④【都市環境】 緑や文化を大切にす快適で安全なまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	倉見拠点づくり課	地域整備における環境配慮	環境に配慮したまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ツインシティ倉見地区整備 田端西地区整備 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、まちづくりの検討段階のため、ツインシティ倉見地区まちづくり基本計画の理念に基づき、まちづくりの検討を行っている。 (参考:まちづくりの理念) 広域的な交流連携を目指す拠点づくりを核としつつ、既存の農地や自然環境との調和にも配慮した賑わいと魅力ある環境共生の都市づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ツインシティ倉見地区は、地元及び関係機関と地域の環境と共生し、地球環境にやさしい環境共生都市実現のため、まちづくりの検討を引き続き行っていく必要がある。 	継続		
③4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる	田端拠点づくり課	地域整備における環境配慮	環境に配慮したまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ツインシティ倉見地区整備 田端西地区整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内に新たに公園を設置するほか、地区の特性を考慮して「工業」、「沿道利用」、「住宅」それぞれの土地利用ごとの土地利用方針を決定した。 令和2年度においては地区整備計画を策定し、周辺環境に配慮した市街地形成を誘導していく。 令和3年度以降に予定している工事施工においては、周辺環境に影響を及ぼさないよう施行者に対して指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 施行中の土地区画整理事業において、新たな公園の設置や適正な再配置により、土地利用ごとの環境確保に取り組みほか、工事施工においては周辺環境に影響を及ぼさないよう指導を行う。 	継続		
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	消防予防課	有害物質・危険物等に関する対策	危険物の管理状況を把握します	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の貯蔵・取扱状況の指導 危険物の適切な管理方法の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の危険物施設の用途、規模、維持管理状況や過去の指導状況等を踏まえ、火災予防上必要性が高い施設を重点的に32事業所、69施設の立入検査(危険物安全週間に集中的に)を実施した。 今後も同様に、検査項目の選択を行い、効率的な検査を実施しその結果を踏まえた適切な管理方法を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等は貯蔵や取扱を誤ると重大な事故につながることから、関係事業所における安全確保に向けた体制や保安体制の整備促進を継続して指導する。 	継続		
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	環境課	有害物質・危険物等に関する対策	県と連携し公害防止施設等を把握し、有害化学物質などの適切な管理について確認します	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質の保管状況の確認 有害化学物質の適切な管理方法の指導(環境保全協定による) 	<ul style="list-style-type: none"> 湘南地域県政総合センターとの合同立入調査を行い、有害化学物質の保管状況と適切な管理方法を確認した。(ダイオキシン類及び有害化学物質の調査12件) 一定規模以上の事業所と結んだ環境保全協定に基づき、有害物質の流出も含め、公害の未然防止や発生時の速やかな対策などの状況を確認した。(32事業所と締結) 	<ul style="list-style-type: none"> 同様の取組が第2次計画の基本目標3-4、「県と連携し、工場・事業所の化学物質使用状況やダイオキシン類発生抑制の確認指導を行います」にあり、この取組に統廃合するべきと考える。 	統廃合	第2次計画基本目標3-4、県と連携し、工場・事業所の化学物質使用状況やダイオキシン類発生抑制の確認指導を行います	環境課
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	環境課	監視と適切な情報提供	災害時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 事故発生時の被害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生なし。 災害や苦情発生時に備え、一定規模以上の事業所と環境保全協定を締結している(32事業所) 県が実施した水質事故の研修の資料を課内で回覧し、事故時の対応を確認した。 県との合同立ち入り時に、有害化学物質を使用している場合は、管理方法等を確認し、必要に応じて指導や助言を行った。 水質事故発生時には、県と協力し、被害の拡大防止、発生源の特定、下流市との連携を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画の基本目標4-4、「放射線に関する情報を把握し、適切に提供します」の取組と統廃合するべきと考える 第2次計画の基本目標4-4、「災害時における環境情報について、適切に周知します」の取組と統廃合するべきと考える この項目の取組を生かす 	統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画基本目標4-4、放射線に関する情報を把握し、適切に提供します 第2次計画基本目標4-4、災害時における環境情報について、適切に周知します 	環境課

第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の取り組み方針	第3次計画で該当する基本目標
継続	地域整備における環境配慮	環境に配慮したまちづくりを推進します	ツインシティ倉見地区整備	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	地域整備における環境配慮	環境に配慮したまちづくりを推進します	田端西地区整備	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	有害物質・危険物等に関する対策	危険物の管理状況を把握します	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の貯蔵・取扱状況の指導 危険物の適切な管理方法の確認 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
統廃合	(統廃合後) 有害化学物質の排出防止	(統廃合後) 県と連携し、工場・事業所の化学物質使用状況やダイオキシン類発生抑制の確認指導を行います	(統廃合後) 県と連携し、工場・事業所の化学物質使用状況やダイオキシン類発生抑制の確認指導を行います	①健康で安全なまちを形成します
統廃合	(統廃合後) 監視と適切な情報提供	(統廃合後) 災害時における放射線及び有害化学物質の漏洩等について、関係機関と共に適切に対応しその情報を周知します	(統廃合後) 災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の放射線事故の有無の把握 事故発生時の情報収集と被害拡大防止及びその周知 災害発生時の有害化学物質や放射線に関する事故情報の公表 	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ④【都市環境】 緑や文化を大切にす快適で安全なまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	町民安全課	監視と適切な情報提供	災害時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 事故発生時の被害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 関係課(予防課)と連携を取り、有害化学物質漏洩事故の有無の把握に努めた。 ※A事案相談数 2件 今後も、事故発生時の被害拡大防止について、警察(警備課)などの関係団体とも連携を図ることで適切に対応に努める。 9/29総合防災訓練713人、22自主防災組織、防災関係機関47団体 	発災時の有害化学物質漏洩等については、住民への健康被害にもつながり多大なる影響が生じる可能性がある。引き続き関係機関とともに適切に対応が必要となる。	継続		
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	消防予防課	監視と適切な情報提供	災害時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 事故発生時の被害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等において実施されている防災訓練に立ち会い、事業所における自主保安体制を呼びかけるとともに災害発生時において、迅速かつ適切な通報が行えるよう指導した。 令和元年度消防立合訓練回数：29回 	危険物施設における火災や事故は、住民への影響も大きいことから危険物施設の維持管理や災害時の対応について指導する。	継続		
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	環境課	監視と適切な情報提供	放射線に関する情報を把握し、適切に提供します	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の放射線事故の有無の把握 事故発生時の情報収集と被害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線の測定については、ここ数年、庁舎中庭、各小中学校、保育園、公園(18施設、18地点)で行っていたが、すべての地点で基準を大きく下回っていることから、平成30年度以降は不実施とした。 情報収集を行い、必要なものはホームページなどで町民へ情報提供した。 全国的な放射線のリアルタイムの測定結果が確認できる、原子力規制委員会の放射線モニタリング情報を、ホームページにリンクしている。 	第2次計画の基本目標4-4、「災害時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します」と統廃合するべきと考える	統廃合	第2次計画基本目標4-4、災害時における環境情報について、適切に周知します	環境課
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	環境課	監視と適切な情報提供	必要に応じ、放射線に関する調査を検討し、実施します	<ul style="list-style-type: none"> 県衛生研究所(茅ヶ崎市下町屋)のモニタリングポストにおける常時監視結果の公表 町による放射線測定調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県衛生研究所(茅ヶ崎市下町屋)のモニタリングポストにおける常時監視結果を、ホームページにリンクしている。 放射線の測定については、ここ数年、庁舎中庭、各小中学校、保育園、公園(18施設、18地点)で行っていたが、すべての地点で基準を大きく下回っていることから、平成30年度以降は不実施とした。 	ここ数年、すべての観測地点で基準を大きく下回っていたことから、H30年度以降は放射線測定を不実施としており、測定機器の定期メンテナンスなど、いつでも測定ができる体制を整えておくが、第3次計画への反映は不要。	廃止		
④4-4 災害に関わる環境対策を進める	環境課	監視と適切な情報提供	災害時における環境情報について、適切に周知します	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の有害化学物質や放射線に関する事故情報の公表 適切な被害拡大防止策の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的事例はなし。 	第2次計画の基本目標4-4、「災害時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します」と統廃合するべきと考える	統廃合	第2次計画基本目標4-4、災害時における環境情報について、適切に周知します	環境課

第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	監視と適切な情報提供	災害時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 事故発生時の被害拡大防止 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
継続	監視と適切な情報提供	災害時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 事故発生時の被害拡大防止 	⑤快適で住みやすい都市環境を構築します
統廃合	(統廃合後) 監視と適切な情報提供	(統廃合後) 災害時における放射線及び有害化学物質の漏洩等について、関係機関と共に適切に対応しその情報を周知します	(統廃合後) ・災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 ・災害発生時の放射線事故の有無の把握 ・事故発生時の情報収集と被害拡大防止及びその周知 ・災害発生時の有害化学物質や放射線に関する事故情報の公表	①健康で安全なまちを形成します
統廃合	(統廃合後) 監視と適切な情報提供	(統廃合後) 災害時における放射線及び有害化学物質の漏洩等について、関係機関と共に適切に対応しその情報を周知します	(統廃合後) ・災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 ・災害発生時の放射線事故の有無の把握 ・事故発生時の情報収集と被害拡大防止及びその周知 ・災害発生時の有害化学物質や放射線に関する事故情報の公表	①健康で安全なまちを形成します



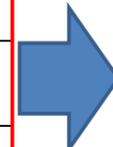
資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「環境指標」がありましたら「新規」として入力してください。

基本目標	担当課	環境指標	基準年実績値 (H22)	R2 達成目標	R元 実績値	取組の現状と課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映 (廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統廃合するか	統廃合後の担当課
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	一人1日当たりのごみ排出量	841g	※ 760g	集計中	ごみの減量化の進捗状況を示す重要な環境指標であり、継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	フリーマーケット出店数	276店舗	266店舗/年の維持 (266店舗は、18年度～22年度の平均値)	194店舗	廃棄物減量化等推進協議会が町と共催で年2回開催しているフリーマーケットにおける出店数で、リユースの活動状況を示す環境指標であり継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	町民窓口課	「不用品登録制度」の年間利用件数 (※成立した件数)	29件	40件以上/年	31件	一般家庭等で不用になった物品について、その再利用を進め有限な資源の有効適切な活用状況を示す指標であり、達成目標に向けての検討も含め、継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	リサイクル率 (総資源化量/総排出量)	22.2%	※ 31.4%	集計中	リサイクルの進捗状況を示す重要な環境指標であり、継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	焼却灰発生量	1,753 t/年	1,443 t/年	1,481 t/年	可燃ごみ、可燃粗大ごみを焼却して発生した灰の量で、ごみ減量化の進捗状況を示す重要な環境指標であり、継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	施設再編課 環境課	町役場庁舎の電気使用量	782Mwh/年	711.6Mwh/年以下 (毎年1%以上の削減)	624.9 Mwh/年	・電気使用料の具体的な削減目標を掲げ、達成に取り組むため重要な指標。 ・CO2排出量算出のために必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	各課 環境課	公共施設の床面積当たり電気使用量	46.19kwh/m ² ・年	42.03kwh/m ² ・年以下 (毎年1%以上の削減)	集計中	電気使用による温室効果ガスの排出量は全体の約8割を占めており、今後の低炭素化を目指すうえで重要な環境指標であるため継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	町の公共施設における自然エネルギー利用施設数	5箇所	現状より増やす	10箇所	町の公共施設における自然エネルギー(再エネ)の導入の進捗状況を示す環境指標であり、継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	太陽光発電システム導入件数 (町補助による累積件数)	53件	毎年20件以上の累積	481件	町の補助はH29年度をもって休止した。再エネの普及状況を示す重要な環境指標だが、町で導入件数を把握する手段がないため、廃止とする。	廃止		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	町役場(本庁舎、分庁舎、東分庁舎)のCO2排出量	344 t	313 t/年 (毎年1%以上の削減)	集計中	温室効果ガスの排出量を示す重要な環境指標であり、継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	町役場(本庁舎、分庁舎、東分庁舎)のCO2排出量 ※床面積当たり	49.1kg/m ² ・年	床面積当たり44.6kg/m ² ・年以下 (毎年1%以上の削減)	集計中	温室効果ガスの排出量を示す重要な環境指標であり、継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	上水使用量	6,548千m ³	現状以下の維持	集計中	町全体の節水への取組状況を示す環境指標であり、継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	下水道課	公共施設における雨水利用施設割合	17.5% (10/57箇所) ※修正	現状より増やす	14.8%	下水道課にて公共施設の雨水利用施設を設置していないため。	廃止		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	下水道課	雨水貯留施設設置助成件数(累計)	5件/年	45件	35件	浸水被害防除及び雨水利用を図る取組のため継続。	継続		
③5-3 オゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供件数	環境課	オゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供件数	2回	現状より増やす	3回	南極オゾン層は回復傾向にあること、酸性雨も排出ガス規制により直接的な被害が見られなくなったことから廃止とする。(今後はより地球温暖化対策に注力する)	廃止		



区分	環境指標	基準年実績値 (R元)	該当する基本目標
継続	一人1日当たりのごみ排出量	集計中	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	フリーマーケット出店数	194店舗	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	「不用品登録制度」の年間利用件数 (※成立した件数)	31件	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	リサイクル率 (総資源化量/総排出量)	集計中	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	焼却灰発生量	1,481 t/年	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	町役場庁舎の電気使用量	624.9 Mwh/年	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	公共施設の床面積当たり電気使用量	集計中	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	町の公共施設における自然エネルギー利用施設数	10箇所	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	町役場(本庁舎、分庁舎、東分庁舎)のCO2排出量	集計中	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	町役場(本庁舎、分庁舎、東分庁舎)のCO2排出量 ※床面積当たり	集計中	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	上水使用量	集計中	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	設置件数	35件	④資源が循環する仕組みを構築します
新規	家庭用燃料電池システム(エネファーム)導入件数(町補助による累積件数)	50件	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称)第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	ごみ発生の抑制	家庭での生ごみ減量化を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 電動式生ごみ処理機、コンポスター、リサイクルボックスの購入補助制度による生ごみの減量化 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度よりキエーロの回転販売を開始した。今後も生ごみの減量化に取り組んでいく。※R元年度販売実績：10台(累計：107台) ゴミ野ゲンソウ見聞録において、キエーロを周知した。 厨芥類の量が可燃ごみにおける割合の約半分を占めていた。広報さむかわでは生ごみの話題をあげ、「食品ロス」を減らすべく「3切り運動(使い切り、食べきり、水切り)」の周知を図った。 	ごみ減量化を推進する重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	教育施設・給食課	ごみ発生の抑制	学校でのごみ減量化を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 給食生ごみの少量化対策 牛乳パックのリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> 日々の給食指導において、残さず食べるよう指導するとともに、栄養士、調理員が献立等の工夫を行い、残食率を減らす取り組みを行っている。 寒川町食育推進担当者会において、栄養教諭を中心としたネットワークによる食育推進を図り、各校での残さずよく食べる指導の推進を図っている。 平成22年より牛乳パックのリサイクルに取り組んでおり、引き続き取り組んでいく。今後も給食残渣の減量化やごみの減量化に取り組んでいく。 これらの取り組みを令和元年度も実施した。 	具体的な取り組みについて、教育委員会と学校との連携が十分ではなく効果的な取り組みが出来ていない。しかし、ごみ減量化を推進する重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	ごみ発生の抑制	マイバッグの利用について啓発を進めます	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ持参運動の推進 商店街、スーパー、コンビニへのレジ袋削減への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 12月の温暖化防止月間に寒川、藤沢、茅ヶ崎の2市1町で実施している湘南エコウェーブにおいて作成したエコバックやティッシュを配布し、レジ袋削減の啓発活動を行った。2月の他の事業においてエコバックを配布し、啓発に努めた。 	レジ袋を削減してごみの減量化を図るとともに、マイクロプラスチックの発生抑制にもつながる重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	ごみ発生の抑制	ごみの減量に関する情報発信を進めます		<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やゴミ野ゲンソウ見聞録による周知啓発を実施した。 リサイクルセンターにおける地元自治会、一般団体などに向けた説明会などを実施した。 	ごみ減量化は喫緊の課題であり、分別方法の周知と合わせて町民に繰り返し伝える必要がある。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	ごみ発生の抑制	適切なごみの出し方や、集積場の適正管理について啓発を行います	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別方法、収集日程等の周知 ごみ集積場の適正管理の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 収集日程表に加え、平成24年度から「ごみと資源の正しい分け方・出し方」の冊子(3年に一回作成、29年度に30年度版を発行した)を作成し、分別方法や分別早見表を載せる事により、住民に対して分かりやすく、周知を行った。またゴミ野ゲンソウ見聞録の発行により即時性の高い啓発を実施した。 	リサイクルを円滑に推進し、ごみの減量化を図るうえで重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	再利用・リサイクルの推進	フリーマーケットを推進し、不用品の再利用を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ニコニコリサイクルフリーマーケットの開催 住民、学校等が主体となったフリーマーケット開催の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年2回実施(5月・10月)しているニコニコリサイクルフリーマーケットを開催した。 ニコニコリサイクルフリーマーケットを継続して行う事により、住民に対して不用品の再利用を周知、促進を図った。 	来場者にリユースの意識啓発を促進するとともに、ごみの減量化を図るうえで有効な取り組みであり、継続が必要。	継続		

第3次環境基本計画へ
※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	ごみ発生の抑制	家庭での生ごみ減量化を推進します	<ul style="list-style-type: none"> (変更) 生ごみの水分を減らす取り組みの推進 キエーロ等の生ごみ処理機の購入補助制度による生ごみの減量化 	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	ごみ発生の抑制	学校でのごみ減量化を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 給食生ごみ少量化対策 牛乳パックリサイクル 	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	ごみ発生の抑制	マイバッグの利用について啓発を進めます	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ持参運動の推進 商店街、スーパー、コンビニへのレジ袋削減への働きかけ 	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	ごみ発生の抑制	ごみの減量に関する情報発信を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やゴミ野ゲンソウ見聞録による周知啓発を実施した。 リサイクルセンターにおける地元自治会、一般団体などに向けた説明会などを実施した。 	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	ごみ発生の抑制	適切なごみの出し方や、集積場の適正管理について啓発を行います	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別方法、収集日程等の周知 ごみ集積場の適正管理の啓発 	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	再利用・リサイクルの推進	フリーマーケットを推進し、不用品の再利用を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ニコニコリサイクルフリーマーケットの開催 住民、学校等が主体となったフリーマーケット開催の支援 	④資源が循環する仕組みを構築します

資料2-2. (仮称)第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	町民窓口課	再利用・リサイクルの推進	不用品登録制度の情報発信を進め、利用を推進します	「不用品登録制度」に関する情報提供と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の依頼に基づいて「ゆずります」、「もとめます」の登録を受け付け、登録内容を広報紙、ホームページに掲載して情報提供を行った。(令和元年度は「ゆずります」81件、「もとめます」27件、譲渡成立数31件) ・ホームページ上の説明に加えて、令和元年6月号の広報紙にも特集記事を掲載し、制度の周知を図った。(今後7年1回、特集記事を掲載する予定) 	一般家庭等で不用になった物品について、再利用を進め有限な資源の有効適切な活用を推進することを目的とする取り組みであり、継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	再利用・リサイクルの推進	ごみ収集体制を検討します	住民のニーズに対応したごみ収集体制の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・収集体制の大枠での変更は無いものの、資源物に関しては、品目ごとに車両を変える収集形態にするなど試行を重ねている。今後も収集場所の変更等について、住民からの要望に柔軟に対応していく。 	ごみの収集体制の改善は町民からも多く要望が寄せられており、第3次計画においても引き続き検討を行っていく必要がある。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	再利用・リサイクルの推進	廃棄物の回収・再資源化を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化率を高めるための収集方法の改善 ・分別の徹底による廃棄物の再資源化の促進 ・再生資源についての情報提供(フリーマーケットでの展示、資源再生工場の見学会開催等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゴミ野ゲンソウ見聞録」を作成し、分別品目及び再資源化の呼びかけを行った。今後についてはエココリサイクルフリーマーケット時にコンポスターの販売等再資源化をより促進する。また、可燃ごみの焼却灰についても、資源化処理を進める。 ・H29年4月より不燃ごみとして収集していた蛍光灯・水銀式体温(血圧)計を資源物として収集することとした。(R元年度の収集量〇t) ・湘南エコウェアにおいて、インクカードリッジ里帰りプロジェクトを実施し、使用済みのインクカードリッジの再利用を図った。 ・衛生指導員会議は、新型コロナウイルス拡大防止のため中止としたが、管理方法などを記載した書面を郵送した。 ・R元年度におけるペットボトルの買い取りで昨年と同様に高い評価を受け、県内でもっとも高価な買い取り価格となっている。(上半期1t当たり消費税抜き55,115円) 	廃棄物をごみにせず、資源として活用し、リサイクルをより一層推進するために必須の取組であり継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	農政課	再利用・リサイクルの推進	農業用廃棄物のリサイクルを促進します	農業廃棄物堆肥化の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町内酪農家で生産された堆肥で、農地の土づくりを行う農業者に対し補助を行うことで、作物の品質向上、安定生産を図った。 ・今後も取組を継続していく。 	農業廃棄物を有効利用し、リサイクルを促進するため、継続が必要	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	下水道課	再利用・リサイクルの推進	公共工事における再生材の使用や建設廃材のリサイクルを啓発します。	環境行動指針に基づく環境に配慮した公共工事の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき工事発注を行っている。 対象工事件数：20件 内訳 <ul style="list-style-type: none"> ①「資源の有効な利用の促進に関する法律」については工事金額100万円以上で該当:20件 ②「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」については工事金額500万円以上で該当:10件 ※②は①と重複している工事のため全20件 	廃棄物をごみにせず、資源として活用し、リサイクルをより一層推進するために必須の取組であり継続が必要。	継続		



第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	再利用・リサイクルの促進	不用品登録制度の情報発信を進め、利用を推進します	「不用品登録制度」に関する情報提供と利用促進	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	再利用・リサイクルの推進	ごみ収集体制を検討します	住民のニーズに対応したごみ収集体制の改善	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	再利用・リサイクルの推進	廃棄物の回収・再資源化を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化率を高めるための収集方法の改善 ・分別の徹底による廃棄物の再資源化の促進 ・再生資源についての情報提供(フリーマーケットでの展示、資源再生工場の見学会開催等) 	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	再利用・リサイクルの推進	農業用廃棄物のリサイクルを促進します	農業廃棄物堆肥化の普及促進	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	再利用・リサイクルの推進	公共工事における再生材の使用や建設廃材のリサイクルを啓発します。	環境行動指針に基づく環境に配慮した公共工事の推進	④資源が循環する仕組みを構築します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	再利用・リサイクルの推進	公共工事における再生材の使用や建設廃材のリサイクルを啓発します。	環境行動指針に基づく環境に配慮した公共工事の推進	・地球温暖化対策実行計画(行政編)を策定する際に、取組項目として、建設工事にあたっての環境負荷低減や建築副産物の発生抑制や資源化について明記した。	公共工事における建築副産物の発生抑制や資源化の促進は重要な取り組みであるが、公共工事発注課において浸透しており、第3次計画への反映は不要。	廃止		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	農政課	ごみの適正管理・適正処理の推進	農業用廃棄物の適正処理を支援します	農業廃棄物回収事業を活用した農業用廃ビニール、廃プラスチック、廃トレイ、廃農薬等の適正処理の支援	・野焼きなどの行為が制限される中で、廃ビニール、廃プラスチック、廃トレイ、廃農薬等の回収について補助を行うことで、適正で安全な処理に努めた。 ・今後も取組を継続していく。	農業用廃棄物の適正処理を推進するため、継続が必要	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	ごみの適正管理・適正処理の推進	廃棄物処理施設を活用してリサイクル率の向上を図ります	平成24年度供用開始の広域リサイクルセンターを活用した効率的な資源リサイクルの推進	・寒川広域リサイクルセンターの見学者に対してリサイクルの現状及びごみの減量化の説明を実施した。 (R元年度リサイクルセンター見学者数：45団体、1,883人)	同様の取組の第2次計画の基本目標1-2、「環境関連施設の見学会などを開催します」の取り組みを統廃合するべき。(こちらの取組を生かす)	統廃合	第2次計画基本目標1-2、環境関連施設の見学会などを開催します	環境課
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	ごみの適正管理・適正処理の推進	焼却灰と不燃残さの発生を抑制し、最終処分量を減らします	・可燃ごみの減量化推進 ・適正な分別の推進 ・分別の推進による不燃残さの発生抑制	・資源化の品目を継続して検討していく。焼却灰の資源化処理を推進し、最終処分量の削減を図った。 ・H29年4月より不燃ごみとして収集していた蛍光灯・水銀式体温(血圧)計を資源物として収集することとした。 (R元年度の収集量0t)	資源化処理を推進し、ごみの減量化につながる重要な取り組みで継続が必要。	継続		
①5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める	環境課	ごみの適正管理・適正処理の推進	広域化計画に基づき廃棄物の適正処理を推進します	茅ヶ崎市、藤沢市との協力による広域的な廃棄物の適正処理の推進	・茅ヶ崎、寒川両市町で運営する、寒川広域リサイクルセンター、並びに美化センターにおいて、廃棄物の適正処理に努めた。	廃棄物の適正処理に係る広域連携の重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		

第3次環境基本計画へ
※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	ごみの適正管理・適正処理の推進	農業用廃棄物の適正処理を支援します	農業廃棄物回収事業を活用した農業用廃ビニール、廃プラスチック、廃トレイ、廃農薬等の適正処理の支援	④資源が循環する仕組みを構築します
統廃合	(統廃合後)ごみの適正管理・適正処理の推進	(統廃合後)廃棄物処理施設を活用してリサイクル率の向上を図ります	(統廃合後)広域リサイクルセンターを活用した効率的な資源リサイクルの推進	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	ごみの適正管理・適正処理の推進	焼却灰と不燃残さの発生を抑制し、最終処分量を減らします	・可燃ごみの減量化推進 ・適正な分別の推進 ・分別の推進による不燃残さの発生抑制	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	ごみの適正管理・適正処理の推進	広域化計画に基づき廃棄物の適正処理を推進します	茅ヶ崎市、藤沢市との協力による広域的な廃棄物の適正処理の推進	④資源が循環する仕組みを構築します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	省エネルギーの推進	省エネルギーに対する意識啓発を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 広報や町ホームページによる省エネルギーの意識啓発 環境行動指針(町民編、事業者編)を活用した省エネルギーの意識啓発 緑のカーテンの設置促進 	<ul style="list-style-type: none"> 節電、省エネの取組について、夏期(7月号)と冬期(12月号)に広報を掲載し、啓発をした。また、イントラを通じて職員にも啓発をした。 クールシェアスポットとして、寒川総合図書館、町民センター、公民館(北部、南部)の4箇所が登録されたことや、ひとり1台のエアコン使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアすることを広報紙やツイッターを通じて周知啓発した。(R元年度7月~9月の来館者実績:寒川総合図書館97,328人、町民センター24,387人、北部公民館6,323人、南部公民館9,488人) 		継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 節電や省エネに取り組むとともに、公共施設1カ所において緑のカーテンの設置を行った。 	庁内に向けた省エネの推進については、地球温暖化対策実行計画(行政編)に基づき継続して取り組んでいく。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	施設再編課	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対し、エアコンの設定温度の周知を行った。 緑のカーテンの取組依頼を、環境課と協力して行った。今後も継続して行う。 クールビズを5月から10月まで実施した。 上記取り組みにより、職員の省エネ意識の向上が図られた。 		継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	消防総務課	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度より空調機を省エネタイプの空調機に更新した。省エネタイプの空調機のほかLED照明等を導入した総合的な省エネ効果は、次の電気使用量及び使用料のとおり。 平成28年度 169,197kw 2,938,728円 令和元年度 117,714kw 2,222,487円 ※平成28年度と比べ、 電気使用量は51,483kw、 電気使用料金は716,241円の削減。 職員にエアコンの設定温度の基準を周知した。 緑のカーテンについては、適した場所がないが、これに代わる様々な方法を今後検討する。 	今後も省エネ推進を実施し、省エネ対策を継続しつつ、さらなる対策を模索していく必要がある。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	教育総務課(総合図書館)	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度より冷暖房時の温度管理や運転管理、使用電球の一部を外すなどの省エネ対策を実施している。今後も、省エネの意識を常に持ち、現行の対応を継続し省エネに努めていく。 	省エネの推進については、地球温暖化対策実行計画(行政編)に基づき継続して取り組んでいく。	継続		



第3次環境基本計画へ
※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	省エネルギーの推進	省エネルギーに対する意識啓発を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 広報や町ホームページによる省エネルギーの意識啓発 環境行動指針(町民編、事業者編)を活用した省エネルギーの意識啓発 緑のカーテンの設置促進 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> (変更) 地球温暖化対策実行計画(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> (変更) 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 緑のカーテンの設置 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	教育総務課(公民館)	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者にエアコンの設定温度の基準を遵守するよう指導した。 	省エネの推進については、地球温暖化対策実行計画(行政編)に基づき継続して取り組んでいく。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断に基づき、町民センターの空調設備を省エネタイプに更新した。 役場庁舎においてボイラーを使用した空調を、電気空調に更新している(リース)。また、LED照明を全庁舎に導入している。 H27にグリーンニューディール基金を活用して公共施設に太陽光発電システム及び蓄電池を設置した。(R元年度太陽光発電実績:健康管理センター20,810kwh、寒川小学校17,934kwh、小谷小学校10,545kwh、寒川中学校17,412kwh) 今後も公共施設へ省エネ診断を推奨していく。 	省エネ設備、省エネ機器の導入は温室効果ガスの排出量削減に非常に有効であり、継続して取り組む必要がある。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	施設再編課	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 照明に関して、独自に試算を行い、5年リースによりLED照明を全庁舎に導入した。 空調機に関して、独自に試算を行い、平成26年度から15年リースにより省エネ型の機種に変更した。 導入した省エネ設備を活用し、R元年度も引き続き省エネに努めた 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備、省エネ機器の導入の推進・検討は継続して行う必要がある。 今後も設備の更新の際は省エネ設備の導入を推進する。 	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	町民安全課	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から町内における防犯灯を電球からLED照明に交換した。 防犯灯新設時はLED照明を設置していく。(令和元年度はLED防犯灯を31基設置) 	省エネ設備、省エネ機器の導入は温室効果ガスの排出量削減に非常に有効であり、継続して取り組む必要がある。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	消防総務課	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> H26年度より庁舎内照明器具をLEDに置き換え、省電力化を図った。 H29年度に省エネ型空調機に更新した。 旧型の消防車両を更新し、燃費を改善した。 令和元年度は第8分団車両(低公害車指定制度適合車)を更新した。 ※車輛保有台数・・・常備12台、非常備10台(うち21台が低公害車) 	今後も省エネ推進を実施し、省エネ対策を継続しつつ、さらなる対策を模索していく必要がある。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	教育施設・給食課(総合図書館)	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断を受け、当館の照明は、節電タイプであるため、LED化は、機器の交換時に考えてもいいのではとの説明があった。しかし、LED化の普及状況により大幅な経費の減少も考えられるため、今後は、導入についての可否等の検討を行っていく。また、現在の省エネ対策を維持しながら省エネ診断の結果を踏まえながら、省エネに努めていく。 	設備修繕・更新時に費用対効果を考慮しつつ導入を図る。	統廃合	下2段を統合し、「担当課」の「(総合図書館)」を削除。	教育施設・給食課



第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 職員環境研修の実施 緑のカーテンの設置 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後)省エネルギーの推進	(統廃合後)所管施設(小中学校・公民館・総合図書館)における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後)省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	教育施設・給食課(公民館)	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 町民センター1階ロビーの空調機を省エネ型の機種に変更した。 町民センター内誘導灯の一部をLED化した。 	上段に同じ。	統廃合	②5-2 上段(総合図書館分)へ統合。	教育施設・給食課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	教育施設・給食課(小中学校)	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の実施 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校の大規模改修の際に、LED照明を導入している。 各小中学校の体育館については、非構造部材の改修工事(天井の落下防止工事)際にLED照明を導入した。 導入した省エネ設備を活用し、H30年度も引き続き省エネに努めた。 	上段に同じ。	統廃合	上段に同じ。	教育施設・給食課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	省エネルギーの推進	家庭や事業所における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断の実施推進 省エネ設備、省エネ型電気製品等の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> 広報やホームページでも同様の啓発や情報提供を行った。 家庭用燃料電池(エネファーム)設置補助金を開始し、設置補助を行った。(実績5件) 	町全体の温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みとして、継続する必要がある。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	省エネルギーの推進	環境家計簿の普及啓発を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 環境家計簿の普及啓発 省エネモニター制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力のでんき家計簿について、広報及びホームページ上で紹介し活用を推進した。 	広報等での環境家計簿の普及啓発の取組は今後も継続するものの、第3次計画への反映は不要。	廃止		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	省エネルギーの推進	ノーカーデー、エコドライブ等呼びかけます	<ul style="list-style-type: none"> 「ノーカーデー」の実施、「アイドリングストップ」、「相乗り」の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 広報やホームページで啓発を行った。 職員に対し、イントラネットでノーカーデーの啓発を行った。 	省エネ及び温室効果ガスの排出削減だけでなく、自動車の排出ガス削減の観点からもノーカーデー、エコドライブ推進の取り組みは継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	再生可能エネルギーの利用推進	公共施設における太陽光など再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> H27にグリーンニューディール基金を活用して公共施設に太陽光発電システム及び蓄電池を設置した。(R元年度太陽光発電実績:健康管理センター20,810kwh、寒川小学校17,934kwh、小谷小学校10,545kwh、寒川中学校17,412kwh) 	再生可能エネルギー設備の導入は温室効果ガスの排出削減に非常に有効であり、継続して取り組む必要がある。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	消防総務課	再生可能エネルギーの利用推進	公共施設における太陽光など再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> 建物の構造、設備の設置面積による発電効率や、導入費用を考慮し、今後検討する。 	新エネルギーの活用として太陽光発電を検討したが、庁舎屋上では面積不足により、設置不可であった。今後も引き続き設備導入については検討していく。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	教育施設・給食課(総合図書館)	再生可能エネルギーの利用推進	公共施設における太陽光など再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電による照明設備を採用している。今後も建物の構造を考慮しながら、活用できる再生可能エネルギーの情報を集めていく。 	導入には多額の費用が必要となることから実施は容易ではないため大規模改修等、施設再編計画の枠組みの中で対応可能な措置を講じていく。	統廃合	下段を統合し「担当課」を「教育施設・給食課」に変更して「(総合図書館)」を削除。	教育施設・給食課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	教育施設・給食課(公民館)	再生可能エネルギーの利用推進	公共施設における太陽光など再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設総合管理計画に基づき、公民館3館の改修の計画を検討する。 	上段に同じ。	統廃合	②5-2 上段(総合図書館分)へ統合。	教育施設・給食課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	再生可能エネルギーの利用推進	家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用促進に努めます	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システム設置補助の実施 その他再生可能エネルギー導入促進に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度をもって、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を休止した。(累計補助実績481件、環境基本計画上のR元 達成目標233件) 	町の補助はH29年度をもって休止したが、エネルギーの自給対策だけでなく、温室効果ガス排出削減の観点からも太陽光発電設備の普及促進に係る周知啓発の取り組みは継続が必要。(導入補助の取り組みは終了)	継続		

第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
統廃合	(統廃合後)上に同じ	(統廃合後)上に同じ	(統廃合後)上に同じ	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後)上に同じ	(統廃合後)上に同じ	(統廃合後)上に同じ	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	家庭や事業所における省エネ機器の導入を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断の実施推進 省エネ設備、省エネ型電気製品等の導入促進 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	ノーカーデー、エコドライブ等呼びかけます	「ノーカーデー」の実施、「アイドリングストップ」、「相乗り」の呼びかけ	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	再生可能エネルギーの利用推進	公共施設における太陽光など再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	再生可能エネルギーの利用推進	公共施設における太陽光など再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後)再生可能エネルギーの利用推進	(統廃合後)所管社会教育施設(公民館・総合図書館)における太陽光など再生可能エネルギーの活用を図ります	(統廃合後)所管社会教育施設(公民館・総合図書館)における再生可能エネルギー設備の導入検討	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後)上に同じ	(統廃合後)上に同じ	(統廃合後)上に同じ	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	(変更)再生可能エネルギーの利用促進	家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用促進に努めます	(変更) ・太陽光発電システム普及促進に向けた周知啓発 ・その他再生可能エネルギー導入促進に関する検討	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	都市計画課	低炭素社会形成に向けた活動	二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創出に努めます	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全地区指定に関する検討 保存樹木等指定制度等による、樹木、屋敷林、社寺林の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木・樹木については引き続き保全に努め、緑地保全地区指定に関しても、目標値確保に向けて公共性が高い樹木等について指定できるような条件の見直しを行うと共に、新たな樹林地指定に向けた検討を行っていく。 平成27年度に保存樹木・樹木の調査をさむかわエコネットにご協力いただき実施した。今後できるだけ早急に調査を実施し保全に努める。 	緑地保全地区指定については行わないものの、保存樹木等指定制度等による、樹木、屋敷林、社寺林の保全については継続していくことから、継続とします。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	低炭素社会形成に向けた活動	化石燃料の使用削減の意識啓発を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、灯油、ガソリンなどの使用削減の呼びかけ 公共交通機関(電車・バス)の利用促進 相乗り、駐車時時のアイドリングストップの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策実行計画点検票B票を活用するよう声かけし、省エネルギーに努めた。 年間を通した節電、省エネの取組を行った。 アイドリングストップの啓発を行った。 開発の事前協議において、駐車場にアイドリングストップの啓発看板を掲示するよう協力を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画基本目標3-1、「電気自動車の導入を支援します」の取組を統廃合するか(こちらの取組を生かす) 新たに「電気自動車等の普及促進に向けた意識啓発を進めます」を新設するべきと考える。 	統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画基本目標3-1、電気自動車の導入を支援します 	環境課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	低炭素社会形成に向けた活動	地球温暖化や気候変動に関する情報提供を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 広報等による情報提供、環境イベント 	<ul style="list-style-type: none"> 寒川、藤沢、茅ヶ崎の2市1町で実施している湘南エコウェーブにおいて、森を知ろう(7月・54人)、親子環境バスツアー(8月・41人)、環境バスツアー(11月・37人)を実施し、森がもたらす地球温暖化防止の役割などのセミナーや、先進的な施設見学などを実施した。 ※寒川町の参加人数は、森を知ろう15人、親子環境バスツアー10人、環境バスツアー3人 湘南エコウェーブにおいて、インクカードリッジ里帰りプロジェクトを実施し、使用済みのインクカードリッジの再利用を図った。 温暖化防止月間に広報記事を掲載し、節電などを啓発した。 12月温暖化防止月間に図書館にて環境コーナーを設置。(テーマ：地球温暖化～今、地球に起きていること) クールシェアスポットとして、寒川総合図書館、町民センター、公民館(北部、南部)の4箇所が登録されたことや、ひとり1台のエアコン使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアすることを広報紙やツイッターを通じて周知啓発した。(R元年度7月～9月の来館者実績：寒川総合図書館97,328人、町民センター24,387人、北部公民館6,323人、南部公民館9,488人) 	昨今の気候変動による生活リスクの増大を受けて、様々な機会を活用し、積極的な情報提供に継続して取り組む必要がある。	継続		

第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	第3次計画で該当する基本目標
継続	低炭素社会形成に向けた活動	二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創出に努めます	保存樹木等指定制度等による、樹木、屋敷林、社寺林の保全	②歴史とともに育まれた自然と共生します
統廃合	(統廃合後) 低炭素社会形成に向けた活動	(統廃合後) 化石燃料の使用削減の意識啓発を進めます または (新規) 電気自動車等の普及促進に向けた意識啓発を進めます	(統廃合後) ・電気、ガス、灯油、ガソリンなどの使用削減の呼びかけ ・公共交通機関(電車・バス)の利用促進 ・相乗り、駐車時時のアイドリングストップの呼びかけ ・電気自動車、燃料電池自動車の普及促進	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	低炭素社会形成に向けた活動	地球温暖化や気候変動に関する情報提供を進めます	広報等による情報提供、環境イベント	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称)第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より ⑤【資源・エネルギー、地球環境】 エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち

基本目標	担当課	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の概要	取組状況と今後の方向性	取組の課題、第3次計画への反映方針	第3次計画への反映(廃止、継続、統廃合)	統廃合の場合何と統合するか(施策の取り組み方針)	統廃合後の担当課
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	低炭素社会形成に向けた活動	地球温暖化対策実行計画を見直します	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画の見直し(事務・事業編) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画(行政編)について、点検票を活用し取組を進めた。 区域施策編については、策定が努力義務であること、また、寒川町の規模で策定するのは現実的でないことから策定しないこととし、これに代わる町全体のエネルギー使用量の削減につながる、実効性のある施策を展開していく。(区域施策編の策定検討は取組終了) 地球温暖化実行計画の区域施策編の策定に代わる取組として、産業振興課企業支援担当と連携し、県環境計画課所管の省エネ診断事業を積極的に受けるよう、町内の事業所に対して啓発を行った。(チラシ配布12社、受診3社) 区域施策編は策定しないが、事務・事業編の見直しの際にその考え方を取り入れることとする。 	温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みとして、地球温暖化対策実行計画(行政編)を改定し継続して取り組む必要がある。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	水資源の効率的な使用	節水型機器及び設備の導入・普及を図ります	節水型機器及び設備(省エネルギー製品)の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 広報において、節水を呼びかける記事を掲載し水資源を大切にしよう呼びかけるに留まった。今後は、節水型の機器や設備についても周知を図る。 	省エネのみならず水循環の観点からも継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	下水道課	水資源の効率的な使用	雨水貯留槽の設置や、浄化槽の転用を進め、雨水利用を促進します	雨水貯留槽設置助成事業及び浄化槽雨水貯留施設転用助成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留槽助成件数2件(H16年度からの累計は65件) 浄化槽転用助成件数0件(H15年度からの累計は16件) 	水資源の有効利用に関わる取り組みであり、継続が必要。	継続		
②5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする	環境課	水資源の効率的な使用	節水に関する意識啓発を図ります	広報紙やホームページ等による節水への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 広報において、節水を呼びかける記事を掲載し水資源を大切にしよう呼びかけた。 	節水に関する意識啓発は定期的に広報等で周知しており、取り組みは今後も継続するが第3次計画への反映は不要。	廃止		
③5-3 オゾン層保護や酸性雨の防止に配慮する	環境課	オゾン層保護・酸性雨対策	オゾン層の保護や酸性雨に関する意識啓発を進めます	オゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 広報で啓発をしたが、今後はホームページにおいても情報提供を行う。 12月の温暖化防止月間に総合図書館と連携し、温暖化と気候変動に関する本を集めたコーナーを設置した。 	オゾン層は回復傾向にあること、酸性雨も排出ガス規制により直接的な被害が見られなくなったことから廃止とする。(今後はより地球温暖化対策に注力する)	廃止		
③5-3 オゾン層保護や酸性雨の防止に配慮する	環境課	オゾン層保護・酸性雨対策	フロンガスの適正処理について周知します	フロンガスの適正処理の周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報で啓発をしたが、今後はホームページにおいても情報提供を行う。 12月の温暖化防止月間に総合図書館と連携し、温暖化と気候変動に関する本を集めたコーナーを設置した。 	フロンガスにおいて、現在エアコンの冷媒の主流であるHFC(ハイドロフルオロカーボン)には強力な温室効果があるため、適正処理の周知について継続して取り組む必要がある。	継続		
③5-3 オゾン層保護や酸性雨の防止に配慮する	環境課	オゾン層保護・酸性雨対策	窒素酸化物等の削減につながる取り組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に関する取り組みの周知 エコドライブの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 広報ではエコドライブを啓発した。 	オゾン層は回復傾向にあること、酸性雨も排出ガス規制により直接的な被害が見られなくなったことから廃止とする。(今後はより地球温暖化対策に注力する)	廃止		

第3次環境基本計画へ
 ※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
 ※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	施策の体系	施策の取り組み方針	施策の取り組み方針	第3次計画で該当する基本目標
継続	低炭素社会形成に向けた活動	地球温暖化対策実行計画を見直します	(変更) ・地球温暖化対策実行計画の見直し(事務・事業編)	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	水資源の効率的な使用	節水型機器及び設備の導入・普及を図ります	節水型機器及び設備(省エネルギー製品)の普及促進	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	水資源の効率的な使用	雨水貯留槽の設置や、浄化槽の転用を進め、雨水利用を促進します	雨水貯留槽設置助成事業及び浄化槽雨水貯留施設転用助成事業の推進	④資源が循環する仕組みを構築します
継続	(変更) 低炭素社会形成に向けた活動	フロンガスの適正処理について周知します	フロンガスの適正処理の周知	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **重点プロジェクト** **きれいな河川の再生**

重点施策1	担当課	重点施策2	進捗評価 (R元年度)	取組み方針・ 取組み内容	取組状況と今後の方向性 及び予算への反映方針	取組の課題、 第3次計画への反映方針	第3次計画への 反映(廃止、継 続、統廃合)	統廃合の場合、何と統合 するか(取組み方針・ 取組み内容)	統廃合後 の担当課
下水道の整備	下水道課	公共下水道人口普及率の向上	◎	未整備区域の下水道整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、約0.66haの汚水整備を行い公共下水道人口普及率は93.19%となった。 汚水整備事業において、小動地域の一部について引き続き整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全に関わる指標であるため継続。 	継続		
下水道の整備	下水道課	公共下水道水洗化率の向上	◎	未接続家庭等への公共下水道への接続の推進	<ul style="list-style-type: none"> 個別訪問や通知、広報による接続促進を行った。今後も継続し接続促進に取り組む。 R元年度における未接続家屋等(新築除く)の公共下水道への接続件数：18件 	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全に関わる指標であるため継続。 	継続		
工場・事業所からの排水対策	環境課	事業所の排水調査の実施と改善指導	○	公共用水域排水事業所の排水調査の実施と改善指導	<ul style="list-style-type: none"> 事業所排水の水質検査について、町下水道課や県が定期的に測定していることや、県との合同立入の際に事業所の自社測定結果を確認することで十分監視できるため、環境課ではH25年度以降、測定を行っていない。今後、県の河川の測定等で異常が出るなど町が事業所排水を測定する必要がある場合は行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に環境課の測定を休止してから特段、問題は起こっていないことから、第3次計画への反映は不要。 	廃止		
河川水質の改善・監視強化	環境課	河川水質の改善・監視強化(特に小出川)	◎	目久尻川・小出川の水質調査(定期検査)の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 2河川3ヶ所(目久尻川、小出川)、1排水路1ヶ所(一之宮第2排水路)の計4ヶ所を実施した。小出川の2ヶ所については、BODの環境基準を超過した。 水質検査の項目や回数について県や近隣の状況をみて、現状に見合うよう精査している。 県や小出川の上流市と連携をとり、水質改善のため依頼や情報収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内域の河川水質の監視については、環境基準を超過している小出川も含めて今後も定期的に測定を行う必要がある。 	継続		
河川水質の改善・監視強化	環境課	河川水質の改善・監視強化(特に小出川)	◎	<ul style="list-style-type: none"> 町内域における浄化手法の検討 新たな浄化対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町で毎年度開催している小出川水質改善検討会において、河川の類型指定の関係で、県も交えて開催した。流域での情報交換及び、汚染源の特定と対策に向けた取組みについて話し合った。 令和元年度は県で小出川に流入する事業所及び浄化槽の汚濁負荷量を地点別に算出、集計した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小出川の水質、BODの悪化については浄化手法の検討も含めて、第3次計画で引き続き取り組む必要がある。 	継続		
近隣自治体との連携による小出川の水質改善	環境課	近隣自治体との連携による小出川の水質改善	◎	<ul style="list-style-type: none"> 小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討 新たな対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> BODは昨年度と同様に環境基準を超過した。水質が悪い原因は畜舎排水と思われるが、畜舎排水の基準は河川の基準より緩いため、基準は超えていない。 藤沢市は苦情時の臭った時間帯を聞き取りすることで排水する時間の違いから原因者を特定できるようにしている。また、畜舎排水基準を超えてはいないのでこれ以上厳しく指導することは難しいが、苦情が来た場合には直接訪問などして事情を伝えている。 県も含めて藤沢市、茅ヶ崎市と小出川水質改善検討会を開催し、小出川に流入する事業所及び浄化槽の汚濁負荷量を地点別に算出、集計した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降、県の主導で藤沢市、茅ヶ崎市と定期的小出川の水質改善検討会を開催し、水質の改善と汚染源の特定に向けて取り組みを進めている。 よって、「近隣自治体や県と共同した小出川の水質改善に関する計画的な取組みの検討」に統廃合するべきと考える。 	統廃合	環境課	

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「重点プロジェクト」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	重点施策1	重点施策2	取組み方針・ 取組み内容	第3次計画で 該当する基本目標
継続	下水道の整備	公共下水道人口普及率の向上	未整備区域の下水道整備の推進	①健康で安全なまちを形成します
継続	下水道の整備	公共下水道水洗化率の向上	未接続家庭等への公共下水道への接続の推進	①健康で安全なまちを形成します
継続	河川水質の改善・監視強化	河川水質の改善・監視強化(特に小出川)	目久尻川・小出川の水質調査(定期検査)の継続実施	①健康で安全なまちを形成します
継続	河川水質の改善・監視強化	河川水質の改善・監視強化(特に小出川)	町内域における浄化手法の検討	①健康で安全なまちを形成します
統廃合	(統廃合後)近隣自治体との連携による小出川の水質改善	(統廃合後)近隣自治体との連携による小出川の水質改善	(統廃合後) ・近隣自治体や県と共同した小出川の水質改善に関する計画的な取組みの検討 ・小出川における近隣自治体や県との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討 ・新たな取組み・対策の実施	①健康で安全なまちを形成します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **重点プロジェクト** きれいな河川の再生

重点施策1	担当課	重点施策2	進捗評価 (R元年度)	取組み方針・ 取組み内容	取組状況と今後の方向性 及び予算への反映方針	取組の課題、 第3次計画への反映方針	第3次計画への 反映(廃止、継 続、統廃合)	統廃合の場合、何と統合 するか(取組み方針・ 取組み内容)	統廃合後 の担当課
近隣自治体との連携による小出川の水質改善	環境課	近隣自治体との連携による小出川の水質改善	◎	<ul style="list-style-type: none"> 近隣自治体や県と共同した小出川の水質改善に関する計画的な取組みの検討 新たな取組みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> BODは昨年度と同様に環境基準を超過した。水質が悪い原因は畜舎排水と思われるが、畜舎排水の基準は河川の基準より緩いため、基準は超えていない。 藤沢市は苦情時の臭った時間帯を聞き取りすることで排水する時間の違いから原因者を特定できるようにしている。また、畜舎排水基準を超えてはならないのでこれ以上厳しく指導することは難しいが、苦情が来た場合には直接訪問などして事情を伝えている。 県も含めて藤沢市、茅ヶ崎市と小出川水質改善検討会を開催し、小出川に流入する事業所及び浄化槽の汚濁負荷量を地点別に算出、集計した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降、県の主導で藤沢市、茅ヶ崎市と定期的に小出川の水質改善検討会を開催し、水質の改善と汚染源の特定に向けて取組みを進めており、今後も引き続き更なる連携を図り解決に向けて努めていく必要がある。 よって、「小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討」と統廃合するべきと考える。(この項目の取組みを生かす) 	統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討 	環境課
町民、事業者と一体となった河川環境改善の取組み	環境課	河川美化キャンペーンの実施、住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援	○	河川美化キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> 住民、事業者、学校、団体などが参加して相模川美化キャンペーンを実施した。(5月) 	懸案事項となっている水質改善とは「きれいな河川の再生」の趣旨が異なるが、良好な水辺環境の維持のために継続が必要。	継続		
町民、事業者と一体となった河川環境改善の取組み	環境課	河川美化キャンペーンの実施、住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援	○	住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動要綱のとおり、ごみ袋の提供やごみ収集について住民、事業者、学校、団体などによる河川のごみ拾いの支援を行った。(6件) 今後も同様に支援を行うと共に、美化活動が広がるよう広報などを行う。 	良好な水辺環境維持のために河川美化に取り組む団体等の活動の支援を継続していく必要がある。	継続		
町民、事業者と一体となった河川環境改善の取組み	環境課	関係団体との連携	◎	「さむかわエコネット」「桂川・相模川流域協議会」「高座地区河川をきれいにする会」等の団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネット主催の河川美化活動である目久尻川クリーン作戦及び小出川クリーン作戦の実施に協力した。(R元年度の実績：目久尻川5回、小出川1回) 桂川・相模川流域協議会湘南地域協議会主催の環境学習事業である「河原の自然で室内遊び」の実施に協力した。 高座地区河川をきれいにする会で河川環境美化活動などの各活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネットや桂川・相模川流域協議会湘南地域協議会との協働による事業の推進や、高座地区河川をきれいにする会などの事業者・流域自治体との連携は今後も引き続き推進していく必要がある。 	継続		
町民、事業者と一体となった河川環境改善の取組み	環境課	ごみの不法投棄防止の意識啓発	○	不法投棄箇所の看板設置等啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 中央公園でニコニコリサイクルフリーマーケットが開催されている中で、ごみのポイ捨て禁止等を周知する条例啓発キャンペーンを行った。(R元年度は啓発物品として水に流せるティッシュを配布)また、広報やホームページなどによる条例の周知、啓発看板の配布、小中学生より啓発ポスターを募集し、展示を行った。また、最優秀賞のポスターを印刷し、町内(店舗、公共施設、事業所等)へ配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川へのごみの不法投棄は第2次計画の取組みを開始した当初と比較して改善が見られるが、それでも各所に不法投棄が散見されるため、今後も定期的な監視や啓発看板の設置などに取り組んでいく必要がある。 	継続		
親しみのある河川へ	都市計画課	目久尻川ふるさと川の整備	◎	目久尻川ふるさと緑道の整備及び野鳥観察の森の整備に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> 緑道の整備については今後、現道を活かしてボランティアと協力し、動植物に配慮した環境作りを進めていく。 さむかわエコネットの協力により、森林や水辺環境にふれあえるよう自然観察の森が整備され、R元年度も適正な維持管理及び運営に努めた。また、生態系への影響を考慮しながらホタル復活プロジェクトを実施した。 活動の内容や観察できる動植物を紹介した新たな案内看板を設置した。 <p>※当初は野鳥観察の森として整備を進めていたが、サギ山と比較して多数の野鳥の飛来が見込めないことから、名称を自然観察の森としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緑道の整備及び維持管理については、ボランティアと協力して継続的に実施していきます。今後は公園愛護会による維持管理についても推進していきます。 自然観察の森については、適正に維持管理を実施します。 	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「重点プロジェクト」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	重点施策1	重点施策2	取組み方針・ 取組み内容	第3次計画で 該当する基本目標
統廃合	(統廃合後) 近隣自治体との連携による小出川の水質改善	(統廃合後) 近隣自治体との連携による小出川の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> (統廃合後) 近隣自治体や県と共同した小出川の水質改善に関する計画的な取組みの検討 小出川における近隣自治体や県との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討 新たな取組み・対策の実施 	①健康で安全なまちを形成します
継続	町民、事業者と一体となった河川環境改善の取組み	河川美化キャンペーンの実施、住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援	河川美化キャンペーンの実施	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	町民、事業者と一体となった河川環境改善の取組み	河川美化キャンペーンの実施、住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援	住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	町民、事業者と一体となった河川環境改善の取組み	関係団体との連携	「さむかわエコネット」「桂川・相模川流域協議会」「高座地区河川をきれいにする会」等の団体との連携	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	町民、事業者と一体となった河川環境改善の取組み	ごみの不法投棄防止の意識啓発	不法投棄箇所の看板設置等啓発活動の実施	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	親しみのある河川へ	目久尻川ふるさと川の整備	目久尻川ふるさと緑道及び自然観察の森の適正な保全に向けた取組み	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **重点プロジェクト** きれいな河川の再生

重点施策1	担当課	重点施策2	進捗評価 (R元年度)	取り組み方針・ 取り組み内容	取組状況と今後の方向性 及び予算への反映方針	取組の課題、 第3次計画への反映方針	第3次計画への 反映(廃止、継 続、統廃合)	統廃合の場合、何と統合 するか(取り組み方針・ 取り組み内容)	統廃合後 の担当課
親しみのある河川へ	都市計画課	小出川の護岸整備の推進	◎	河川改修工事において県へ必要に応じた環境配慮の要請	<ul style="list-style-type: none"> 県に環境配慮の要望を行った。今後も継続して要望等を行う。 多自然型河川工法(多自然川づくり)等、環境に配慮した整備工法を継続して行った。 R元年度も河川整備工事を発注したものの、完了がR2年度への繰越となった為、R元年度における河川整備区間はH30年度と同様の2692.9mであった。 	<ul style="list-style-type: none"> 小出川の河川改修に伴い、多自然型河川工法(多自然川づくり)等の環境に配慮した工法による整備を行うよう、継続して要望します。 	継続		
親しみのある河川へ	環境課	川とふれあう事業の実施	○	「川の生き物調査隊」「野鳥観察会」等をさむかわエコネットと連携し開催	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネットと共催で川の生き物調査隊を開催予定だったが、台風の影響により中止となった。 さむかわエコネットと共催で野鳥観察会を開催した。神奈川県生命の星・地球博物館の職員を講師に迎え、種類の特定や説明等、充実した観察会になった。(R元年度参加者数：12名) 今後も専門的知識や経験を有している講師へ依頼し、充実した内容で継続していく 	河川を利用した自然観察会を開催しており、生物多様性の重要性の啓発の面からも継続が必要。	継続		
親しみのある河川へ	環境課	生き物の生息状況に関する調査	◎	<ul style="list-style-type: none"> 調査の検討 調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> さむかわエコネットにより、毎年サギヤマ、昆虫、野鳥、水質などの調査が行われており、H30年度より町も水質検査キットの手配等の支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 動植物の生息・生育状況の調査は、町内の自然環境の現状を示す重要な取組であり、継続が必要。 	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「重点プロジェクト」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	重点施策1	重点施策2	取り組み方針・ 取り組み内容	第3次計画で 該当する基本目標
継続	親しみのある河川へ	小出川の護岸整備の推進	河川改修工事における環境配慮型工法による整備の要請	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	親しみのある河川へ	川とふれあう事業の実施	「川の生き物調査隊」「野鳥観察会」等をさむかわエコネットと連携し開催	②歴史とともに育まれた自然と共生します
継続	親しみのある河川へ	生き物の生息状況に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査の検討 調査の実施 	②歴史とともに育まれた自然と共生します

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **重点プロジェクト ごみ減量とリサイクルの推進**

重点施策1	担当課	重点施策2	進捗評価 (R元年度)	取り組み方針・ 取り組み内容	取組状況と今後の方向性 及び予算への反映方針	取組の課題、 第3次計画への反映方針	第3次計画への 反映(廃止、継 続、統廃合)	統廃合の場合、何と統合 するか(取り組み方針・ 取り組み内容)	統廃合後 の担当課
1人当たり のごみ排出 量の減少	環境課	家庭での生 ごみ減量化	◎	水分を減らす取り 組み	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルセンターと共同で見学者に対してリサイクルの現状及びごみの減量化の説明を実施した。 ・リサイクルセンターと共同で、徒歩で見学に来れない南小学校、一之宮小学校の4年生に対し、ごみの収集業者である(有)寒川公衆衛生社の協力を得て、リサイクルの現状及びごみの減量化の出前授業を実施した。 ・イベント等でキエーロの紹介、啓発を実施した。 ・今後については、上記内容を継続するとともに、キエーロをはじめとする生ごみ処理機(器)のさらなる普及啓発を図る。 ・ゴミ野ゲンソウ見聞録により、生ごみ減量化を周知した。 	「使いきり・食べきり・水きり」の「3きり運動」の推進など、ごみ減量化を推進する重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		
1人当たり のごみ排出 量の減少	環境課	ごみの分別 方法、収集 日等の周知 徹底	○	ごみの分別方法、 収集日等の周知 徹底(特に集合住 宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・収集日程表に加え、平成24年度から「ごみと資源の正しい分け方・出し方」の冊子を作成し、分別方法や分別早見表を載せる事により、住民に対して分かりやすく、周知している。 ・25年度より、ゴミ野ゲンソウ見聞録を発行開始。 ・今後については、この内容を拡充していく事が重要であり、さらなる周知啓発を図る。 	リサイクルを円滑に推進し、ごみの減量化を図るうえで重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		
1人当たり のごみ排出 量の減少	環境課	分別品目 についての適 正な周知	◎	保存用分別品目リ ストの作成及び活 用	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみと資源の正しい分け方・出し方」の冊子を作成し、周知するとともに、分別品目等の変更や誤りが多い事例については、広報・町HP・ゴミ野ゲンソウ見聞録を有効活用して周知を図っていく。 ・ホームページ上で分別品目が確認できるごみ分別辞典「ごみサク」を掲載し、いつでも確認ができるようにした。 	町民からのごみの分別方法についての問い合わせは、環境課への問い合わせの中でもっとも多い割合を占めており、3年に一度発行している「ごみと資源の正しい分け方・出し方」の更なる内容の充実と活用の周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	継続		
1人当たり のごみ排出 量の減少	環境課	マイバッグ の利用促進 と過剰包装 を行わない 取り組み	○	マイバッグ持参運 動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川、藤沢、茅ヶ崎の2市1町で実施している湘南エコウェーブにおいて、エコバックを作成し、マイバッグ持参運動の推進を行っており、啓発キャンペーンを実施している。 ・R元年度は12月の温暖化防止月間での配布、2月も他の事業においてエコバックを配布し、啓発に努めた。 	レジ袋を削減してごみの減量化を図るとともに、マイクロプラスチックの発生抑制にもつながる重要な取り組みであり、継続が必要。	継続		
1人当たり のごみ排出 量の減少	環境課	マイバッグ の利用促進 と過剰包装 を行わない 取り組み	○	商店街、スー パー、コンビ ニエへのレ ジ袋削減へ の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・商店会への説明会などの実施に向け、検討を継続していく。 	令和2年7月よりレジ袋が有料化となり、これによってマイバッグの利用促進は図られることから、第3次計画への反映は不要。	廃止		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	重点施策1	重点施策2	取り組み方針・ 取り組み内容	第3次計画で 該当する基本目標
継続	1人当たり のごみ排出 量の減少	家庭での生ごみ減 量化	水分を減らす取り組 み	④資源が循環する 仕組みを構築しま す
継続	1人当たり のごみ排出 量の減少	ごみの分別方法、 収集日等の周知徹 底	ごみの分別方法、収 集日等の周知徹底 (特に集合住宅)	④資源が循環する 仕組みを構築しま す
継続	1人当たり のごみ排出 量の減少	分別品目について の適正な周知	保存用分別品目リス トの作成及び活用	④資源が循環する 仕組みを構築しま す
継続	1人当たり のごみ排出 量の減少	マイバッグの利用 促進と過剰包装を 行わない取り組み	マイバッグ持参運 動の推進	④資源が循環する 仕組みを構築しま す

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **重点プロジェクト ごみ減量とリサイクルの推進**

重点施策1	担当課	重点施策2	進捗評価 (R元年度)	取り組み方針・ 取り組み内容	取組状況と今後の方向性 及び予算への反映方針	取組の課題、 第3次計画への反映方針	第3次計画への 反映(廃止、継 続、統廃合)	統廃合の場合、何と統合 するか(取り組み方針・ 取り組み内容)	統廃合後 の担当課
再利用・リ サイクルの 推進	環境課	再資源化率 を高めるた めの収集方 法の改善	◎	<ul style="list-style-type: none"> 収集方法改善の検討 収集方法の改善実施 	<ul style="list-style-type: none"> 衣類・布類の分別品目の追加を実施、小型家電リサイクル法に基づいた小型家電の収集を実施。 法改正に伴い、平成29年4月より不燃ごみとして収集していた蛍光灯・水銀式体温(血圧)計を資源物として収集することとした。(R元年度の収集量〇t) 今後も、再資源化の品目増加に向け、茅ヶ崎市と歩調を合わせて検討を進めていく。 	廃棄物をごみにせず、資源として活用し、リサイクルをより一層推進するために必須の取組であり継続が必要。	継続		
再利用・リ サイクルの 推進	環境課	不用品の再 利用の促進	○	ニコニコリサイク ルフリーマーケッ トの開催	<ul style="list-style-type: none"> 毎年2回実施(5月・10月)しているニコニコリサイクルフリーマーケットを継続して行う事により、不要品の再利用を周知、促進させていく。 寒川広域リサイクルセンターにおいて、缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック類などの資源ごみ分別に係る実施研修を行い、資源ごみ回収の現状把握と、分別の徹底への意識啓発を促した。 	来場者にリユースの意識啓発を促進するとともに、ごみの減量化を図るうえで有効な取組みであり、継続が必要。	継続		
再利用・リ サイクルの 推進	町民窓口 課	不用品の再 利用の促進	○	<ul style="list-style-type: none"> 不用品登録制度の利用促進案検討 不用品登録制度の改善実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は広報さむかわ6月号に制度周知記事を掲載した。 令和2年度も引き続き周知記事を掲載する予定。 	一般家庭等で不用になった物品について、再利用を進め有限な資源の有効適切な活用を推進することを目的とする取組みであり、継続が必要。	継続		



第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	重点施策1	重点施策2	取り組み方針・ 取り組み内容	第3次計画で 該当する基本目標
継続	再利用・リサイクルの 推進	再資源化率を高め るための収集方法 の改善	<ul style="list-style-type: none"> 収集方法改善の検討 収集方法の改善実施 	④資源が循環する 仕組みを構築しま す
継続	再利用・リサイクルの 推進	不用品の再利用の 促進	ニコニコリサイク ルフリーマーケットの 開催	④資源が循環する 仕組みを構築しま す
継続	再利用・リサイクルの 推進	不用品の再利用の 促進	<ul style="list-style-type: none"> 不用品登録制度の利用促進案検討 不用品登録制度の改善実施 	④資源が循環する 仕組みを構築しま す

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **重点プロジェクト** 省エネルギーと地球温暖化防止への取り組み

重点施策1	担当課	重点施策2	進捗評価 (R元年度)	取り組み方針・ 取り組み内容	取組状況と今後の方向性 及び予算への反映方針	取組の課題、 第3次計画への反映方針	第3次計画への 反映(廃止、継 続、統廃合)	統廃合の場合、何と統廃 するか(取り組み方針・ 取り組み内容)	統廃合後 の担当課
省エネルギーの推進	環境課	省エネルギーの普及啓発	◎	環境行動指針等を活用した省エネルギーの普及啓発	・節電、省エネの取組について、夏季(7月号)と冬季(12月号)の広報に掲載し、啓発した。 ・町内での緑のカーテン設置促進のため、町役場4箇所緑のカーテンを実施した。R元年度は概ね順調に生育し、日光を遮る効果があった。 ・多くの来場者が見込めるニコニコリサイクルフリーマーケットと一緒に環境フェスティバルを開催した。	町全体の省エネと温室効果ガス排出量の削減につながる取り組みであり、継続が必要。	継続		
省エネルギーの推進	環境課	公共施設における省エネ機器の導入推進	○	・公共施設の省エネ診断の検討 ・公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 ・省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実施	・省エネ診断の活用を呼びかけ、町役場庁舎や町民センターで実施した。 ・今後も公共施設の省エネ診断を推奨していく。	・以前に実施してから省エネ診断は行っていない。 ・LED照明の設置や高効率空調空頭へ更新した後にどのような手法で省エネに取り組んでいくのか把握するために、今後も継続して取り組んでいく必要がある。	継続		
省エネルギーの推進	施設再編課	公共施設における省エネ機器の導入推進	○	・公共施設の省エネ診断の検討 ・公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 ・省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実	・LED照明や空調機に関しては独自に試算を行い、LED照明はH25、空調機はH26に導入を行った。電力を共有しているということで、町民センターも省エネ診断を実施し、H27に地下食堂の空調機交換を行った。 ・導入した省エネ設備を活用し、令和元年度も引き続き省エネに努めた。	・導入済の省エネ設備を活用し、今後も継続して省エネに努めることが必要。 ・今後も設備の更新の際は省エネ設備の導入を推進する。	継続		
省エネルギーの推進	教育施設・給食課(総合図書館)	公共施設における省エネ機器の導入推進	○	・公共施設の省エネ診断の検討 ・公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 ・省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実	・当館は、滞在型での利用が多い施設である。よって、利用者の健康管理を最優先としながら節電に努めている。 ・平成23年度より冷暖房時の温度管理や運転管理、使用電球の一部を外すなどの省エネ対策を実施し、平成26年2月に省エネ診断を受け、同年5月に説明を受ける。診断時に、当館の照明は、節電タイプであるため、LED化は、機器の交換時に考えてもいいのではとの説明がある。しかし、LED化の普及により大幅な経費の減少も考えられるため、平成28年度に経費等の調査を行ったので、今後は導入の可否等の検討を行っていく。 ・今後は、現在の省エネ対策を維持しながら省エネ診断の結果を踏まえながら、省エネに努めていく。	・既存建物は照明のLED化が主な取組となる。また、令和5年度稼働予定として建設する学校給食センターには省エネ型電気・ガス設備の導入を図るとともに、気流導線や配光等、省エネ・高効率となる躯体構造・設備配置となるように設計する。	統廃合	(統廃合後) 下2段を統合し、「担当課」の「(総合図書館)」を削除。	教育施設・給食課
省エネルギーの推進	教育施設・給食課(公民館)	公共施設における省エネ機器の導入推進	◎	・公共施設の省エネ診断の検討 ・公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 ・省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実	・平成26年度に照明器具のLED化及び平成27年度に空調機の省エネ機器への更新を実施し、平成28年度は消防設備非常灯等をLED化、平成29年度は町民センター1階ロビーの空調機を省エネ型に変更したことにより使用電力量の削減が図られた。 ・平成30年度に町民センター内の誘導灯の一部にLED照明を導入した。	上段に同じ。	統廃合	上段(総合図書館分)へ統合。	教育施設・給食課
省エネルギーの推進	教育施設・給食課(小中学校)	公共施設における省エネ機器の導入推進	○	・公共施設の省エネ診断の検討 ・公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 ・省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実	・平成25年度から平成27年度にかけて各小中学校の大規模改修や、体育館の非構造部材の改修工事(天井の落下防止)の実施に併せてLED照明を導入した。 ・導入した省エネ設備を活用し令和元年度も引き続き省エネに努めた。	上段に同じ。	統廃合	上段に同じ。	教育施設・給食課

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	重点施策1	重点施策2	取り組み方針・ 取り組み内容	第3次計画で 該当する基本目標
継続	省エネルギーの推進	省エネルギーの普及啓発	環境行動指針等を活用した省エネルギーの普及啓発	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入推進	・公共施設の省エネ診断の検討 ・公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 ・省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実施	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入推進	・公共施設の省エネ診断の検討 ・公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 ・省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実施	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後) 省エネルギーの推進	(統廃合後) 所管施設(小中学校・公民館・総合図書館)における省エネ機器の導入推進	(統廃合後) 施設再編計画との整合を図りつつ省エネ設備等を導入。	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後) 上段に同じ。	(統廃合後) 上段に同じ。	(統廃合後) 上段に同じ。	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後) 上段に同じ。	(統廃合後) 上段に同じ。	(統廃合後) 上段に同じ。	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **重点プロジェクト** 省エネルギーと地球温暖化防止への取組み

重点施策1	担当課	重点施策2	進捗評価 (R元年度)	取組み方針・ 取組み内容	取組状況と今後の方向性 及び予算への反映方針	取組の課題、 第3次計画への反映方針	第3次計画への 反映(廃止、継 続、統廃合)	統廃合の場合、何と統合 するか(取組み方針・ 取組み内容)	統廃合後 の担当課
省エネルギーの推進	消防総務課	公共施設における省エネ機器の導入推進	○	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の検討 公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ対策として、空調設備の設定温度の徹底と節電について職員に周知を行っている。 平成29年度より省エネタイプの空調設備に更新した。 今後は省エネ診断を実施し、省エネ対策を継続しつつ、さらなる対策を模索していく。 平成26年度より照明設備のLED化実施。 消防指令業務の共同運用に伴い平成29年度に指令台を撤去し省エネに努めた。 導入した省エネ設備を活用し令和元年度も引き続き省エネに努めた。 	今後も省エネ推進を実施し、省エネ対策を継続しつつ、さらなる対策を模索していく必要がある。	継続		
省エネルギーの推進	環境課	公共施設における省エネ機器の導入推進	○	省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎においてボイラーを使用した空調を、電気空調に更新した(リース)。また、LED照明を全庁舎に導入した。 	省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入は効果的に省エネを進めるうえでもっとも有効な手法の一つであり、環境課としてその推進に継続して働きかけていく必要がある。	継続		
省エネルギーの推進	施設再編課	公共施設における省エネ機器の導入推進	○	省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> 照明に関しては、H25年度に5年リース契約により、全庁舎のLED照明化を行った。 空調機に関しては、H26年度から15年リースにより新機種を導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入済の省エネ設備を活用し、今後も継続して省エネに努めることが必要。 公用車の更新計画において、低公害車の購入の推進を引き続き行う。 	継続		
省エネルギーの推進	環境課	家庭や事業所における省エネ機器の導入推進	◎	事業所における省エネ診断の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 広報やHPにおいて、省エネ診断の啓発や情報提供を行った。 地球温暖化実行計画の区域施策編の策定に代わる取組として、産業振興課企業支援担当と連携し、県環境計画課所管の無料省エネ診断事業を積極的に受けるよう、町内の事業所に対して啓発を行った。(チラシ配布26社、受診1社) 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定しないこととしたが、これに代わる取組みとして、町全体の温室効果ガス排出量の削減につながる事業所の省エネ診断の活用推進を積極的に展開している。 よって、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定等」の取組みと統廃合するべきと考える(この項目の取組みを生かす) 	統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進 区域施策編の策定に代わる町全体のエネルギー使用量の削減に向けた取組 	
省エネルギーの推進	環境課	家庭や事業所における省エネ機器の導入推進	◎	事業所や家庭における省エネ設備、省エネ型電気製品の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 広報やHPにおいて、省エネ機器の導入の啓発や情報提供を行った。 平成26年度からエネファーム設置補助を行った。令和元年度の実績5件。 	<ul style="list-style-type: none"> LED照明やエネファームの普及促進は町全体の省エネを効果的に進めるうえでもっとも有効な手法の一つであり、今後も継続して取り組んでいく必要がある。 エネファームは補助申請が伸び悩んでおり、導入補助制度の周知方法の工夫が必要。 	継続		
再生可能エネルギーの普及促進	環境課	家庭における再生可能エネルギーの導入促進	○	住宅用太陽光発電システム設置補助、電気自動車導入補助の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度をもって、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を休止した。(累計補助実績481件、環境基本計画上のR元 達成目標233件) 平成29年度をもって、住宅用太陽光発電システム設置補助はH29年度をもって休止したが、エネルギーの自給対策だけでなく、温室効果ガス排出削減の観点からも太陽光発電設備の普及促進に係る周知啓発の取組みは継続が必要。(導入補助の取組みは修了) 電気自動車導入補助はH29年度をもって休止したが、自動車の排出ガス対策だけでなく、温室効果ガス排出削減の観点からも電気自動車普及促進の取組みは継続が必要。(導入補助の取組みは修了) 	継続			

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	重点施策1	重点施策2	取組み方針・ 取組み内容	第3次計画で 該当する基本目標
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ診断の検討 公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実施 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入推進	省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の導入推進	省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後) 省エネルギーの推進	(統廃合後) 家庭や事業所における省エネ機器の導入推進	(統廃合後) 事業所における省エネ診断の活用促進	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	省エネルギーの推進	家庭や事業所における省エネ機器の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> 広報やHPにおいて、省エネ機器の導入の啓発や情報提供を行った。 平成26年度からエネファーム設置補助を行った。令和元年度の実績5件。 	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	再生可能エネルギーの普及促進	家庭における再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> (変更) 住宅用・事業用太陽光発電システムの導入促進 電気自動車等の導入促進(電気自動車は再生エネルギーの直接的な関りはないため、この取組みを個別の取組みとして分割することも検討) 	③低炭素を基調とするまちをつくります

資料2-2. (仮称) 第3次環境基本計画の策定に向けた取組内容検討シート

第2次環境基本計画より **重点プロジェクト 省エネルギーと地球温暖化防止への取組み**

重点施策1	担当課	重点施策2	進捗評価 (R元年度)	取組み方針・ 取組み内容	取組状況と今後の方向性 及び予算への反映方針	取組の課題、 第3次計画への反映方針	第3次計画への 反映(廃止、継 続、統廃合)	統廃合の場合、何と統合 するか(取組み方針・ 取組み内容)	統廃合後 の担当課
再生可能エネルギーの普及促進	環境課	国などの各種補助事業の利用推進	○	各種補助事業の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・H27にグリーンニューディール基金を活用して公共施設に太陽光発電システム及び蓄電池を設置した。(R元年度太陽光発電実績:健康管理センター20,810kwh、寒川小学校17,934kwh、小谷小学校10,545kwh、寒川中学校17,412kwh) 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内に向けては、今後の設備の更新や施設の建て替えなどの際は施設の所管課と情報共有し、補助金等の積極的な活用に向けていく。 ・町民・事業者に対しては低炭素化につながる改修等に活用できる補助金等の情報を様々な機会を捉えて情報提供を行っていく。 	継続		
地球温暖化対策実行計画の見直し	環境課	地球温暖化対策推進実行計画(事務・事業編)の改訂	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進実行計画(事務・事業編)の改訂・推進 ・実行計画に基づく地球温暖化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画(行政編)について、点検票を活用し取組を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度にて現行の実行計画の計画期間が終了するため、新たな実行計画を策定し、今後も町の事務・事業によって発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいく必要がある。 ・区域施策編は策定しないが、新たな事務・事業編の策定にあたってはその考え方を取り入れる。 	継続		
地球温暖化対策実行計画の見直し	環境課	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定 ・実行計画に基づく地球温暖化対策の推進 ・区域施策編の策定に代わる町全体のエネルギー使用量の削減に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編については、策定が努力義務であること、また、寒川町の規模で策定するのは現実的でないことから策定しないこととし、これに代わる町全体のエネルギー使用量の削減につながる、実効性のある施策を展開していく。(区域施策編の策定検討は取組終了) ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定に代わる町全体のエネルギー使用量の削減につながる「事業所における省エネ診断の活用促進」の取組みに統廃合するべきと考える ・区域施策編は策定しないが、事務・事業編の見直しの際にその考え方を取り入れることとする。 	統廃合	事業所における省エネ診断の活用促進	環境課	
広域行政による温暖化防止の取組み	環境課	湘南エコウェーブプロジェクトの推進	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南エコウェーブプロジェクトによる藤沢市・茅ヶ崎市と連携した各種取組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・日大と協力し環境学習「みどりの保全セミナー・森を知ろう」を開催した。(R元年度参加者:2市1町全体54名、町内15名) ・12月の温暖化防止月間に統一行動日を設け、各市町でアイドリングストップ・ノーカーデー・マイバッグ推進等の啓発を行う予定であったが、2月の他の事業においてエコバッグを配布し啓発に努め、アイドリングストップとノーカーデーについては広報12月号で周知した。 ・環境に関する先進的な施設を見学するバスツアーを開催した。(親子環境バスツアー、R元年度参加者:2市1町全体41名、町内10名。環境バスツアー、R元年度参加者:2市1町全体37名、町内3名) ・インクカートリッジリサイクルプロジェクトを継続して実施した。 	<p>今後の地球温暖化対策と気候変動適応策を効果的に進めていくにあたり、藤沢市・茅ヶ崎市との広域行政による連携の取組みは、主要な取組みとして展開していくべきものであり、継続して取り組んでいく必要がある。</p>	継続		

第3次環境基本計画へ

※左の表で「継続」または「統廃合」とした場合、下表に入力してください。
※今後の取組で新たな「施策の取組」がありましたら「新規」として入力してください。

区分	重点施策1	重点施策2	取組み方針・ 取組み内容	第3次計画で 該当する基本目標
継続	再生可能エネルギーの普及促進	国などの各種補助事業の利用推進	各種補助事業の周知啓発	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	地球温暖化対策実行計画の見直し	地球温暖化対策推進実行計画(事務・事業編)の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進実行計画(事務・事業編)の改訂・推進 ・実行計画に基づく地球温暖化対策の推進 	③低炭素を基調とするまちをつくります
統廃合	(統廃合後)省エネルギーの推進	(統廃合後)家庭や事業所における省エネ機器の導入推進	(統廃合後)事業所における省エネ診断の活用促進	③低炭素を基調とするまちをつくります
継続	広域行政による温暖化防止の取組み	湘南エコウェーブプロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南エコウェーブプロジェクトによる藤沢市・茅ヶ崎市と連携した各種取組みの推進 	③低炭素を基調とするまちをつくります